

TPP協定の 全体像と問題点

—市民団体による分析報告— Ver.2

2016年2月5日

TPP テキスト分析チーム

もくじ

はじめに	3
1. TPP 農産物市場アクセス (第2章内国民待遇及び物品の市場アクセス章と関連附属文書)	4
2. 食の安全と TPP (第7章「衛生植物検疫(SPS)措置」、第8章「貿易の技術的障害(TBT)措置」)	14
3. 投資	21
4. 金融サービス	31
5. サービス貿易	43
6. 国有企業	59
7. 医療分野	70
8. 知的財産(著作権)	81
9. 労働	89
10. 規制の整合性	93

はじめに

昨年10月に「大筋合意」をし、11月5日に暫定協定文案が公開されたTPP協定。今年に入り日本政府は暫定仮訳を公開しましたが、そもそも協定文は本文と付属書だけでも5500ページを超える膨大な量であり、また付属書や二国間交換文書など関連文書すべてが公開・翻訳されているわけではありません。TPPの全体像を十分に把握し、私たちの暮らしや日本社会にとっての問題や懸念を精査することはまだまだ時間がかかるといえます。米国はじめ各国でも、協定文の公開以降、国会議員や市民団体が分析と問題提起を続けています。

TPPは農産品の関税だけの問題でなく、投資や金融、食の安全基準や食品表示、サービス貿易全般も含んでおり、さらには国有企業や電子商取引などこれまで貿易協定になかった分野もカバーする実に多岐にわたる内容です。

2016年1月から始まった今国会でもTPP協定の批准や関連法案の審議がなされるといわれています。十分な情報公開と議論、専門家・各自治体による詳細な影響評価もなされないまま「批准ありき」で審議が進むことは絶対に避けなければなりません。

こうした問題意識から、私たちTPPに強い懸念を持つ市民団体・農業団体・労働組合などは英文テキストが公開された11月5日以降、「TPPテキスト分析チーム」を立ち上げ調査・分析を進めてまいりました。このたび第一次報告書を完成させ、多くの方々と問題を共有し、幅広い議論を起こしたいと一同願っております。

※本報告書は今後も随時改定していく予定です

2016年2月5日

TPP テキスト分析チーム

1. TPP 農産物市場アクセス

(第二章内国民待遇及び物品の市場アクセスと関連附属文書)¹について

岡崎衆史(農民運動全国連合会・国際部副部長)

概要

TPP の関税撤廃率は 95.1%で、日本が結んだ貿易協定で過去最高だった日豪 EPA の 89%を上回る自由化度の高い協定となった。しかし、協定文には、そこにとどまらず、さらに全面的な関税撤廃に進んでいく仕組みが盛り込まれている。TPP には、日本が結んだ EPA に含まれてきた関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が存在せず、一切の物品が関税撤廃の対象となっている。そのため、今回関税撤廃の対象にならなかった品目も将来的に関税が撤廃される恐れがある。日本には、7 年後に農産物輸出国 5 カ国との間で、関税、関税割当、セーフガードを含む全面的な見直し協議をすることが義務付けられている。時間をかけて関税を削減する品目については、撤廃時期繰上げを求める圧力が恒常的にかけられる。

一切の農産物が関税撤廃の対象から除外されていないだけでなく、農産物の市場アクセスを拡大するための特別な仕組みが存在する。例えば、TPP にいくつかある小委員会のうち「物品の貿易に関する小委員会」が、物品全体の市場アクセスを拡大するために貿易障壁に対処するが、これに加えて、農産物貿易を促進するための「農業貿易に関する小委員会」も設置される。さらに、遺伝子組換え(GM)農産物の貿易を、農産物市場アクセスの枠組みで取扱い、どのように GM 農産物の貿易を拡大していくかという文脈に位置付けている。GM 農産物の貿易が安全性を無視して拡大していく危険性が高い。農業貿易に関する小委員会も GM 農産物の貿易の条項も、日本がこれまで結んだ EPA には存在しない。セーフガードについては、WTO が農産物に認める特別セーフガードを発動する権利を奪いながら、TPP が新たに設置する農産物の品目別セーフガードは期限が来れば全て撤廃される。

TPP は、一切の物品を例外なく関税撤廃の対象としている点、農産物市場アクセスを特に拡大する仕掛けを持つ点で、これまでの WTO 協定や日本がこれまで結んだ EPA を上回る全面的な農業破壊の仕組みである。GM 農産物貿易の条項が示すように、この協定は、農業破壊とともに、食の安全性の破壊も不可避免的に進めるものとなるだろう。

はじめに——TPP が約束したもの(史上最悪の農業つぶし協定)

関税品目でみた場合、日本の農林水産品の関税品目 2328 のうち、TPP で関税を撤廃するのは 1885 品目(81%)。このうち 1195 品目で即時撤廃(51.3%)。関税撤廃の例外は 443 品目(19%)。ただし、税率は維持したが関税割当を設けたものや税率を削減したもの、税率維持が一部にとどまったものもあるため、税率を完全に維持したのは 156 品目だけである(農水省の資料より)。

重要品目(コメ、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖、でん粉)についても無傷のものはなく、関税品目 586 のうち、174 品目(約 30%)で関税を撤廃した。重要品目以外では、98%の関税を撤廃した。

TPP は、与党自民党が「ぎりぎりの越えられない一線」とした日豪 EPA と比べても、ウルグア

¹第二章「内国民待遇及び物品の市場アクセス」は、第 A 節(定義及び適用範囲)、第 B 節(内国民待遇及び物品の市場アクセス)、第 C 節(農業)、第 D 節(関税割当ての運用)、及び附属書二—A(内国民待遇並びに輸入及び輸出の制限)、附属書二—B(再製造品)、附属書二—C(輸出税、租税その他の課徴金)、附属書二—D(関税に係る約束)で構成。この章にはほかに、各国の譲許表、一般的注釈など 41 の国別付録から成る(日本はそのうち 8 本)。

イラウンド農業合意(農産物全体で平均 36%の関税引き下げ)と比べても、これらをはるかに上回る史上最悪の農業つぶし協定である(表 1 参照。「農民運動全国連合会」発行の雑誌『農民』No.72 より)。

	国会決議	TPP「大筋合意」主な合意内容	関税撤廃率	日豪FTA
米		米・豪産米に7.8万トンの輸入枠新設 ミニマム・アクセス米6万トンを米国に上積み	26%	除外
小麦	除外	米・加・豪産小麦に25.3万トンの輸入枠新設 マークアップを45%削減	24%	将来見直し
牛肉	または	15年後までに関税を76%削減(38.5%⇒9%)	73%	関税38.5%⇒ 23.5%
豚肉	再協議	高級肉は10年で関税撤廃(4.3%⇒0%) 加工肉(差額関税)は90%削減	67%	差額関税を20～ 50%削減
乳製品		バター・脱脂粉乳に低関税輸入枠を新設 ホエー(乳清)の関税撤廃 ナチュラルチーズの関税を撤廃	16%	再協議 チーズ関税割当
砂糖		加糖調整品の輸入枠新設 でんぷんに特別輸入枠新設	24%	将来見直し
*「除外」とは「特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと」				
「再協議」「将来見直し」とは「特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること」				
*決議は「10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」も要求				

一、あらゆる農産物の関税を撤廃

a) 関税の撤廃——日本の農林水産物を標的にした見直し

WTO 交渉はこれまで農産物を他の物品と区別して扱い、WTO 農業協定も、農業交渉で「非貿易的関心事項」の考慮を義務付けている(同協定第 20 条 c 項)。原則として全ての関税撤廃を目指す FTA や EPA にも、関税撤廃の「除外」や「再協議」²の品目が存在する(表 2 と 3 参照)。TPP にはこうした「除外」も「再協議」の対象も存在しないため、関税撤廃の対象は全ての品目となる³。

さらに、7年後の見直し協議は、日本に農産物を輸出するアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、チリの要請で行われる。協議の対象は、関税、関税割当、セーフガードまで含まれる全面的なものとなる(日本国の関税率表：一般的注釈)。農産物関税撤廃率が日本に次いで低いカナダ(94.1%)も含め、日本のように複数国の見直し要請に応じることを約束している国は他に存在しない。今回日本が関税撤廃を約束しなかった 443 品目は全て農林水産品であるため、見直し協議で日本は当然、農産物輸出国 5 カ国から、農産物のさらなる関税撤廃を迫られることになる。日本政府は、史上最悪の農産物市場開放の約束をしながら、さらなる関税撤廃に向けた見直しを協議する約束を、複数の農産物輸出国に對して行ったことになる。TPP は、日本を後戻りできない関税撤廃への道に進ませる。

b) 関税撤廃時期の繰上げ——2 つの仕組み

² 「除外」は関税の撤廃や削減の対象としないこと。「再協議」は扱いを将来の交渉に先送りすること。

³ 米通商代表部の管轄下にある「貿易のための農業政策諮問委員会 (APAC) の報告は、「我々ほどの物品も除外されなかったことに留意し、TPP の適用範囲を称賛する」と記している(15 年 12 月 1 日)

今回の TPP 合意の下での日本が関税撤廃を約束した 1885 品目のうち、即時撤廃するのは 1195 品目。撤廃まで猶予のある 690 品目についても、関税撤廃時期を繰り上げるように求める圧力が恒常的かけられる仕組みが存在する。一つ目は、締約国の要請があった時には関税撤廃時期の繰り上げを検討するため協議を義務付ける第二・四条第 3 項に基づく協議によって、二つ目は、第二・十八条に基づいて設置される「物品の貿易に関する小委員会」を通じて TPP 全体規模で行われる(協定発効後最初の 5 年間は年 1 回以上会合。発効から 2 年以内に任務についての報告書を委員会に提出)。

(関連する TPP 及び WTO の条文)⁴

OTPP 条文

第二・四条 関税の撤廃

1. いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない。
2. 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、附属書二-D (関税に係る約束) の自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する。
3. いずれかの締約国の要請に応じ、当該要請を行った締約国及び他の一又は二以上の締約国は、附属書二-D (関税に係る約束) の自国の表に定める関税の撤廃時期の繰り上げについて検討するため、協議する。

[以下略]

第二・十八条 物品の貿易に関する小委員会

[省略]

3. 物品貿易小委員会の任務には、次のことを含める。
 - (a) 締約国間の貿易を促進すること(この協定に基づく関税の撤廃時期の繰り上げその他適当な事項に関する協議による促進を含む。)
 - (b) 締約国間の物品貿易に対する障壁(この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関の権限内の障壁を除く。)、特に非関税障壁の適用に関する障壁について対処し、適当な場合には、これらの事項を検討のため委員会に付託すること。[以下略]

附属書二-Dの日本の関税率表

一般的注釈

- 9 (a) オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締約国は、市場アクセスを増大させる観点から、日本国が当該要請を行った締約国に対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため、この協定が日本国及び当該要請を行った締約国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議する。

OWTO 農業協定

第 20 条 改革過程の継続

加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、実施期間の終了の一年前に

⁴ 下線は筆者。TPP 条文は政府訳を使用。ただし、米韓 FTA など政府訳がないものは筆者による。

その過程を継続するための交渉を開始することを合意する。

- (a) 削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験
- (b) 削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響
- (c) 非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標及び関心事項
- (d) これらの長期目標を達成するために更にいかなる約束が必要であるか。

二、農産物の貿易を促進するための「農業貿易に関する小委員会」の設置

TPP には、「物品の貿易に関する小委員会」(第二・十八条)が存在し、締約国間の貿易の促進、物品貿易の障壁に対処する役割などを持つ。しかし、これに加えて、第二・二十五条は、「農業貿易に関する小委員会」を設立すると定め、その任務として、「締約国間の農産物の貿易…を促進すること」を挙げている(第2項 a)。

日本がこれまで結んだ EPA に、農業貿易に関する小委員会は存在しない⁵。一方、米韓 FTA には、同名の委員会があるが、農産物の貿易の促進をその任務として挙げていない。そうしたことから、農産物貿易の促進を目的として明記する TPP の農業貿易に関する小委員会は、農産物関税撤廃率が他の国よりも相対的に低い日本に対して、さらなる農産物市場開放を迫るための恒常的な仕組みになるのではないかと懸念される。

(関連する TPP 及び米韓 FTA の条文)

OTPP

第二・二十五条 農業貿易に関する小委員会

1. 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る農業貿易に関する小委員会を設置する。
2. 農業貿易に関する小委員会は、次のことのために場を提供する。
 - (a) この協定に基づく締約国間の農産物の貿易及び適当な場合にはその他の事項を促進すること。
 - (b) この節の規定の実施及び運用(前条(輸出制限(食糧安全保障))に規定する食料の輸出の制限の通報を含む。)について監視し、及び協力を促進すること並びに第二・二十一条(農業輸出補助金)、第二・二十二条(輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険)及び第二・二十三条(農産物を輸出する国家貿易企業)に明示する協力のための作業に関する討議を行うこと。
 - (c) この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と調整しつつ、この節の規定に関連する事項について締約国間で協議すること。
 - (d) 物品の貿易に関する小委員会及び委員会が委任する追加的な作業を行うこと。
3. 農業貿易に関する小委員会は、必要に応じて開催する。農業貿易に関する小委員会は、この協定の効力発生の後最初の五年間は、少なくとも年一回会合する。

○米韓 FTA

第 3.4 条 農業貿易に関する小委員会

1. [省略]
2. 農業貿易に関する小委員会は、次のことのために場を提供する。
 - (a) 本章〔第 3 章 農業〕の実施と運用についての協力を監視及び促進するため。

⁵ 現在、日本と 14 カ国・地域との EPA が発効済み。

- (b)その他の小委員会、作業部会、又は、本協定の下で設置されるその他の機関と連携して、本章に関連する事項について協議するため。
- (c)合同委員会が割り当てていかなる追加的作業についても引き受けるため。
3. 農業貿易に関する小委員会は締約国が他に合意しない限り、少なくとも一年に一度会合する〔以下略〕。

三、遺伝子組換え(GM)農産物の貿易が安全性を無視して拡大する危険

第二章の第 C 節(農業)に「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」が組み込まれている(第二・二十七条)。これまでの日本と 14 カ国・地域の EPA も、米国が 20 カ国と結ぶ 14 の FTA も、GM 農産物の貿易の項目を設けてはいない。農産物市場アクセスに GM 農産物の貿易を盛り込むという条文上の構成だけとって、TPP が GM 農産物の貿易を大幅に加速させかねない危険な条約だということを示唆している。また、第二・二十七条の規定は、現存の GM 生物を規制する国際条約と比べて、GM 農産物輸出国の義務があいまいで、輸入国の権利が弱められているなど問題点が多い。GM 農産物の貿易の中断を回避し、新規承認を促進する条項もある(第二・二十七条第 8 項)。さらには、GM 農産物の貿易に関して情報交換と協力を進めるための作業部会が設置され、農業貿易に関する小委員会の下に置かれる。作業部会は、GM 農産物輸出国が輸入国に対して GM 作物の新規認可を求めたり、表示などの規制の緩和を求める場となる危険性がある(第二・二十七条第 9 項)。

(TPP の GM 農産物の条項についての米農務省の見解)

米農務省は TPP の遺伝子組換え農産物の条項を次のように要約している。「TPP は、農業バイオテクノロジーのトピックを米国の 2 国間及び地域貿易協定に初めて盛り込んだ。TPP 協定は、農業バイオテクノロジーが、増大する世界の人口に持続可能な方法で食料を供給する重要なツールであることを認めるとともに、意思決定プロセスの透明性の促進、微量混入の際の協力、現代のバイオテクノロジー生産品の時宜に合った〔timely〕承認の促進を TPP 諸国に約束させる、農業バイオテクノロジーに関する条項を盛り込んでいる。また、農業バイオテクノロジー生産品の貿易に関する事項に対処する任意の〔voluntary〕作業部会を創設する」(米国農務省の説明文書「環太平洋パートナーシップの農業関連条項 詳細な要約」15 年 11 月 30 日)

(以下は TPP 条文、カルタヘナ議定書⁶の関連箇所)

①遺伝子組換え農産物の貿易を拡大するための透明性、協力、情報交換の促進

OTPP 第二・二十七条

1 締約国は、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関する透明性、協力及び情報交換の重要性を確認する。

②LLP⁷発生時の輸出締約国の義務をあいまいに

TPP には、カルタヘナ議定書に存在する LLP 発生などの際に、悪影響を受ける国が適切な対応を決定し、緊急措置と含む必要な行動を開始するための速やかな協議を締約国に義務付ける規定などが存在しない。輸出国の事業者は、情報共有を「奨励」されるにすぎない。

OTPP 第二・二十七条

⁶ 「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(03 年発効)。TPP 加盟国のうちカルタヘナ議定書締約国は、日本、マレーシア、ベトナム、ペルー、メキシコ、ニュージーランドの 6 カ国。

⁷ GM 農作物の微量混入。輸入国が承認していない微量の GM 農作物が輸入貨物に意図せず混入すること。

5 各締約国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、微量の混入（以下この節において、「LLP」という。）（注）の発生に関する情報を共有するための一又は二以上の連絡部局を指定し、通報する。

6 輸出締約国は、LLP の発生に対処し、及び将来の LLP の発生を防止するため、輸入締約国の要請がある場合において、可能なときは、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のことを行う。

(a) 当該輸出締約国が特定の現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物性生産品であるもの）の承認に関連して危険性又は安全性の評価を実施した場合には、当該評価の概要を提供すること。

(b) 「判明している場合には、現代のバイオテクノロジーによる生産品(植物性生産品であるもの)の承認を受けた自国の領域内の事業体であって、次の情報を有している可能性がある」と当該輸出締約国が信ずるものの連絡先を提供すること。

(i) 貨物の中に微量に存在する現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物性生産品であるもの）を検出するために存在する方法であって、有効なものと認められたもの。

(ii) LLP の発生を検出するために必要な参照用の見本

(iii) 輸入締約国が危険性若しくは安全性の評価を実施するために使用することができる関連の情報又は食品としての安全性の評価を行うことが適当である場合には、組換え DNA による植物から得られる食品の安全性の評価の実施のための食品規格委員会の指針（文書番号 CAC/GL 四五―二〇〇三）附属書三の規定に従って実施される食品の安全性の評価のための関連の情報

(c) (b)に規定する事業体に対し、(b)(i)から(iii)までに規定する情報を輸入締約国と共有するよう奨励すること。

○カルタヘナ議定書 第 17 条 意図的でない国境を越える移動及び緊急措置

1. 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響（そのような影響を受け又は受ける可能性のある国における人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼすおそれのある改変された生物の意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のある放出をもたらす事態が自国の管轄下において生じたことを知った場合には、これらの国、バイオセーフティに関する情報交換センター及び適当な場合には関連する国際機関に通報するための適当な措置をとる。その通報は、締約国がそのような状況を知ったときは、できる限り速やかに行う。

(2 は省略)

3. 1 の規定に基づく通報には、次の事項を含めるべきである。

(a) 改変された生物の推定される量及び関連する特性又は形質に関する入手可能な関連情報

(b) 放出の状況及びその推定される日並びに当該放出が生じた締約国における改変された生物の利用に関する情報

(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響(人の健康に対する危険も考慮したもの)並びに危険の管理のためにとり得る措置に関する入手可能な情報

(d) その他の関連情報

(e) 追加的な情報のための連絡先

4. 締約国は、その管轄下において 1 に規定する改変された生物の放出が生じたときは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす著しい悪影響(人の健康に対する危険も考慮したもの)を最小にするため、そのような悪影響を受け又は受ける可能性のある国が適切な対応を決定し及

び緊急措置を含む必要な行動を開始することができるよう、これらの国と直ちに協議する。

③弱められる輸入締約国の権利

LLP に対処するための輸入締約国の措置が、(自国の法令及び政策に合致する)「適当なもの」であることを確保することが求められる。「適当な措置」とは何かで争われる可能性がでてくるのではないか。

OTPP 第二・二十七条

7 輸入締約国は、LLP の発生があった場合には、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のことを行う。

- (a) 当該 LLP 発生の実態及び当該 LLP の発生が判明した貨物の処分に関する決定を当該輸入締約国が行うために輸入者に提出を要求する追加的な情報について、当該輸入者又はその代理人に対して通知すること。
- (b) 可能な場合には、当該 LLP の発生について当該輸入締約国が実施した危険性又は安全性の評価の概要を輸出締約国に提供すること。
- (c) 当該 LLP の発生に対処するためにとられる措置(注)が自国の法令及び政策に合致する適当なものであることを確保すること。

(注)この 7 の規定の適用上、「措置」には、罰則⁸を含まない。

④GM 農産物貿易の中断を回避し、新規承認を促進

OTPP 第二・二十七条

8. LLP 発生による貿易の混乱⁹の可能性を減じるため、

(a) 各輸出締約国は、自国の法令及び政策に従い、技術開発を行う者に対し、現代のバイオテクノロジーによる生産品(植物及び植物性生産品であるもの)の承認のための申請を締約国に提出することを奨励するよう努める。

(b)現代のバイオテクノロジーから得られる植物及び植物性生産品を承認する締約国は、次のことを行うよう努める。

- (i)現代のバイオテクノロジーによる生産品(植物及び植物性生産品であるもの)の承認のための申請の提出及びその審査を年間を通じて認めること。
- (ii)世界的な情報交換を改善するため、現代のバイオテクノロジーによる生産品(植物及び植物性生産品であるもの)の新たな承認に関する締約国間の連絡を増進すること。

⑤農業貿易に関する小委員会の下に作業部会を設置

OTPP 第二・二十七条

9. 締約国は、貿易に関連する事項であって現代のバイオテクノロジーによる生産品に関連するものについて情報交換及び協力を行うため、ここに、農業貿易に関する小委員会の下に現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会(以下この条において「現代バイオテクノロジー生産品作業部会」という。)を設置する。現代バイオテクノロジー生産品作業部会は、締約国の政府の代表者によって構成されるものとし、それらの締約国は、農業貿易に関する小委員会に対して現代バイオテクノロジー生産品作業部会に参加する旨を書面により通報し、及び現代バイオテクノロジー生産品作業部会に対する一又は二以上の自国政府の代表者を指名する。

⁸ penalties

⁹ 「混乱」と訳される「disruptions」は「中断」も意味する。

10 現代バイオテクノロジー生産品作業部会は、次のことのための場を提供する。

- (a) 締約国の法令及び政策に従うことを条件として、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関連する事項(効力を有する法令及び政策並びに法令及び政策の案を含む。)について情報を交換すること。
- (b) 二以上の締約国間において、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易について相互に関心を有している場合には、協力を更に促進すること。

四. 奪われる農産物セーフガード発動の権利

TPP は、WTO 農業協定が保障する農産物向け「特別セーフガード」を発動する権利を全面的に奪っている¹⁰。これは日本がこれまで結んだ EPA では例がない。

また、TPP が定める農産品を対象にする品目別セーフガードは、全て一定期限が過ぎれば撤廃される。例えば、日本の付録 B—1(農産品セーフガード措置)には、牛肉や豚肉を含む 8 種類の農産品に対するセーフガードが列記されている(表 4 参照)。そのうち、豚肉のセーフガードは 12 年で撤廃される。牛肉はほとんど発動される見込みのないような基準値を設け 16 年目以降連続 4 年間発動されなければ廃止される。ちなみに、16 年目に発動に必要な基準値となる 73.8 万トン は 2013 年度の輸入量 53.6 万トンの 38%増。初年度の基準値 59 万トンでさえ、約 10%増である。先に挙げた 5 カ国との見直し協議の対象には、セーフガードも含まれるため、いっそう改悪される恐れもある。安倍首相は、このセーフガード創設をもって国会決議が守られた論拠の一つにしているが、実態はこの程度のものである。

一方、TPP 第六章「貿易上の救済」は、経過的セーフガードを定めているが、発動できるのは関税撤廃期間に限定されている。さらには、同一産品について 2 回以上の発動を禁ずるなど、日本がこれまで結んだ EPA に存在しない規定が存在する。

(アメリカとカナダの自動車のセーフガードは特別扱い)

日本は、第二章の国別付録でアメリカとカナダとの間で、自動車に適用される経過的セーフガードについて定めている。それによると、アメリカの間では関税撤廃の 10 年後まで、カナダの間では関税撤廃の 12 年後まで、経過的セーフガードを発動できる。発動回数の制限はなく、発動期間の延長は通常 1 年だが、2 年間認められる。アメリカとカナダの自動車を守る特別な仕組みである。

五、最後に——アジア太平洋地域の農産物市場支配を狙うアメリカ

1) 関税撤廃の「除外」規定の排除、2) 発効 7 年後の日本の農産物を標的にした農産物輸出大国を含む 5 カ国との見直し協議の義務付け、3) 農業貿易に関する小委員会の設置、4) 遺伝子組換え農産物の貿易を促進するための条項の設置、といった第 2 章に盛り込まれた内容を俯瞰してみると、遺伝子組換えを含む農産物貿易という特に自国が強い分野で、都合のよいルールづくりを狙う超大国アメリカの意図がみえてくる。

米通商代表部(USTR)は、TPP 第二章の概要説明の中で、農産物市場アクセスを特に重視し次のように述べる。「アジア太平洋地域よりも大きな機会是他に存在しない。この地域には、2030 年までに 32 億人の中間層の消費者が住み、主要穀物、生鮮果実・野菜、乳製品、肉、他の農産物の

¹⁰ WTO が加盟国に認めるセーフガードには、ウルグアイラウンド合意で関税化された品目を対象にする「特別セーフガード」のほかに、ガット第 19 条及びセーフガード協定に基づく一般セーフガードが存在する。TPP は一般セーフガードについてはその権利を保障するとしている。

世界最大の購買者となる。…この市場は、長期にわたる〔for a generation〕アメリカの地方の成長の基盤となる可能性がある」

(表2)日本がこれまで結んだEPA(発効済みのもの)の「除外」「再協議」品目

発効年月	EPAの相手国・地域	除外等	再協議
02年11月	シンガポール	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖、パイナップル(缶詰等を含む)、でん粉、合板、かつお・まぐろ、水産IQ品目	
05年4月	メキシコ	米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、合板、くろまぐろ、さば	パイナップル、砂糖
06年7月	マレーシア	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、パイナップル(缶詰等を含む)、でん粉、砂糖	大豆油、ショートニング、さわら 合板
07年9月	チリ	米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、砂糖、チョコレート、水産IQ品目	チーズ、オレンジ、合板、大西洋さけ、あわび
07年11月	タイ	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、サゴでん粉、水産IQ品目	豚肉、砂糖、カッサバでん粉、合板
08年7月	インドネシア	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖、水産IQ品目	合板、かつお・まぐろ
08年7月	ブルネイ	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、パイナップル(缶詰等を含む)、砂糖、水産IQ品目	大豆油、合板
08年12月	ASEAN	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、砂糖・砂糖調製品、でん粉、パイナップル(缶詰等を含む)、合板(熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの)、かつお・まぐろ、水産IQ品目	
08年12月	フィリピン	米麦、米麦調製品、指定乳製品、サゴでん粉、水産IQ品目	牛肉、豚肉、精製糖、カッサバでん粉、合板、粗糖
09年9月	スイス	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、大豆油、菜種油、砂糖、でん粉、パイナップル	
09年10月	ベトナム	米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、パイナップル缶詰、砂糖、でん粉、水産IQ品目	かつお・まぐろ(除外を含む)
11年8月	インド	国家貿易品目(米麦、米麦調製品、乳製品)、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、砂糖、でん粉、合板、いか、いわし、かつお・まぐろ	
12年3月	ペルー	米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、雑豆、砂糖、でん粉、落花生、合板、するめいか、ほたてがい、さば、あじ	
15年1月	オーストラリア	米、落花生油、とうもろこし油、ショートニング、砂糖菓子、キャンディー類、	食糧用小麦、バター、脱脂粉乳、一般粗糖、精製糖、合板、めばちまぐろ、びんながまぐろ

農水省の資料から作成

(表3)米国がこれまでに結んだ FTA の除外項目

発効年月	FTA の名称	除外
1994 年 1 月	NAFTA(米国、カナダ、メキシコ)	(米国とカナダ間)米国＝乳製品、ピーナッツ、砂糖、綿 カナダ＝乳製品、家禽肉、卵、マーガリン (カナダとメキシコ間)両国ともに、乳製品、家禽肉、卵、砂糖
2005 年 1 月	米豪 FTA	砂糖、ブルーチーズ、シロップ(米国側)
2012 年 3 月	米韓 FTA	米と米調整品(韓国側)

農水省の資料などから作成

(表4)農産物品目別セーフガードは全て期限付き

牛肉	16 年目以降 4 年間連続で発動されなければ廃止
牛ほほ肉など	16 年目以降 4 年間連続で発動されなければ廃止
豚肉	12 年目に廃止
加工豚肉	12 年目に廃止
ホエイのタンパク質濃縮物	21 年目以降 3 年連続で発動されなければ廃止
ホエイ粉	16 年目以降 2 年連続で発動されなければ廃止
オレンジ(12/1～3/31 に輸入されるもの)	8 年目で廃止
競走馬	16 年目で廃止

TPP 第二章 日本国の関税率表:付録 B-1 農産品セーフガード措置から作成

2. 食の安全と TPP (第7章「衛生植物検疫(SPS)措置」、第8章「貿易の技術的障害(TBT)措置」)

山浦康明 (TPP に反対する人々の運動、明治大学)

協定文案の第7章「衛生植物検疫 (SPS) 措置」、第8章「貿易の技術的障害 (TBT) 措置」において、問題点は以下のように多岐に及ぶ。

1) 第7章、8章を含め交渉テキスト全文の日本語訳が公開された。しかし、条文だけでは実際のルールはどうなるのかは不明である。交渉におけるサイドレターも英文・日本語で公開し、条文の解釈を明らかにすべきである。

2) 第2章「内国民待遇及び物品の市場アクセス」第29条「モダンバイオテクノロジーによる生産品の貿易」において、輸入時にコンタミネーションが存在した場合など、問題解決のために作業部会を設置することを含め、情報交換のための作業部会を開くと規定している。その組織の法的性格、輸入国の執行に対する権能などが不明であり、実際の構成、権能によっては、事業者の利益が優先され消費者の利益が奪われる恐れがある。

3) 日本が予防原則に基づき、安全性確保のために執る措置はこの協定で排除される可能性が高い。SPS 委員会が設立され、それに大きな権限が与えられると、日本が国内対策を独自に策定することを牽制しかねない。

第7章「衛生植物検疫 (SPS) 措置」では、12 の締約国が実施する衛生植物検疫措置は「貿易に対して不当な障害にならないようにする」ことを最大の狙いと位置づけている。このために「透明性を確保する」というキーワードが重視されている。これは WTO の SPS 協定では、情報提供を中心に手続が規定されていたもの (WTO/SPS 第7条に「透明性」として情報提供義務を規定、附属書 B でその手続を記載) を内容的に詳細に記述し、各国の主権をも超える各種の制度を規定している。

TPP 加盟国間では SPS 委員会により、また各国は規制当局、コンタクトポイントを設けて、リスク分析 (アナリシス) 手法により、関係者の意見を聞いてそれぞれの措置を行うこと、SPS 上の措置に関する紛争解決のために、第28章の「紛争解決ルール」に基づき政府間協議が行われることなどが盛り込まれている。

リスク分析の考え方を前提にすると、輸入国の輸入規制に関して厳密な科学的な証拠を提出しなければ敗訴することとなり、せつかくの輸入国の予防的措置が萎縮しかねない。またこのような新たなルールが実施されると、自国の安全基準の策定に関して海外の事業者も注文をつけることができることにつながり国の主権も侵害されかねない。

4) 第7章第7条の「地域的状況、ゾーニング、コンパートメント」などの概念を認めることは、病害虫、疾病を国境対策として行う輸入国の権限を制限し、安易に貿易優先の考え方を持ち込むことになる。

病害虫など農畜産物のリスクが発生した場合でも、輸出国が地域的に封じ込めれば国全体としては輸出禁止措置をとらなくてもよいといった貿易禁止の例外を大幅に認める考え方も盛り込まれているが、これにより例えば BSE 発生国からの輸入の全面的禁止措置は執れなくなる恐れがある。

5) 物品の引き取りについて第5章「税関当局及び貿易円滑化」第10条では「48時間以内」とのルールを設けているが、これは検疫において安全性を軽視することになる。

第5章第10条では「各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りのための簡素化された税関手続を採用し、又は維持すること、また、自国の関税法の遵守を確保するために必要な期間内 (可能な限り物品の到着後 48 時間以内) に引取りを許可すること等の手続を採用し、

又は維持しなければならない（原文は shall を用いる）」と規定されているが、輸入手続きの迅速化という名目で輸入検査が拙速に行われてしまうことなど、各国の安全確保の実施方法が制限されることとなり、今でもわずかな抜き取り検査しか行われていないにも拘わらずさらに安全性が軽視されかねない。

6) 第8章「貿易の技術的障害 (TBT) 措置」において、「透明性の確保」との表現で各国の食品表示基準の策定において海外の利害関係者が関与できる仕組みが導入されるのではないかと。また TBT 委員会の性格、権能が不明である。

第8章では各国の工業製品や食品添加物、食品表示の各国の基準やルールが貿易の障害にならないように、といった目的が重視されており、「透明性の確保」のためとして次のような規定も盛り込まれている。例えば、日本が強制規定 (technical regulations)、任意規定 (standards)、適合性評価手続の導入 (conformity assessment procedures) などの様々なルールを策定しようとする際に、他の国 (例えば米国) の利害関係者を検討に参加させなければならない。また、日本が新たな規定を実施する 60 日前までに相手国の利害関係者から意見を述べる機会を与えることなども盛り込まれている。今後日本が厳しい遺伝子組み換え食品の表示をしようとしても、米国の事業者から反対の意見が出て、それができなくなる恐れもあるのではないかと。また、TBT 委員会や作業グループを設け TBT ルールの設定や見直しなどを行うとされる。この委員会には業界代表なども関与できるのではないかと。

* 総じて、私たち市民は、農産物・食品の貿易の極端な自由化が進み、各国の農業、地域社会が崩壊することとともに、貿易拡大でグローバル企業だけが利益を得て食の安全が軽視されかねないことを懸念する。

日本政府は、TPP 協定の第7章 SPS について「SPS 章は、科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全 (人の健康又は生命の保護) を確保するために必要な措置をとる権利を認める WTO・SPS 協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。」¹¹と述べる。また第8章 TBT の規定について「TBT 章では・・・中略・・・我が国が他の締約国による強制規格等の策定に関する情報を確実に入手し、要望等を提出することが容易となり、我が国企業が他の締約国において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない。」¹²と説明する。

しかし、TPP 協定における SPS と TBT の章では、締約国 (とくにアメリカ) とステークホルダーとしてのグローバル企業の関与が大幅に可能となっている。日本の食品安全委員会、消費者庁、消費者委員会の審議の様子をみてもリスクコミュニケーション、安全性評価、制度をめぐる審議において事業者の意見がこれまでも多く反映される傾向にあり、消費者代表の厳しい要求はなかなか受け入れられなかったことを考えると、新たな制度のもとで消費者の意見が反映される可能性は低く、むしろこれからはグローバル企業の声 that 反映しやすくなると考えられる。

それに加えて TPP 協定第2章「内国民待遇及び市場アクセス」では第27条でことさら「モダンバイオテクノロジーによる生産物の貿易」を掲げ、遺伝子組み換え農産物の輸出国 (米国など) の義務をあいまいにし、輸入国の権利を弱める制度が盛り込まれている。すなわち輸入時に遺伝子組み換え農産物の微量混入があった場合、輸出国と輸入国との間で協議の場を持つこと、農業貿易に関する TPP の小委員会のもとに遺伝子組み換え問題作業部会を設けて協議すること、はては遺伝子組み換え食品の未承認国に承認を促し違法とならないようにすること、などが規定されているのである。

また、食の安全、食品表示を考える時に重要な点は、日米の並行協議、日本の食品安全行政である。すでに米国の貿易障壁報告書に沿う形で、国際汎用食品添加物を日本政府自らが承認を加速させている。フルジオキシニルなど殺虫剤をポストハーベスト農薬として高い濃度で使用することを認めたのも米国からの圧力による。日本の BSE 国内対策を緩めたのも米国の影響が大きいと考えられる。

このように日本の食品安全行政は TPP 協議、日米二国間協議、日本の産業界などの影響により、消

11 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の概要」内閣府官房 TPP 政府対策本部 2015 年 10 月 5 日 17 頁

12 同上概要 17～18 頁

消費者の権利を奪う流れが加速しているのである。

補足 WTO（世界貿易機関）の SPS 協定と TPP 協定文案との相違

・WTO の SPS 協定では自国の安全基準が、「国際貿易に対する偽装した制限とならないように」として、「措置の調和 (Harmonization)」「措置の同等 (Equivalence)」を重視する。一方で自国の厳しい基準を暫定的に用いることも認めている。また開発途上国には例外措置を認めている。

・これに対して、TPP 協定では、「透明性の確保 (Transparency)」のために制度、手続きを細かく規定する。事業者の関与の途も開かれている。

・WTO の SPS 協定には付属書で SPS 委員会の詳細な規定が設けられているが、TPP の SPS 委員会の内容は明確ではなく、また見直し規定などもすでに盛り込まれており不透明なものとなっている。

・コーデックス委員会、OIE（国際獣疫事務局）などの国際基準が重視されており、その結果、日本で安全基準が厳しいものは国際基準に従って緩められるが、日本より厳しい基準は軽視されるご都合主義がまかり通っている。例えば、ポストハーベスト農薬の承認の過程が米国の要請を受けて効率化されようとしている。BSE に関しては OIE の基準に従う形で、日本政府はこれまで特定危険部位に関わるとして禁止していた、牛由来のゼラチン、コラーゲンの輸入制限を緩和した。国際的に認められているからとして日本政府は、国際汎用食品添加物を積極的に承認するようになったのもその例である。

他方、日本政府が厳しい国際基準を軽視する例として、アルミニウムを含有する食品添加物の規制をするコーデックス基準を無視して、ベーキングパウダーとしてアルミニウムを含む食品添加物を認める方向性が打ち出されたりしている。これは米国からの要求にも沿ったものでもある。遺伝子組み換え技術を使った微生物を利用した食品添加物が安全性確認もなく市場化されている。日本より厳しい国際基準をめぐることは消費者より事業者を重視する日本政府のご都合主義がまかり通っている。

日本の食品表示制度については、加工食品原材料につき原料と添加物を分けて表示するルールを持つなど日本はコーデックスにはないルールを持っているが、原料原産地ルールにおいては、その対象品目や表示方法は韓国や米国より遅れており、目下政府内で検討がなされている対象範囲の拡大にも消極的であり、消費者の選択権より、事業者の利益を優先するものとなっている。

補足その2 WTO の TBT 協定と TPP 第 8 章「TBT」章との相違

1) WTO の TBT 協定の特徴

□基本理念：国際貿易において、工業製品等の規格や、その規格の適合性を評価する手続きが、不要な貿易障害を起ささないようにすることが基本理念。

TBT 協定は、強制規格、任意規格や適合性評価手続きの策定における透明性を確保し、また、国際規格や国際的ガイドを基礎とすることにより国際的な調和を進めることにより、その結果として、貿易障害としての基準・認証制度を可能な限り低減することが目的である。

□協定の特徴：加盟国に対して、強制規格、任意規格、適合性評価手続について、その運用に関しては内国民待遇・最恵国待遇の付与、制定については国際規格やガイドを基礎として制定すること及び必要な公告手続きを行い、他の加盟国等の意見を受け付けること等を義務づけている。

また、強制規格及び適合性評価手続の結果については、他国のものが自国のものと異なる場合においても、それらが同等であると認められる場合において受入れることについて規定している。

他方、発展途上国については、技術援助、例外措置を広範に許容している。

□協定の主なポイント

第 2 条

中央政府機関(Central Government Bodies)の強制規格 (Technical Regulation)に関連する条項では、2.4 において、国際規格を基礎として強制規格を実施することを義務づけ。

第 4 条

任意規格(Standards)の制定に関する条項では、4.1において、加盟国に対し、中央標準化機関(Central Standards Bodies)の規格制定等に関する適正実施規準(Code of Good Practice)の受入れ確保を義務づけ。

第5条

中央政府機関による適合性評価に関する条項では、5.4において、加盟国が行う強制規格及び任意規格に対する適合性評価手続について、国際標準化機関(International Standardizing Bodies)の定める指針(Guides)又は勧告(Recommendations)を基礎として用いることを義務づけ。

第6条

中央政府機関による適合性評価手続の結果の申入れ(Recognition)に関する条項では、6.1において、加盟国に対し、国際標準化機関の定める指針又は勧告に従い認定(Accreditation)等を受けた海外の認証機関(Conformity Assessment Bodies)については、十分な技術的能力があると認め、可能なときはその適合性評価手続の結果の受入れ確保を義務づけ。

また、加盟国間で、適合性評価手続の結果の相互承認(Mutual Recognition)交渉を行うことを奨励。

附属書3

任意規格の制定等に関する「適正実施規準」では、標準化機関が規格制定の際に満たすべき手続等を規定。

- 貿易の障害となるような規格制定を回避。
- 国際規格を基礎とした任意規格の制定。
- 国際規格制定への積極的参画。
- 規格制定に関する作業計画を少なくとも6か月に1回公表。
また、ISO/IEC情報センターに作業計画の存在を通報。
- 規格制定前には、少なくとも60日の意見受付期間を設置。

2) 一方、TPPの第8章「貿易の技術的障害(TBT)措置」の特徴は以下のとおり

・WTOのTBT協定をベースとして構成されているが、より「グローバル化」を進めている。

第8章2条の「目的」規定では、「この章の規定は、不必要な貿易の技術的障害を撤廃し、透明性を高め、規制に関する一層の協力及び規制に関する良い慣行を促進すること等により貿易を円滑にすることを目的とする」として「透明性の確保」「貿易の円滑化」を重視している。

第8章第4条では、WTOのTBT協定の多くの規定を組み込むことが明記されている。

第8章第7条「透明性」では、その第1項で「各締約国は、他の締約国の者に対し、自国の者に与える条件よりも不利でない条件で自国の中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続に参加することを認めなければならない」としてグローバル企業の関与を認めている。

・第8章第11条では「貿易の技術的障害に関する小委員会」の項を立て、TPP加盟国間で新たにTBT委員会を設置することを打ち出した。

そこでは

・作業グループを設ける

国内のルールを設ける際に利害関係者が関与できる

新たな規定を実施する60日前までに、相手国の利害関係者が意見を述べる機会を与える
と明記している。

このようにTPP協定第8章のTBT規定はグローバル企業に有利なルールとなっている。

参考 日本政府の発表したTPP協定の概要(2015年11月5日)

下線は私が指摘した関連箇所

第7章. 衛生植物検疫措置章

1. 衛生植物検疫措置章の概要

人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすること等を規定。また、締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することを規定。

更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協力的な技術的協議等について規定。

2. 主要条文の概要

○一般規定（第7章第4条）

衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認すること等を規定。

○有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整（第7. 7条）

締約国は、地域的な状況に対応した調整が貿易を円滑にする重要な方法であることを認めるとともに、地域的な状況の決定に当たり輸入締約国が行うこと等を規定。

○措置の同等（第7章第8条）

締約国は、措置の同等の認定が貿易を促進する重要な手段であることを認識すること、輸入締約国は、輸出締約国の衛生植物検疫措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること又は輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同様に目的を達成する上で同等の効果を有することを客観的に証明する場合には、当該輸出締約国の当該措置を同等なものとすること等を規定。

○科学及び危険性の分析（第7章第9条）

締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の関連する規定に基づく権利及び義務を認めること、危険性の分析を行う場合に実施すること等を規定。

○監査（第7章第10条）

輸入締約国は、輸入締約国の衛生植物検疫措置を輸出締約国が履行する能力を有するかどうかを判断するため、本条の規定に従うことを条件として、当該輸出締約国の権限のある当局及び関連の又は指定された検査制度を監査する権利を有すること等を規定。

○輸入検査（第7章第11条）

各締約国は、自国の輸入プログラムが輸入に伴う危険性に基づくこと及び輸入検査が不当に遅延することなく行われることを確保すること、輸入検査の不利な結果に基づき他の締約国の物品の輸入を禁止する場合等に輸入者等の少なくとも一に当該結果を通報すること等を規定。

○証明（第7章第12条）

締約国は、物品の貿易のために証明を求める場合には、当該証明の要件が、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用されることを確保すること等を規定。

○透明性（第7章第13条）

締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮すること、利害関係者及び他の締約国が当該締約国の提案された衛生植物検疫措置について書面による意見を提出するために当該締約国がWTOに通報を行った後通常少なくとも60日の期間を置くこと等を規定。

○緊急措置（第7章第14条）

締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用する場合には、他の締約国に対し当該措置を速やかに通報すること等を規定。

○協力的な技術的協議（第7章第17条）

締約国は、他の締約国との間で本章の規定の下で生ずる事項であって自国の貿易に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるものについて討議するため、協力的な技術的協議を開始することができること、一定の場合には第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めることができること等を規定。

○紛争解決（第7章第18条）

第28章（紛争解決）の規定の本章の規定についての適用に関して規定。

第8章. TBT（貿易の技術的障害）章

1. TBT章の概要

強制規格、任意規格及び適合性評価手続を作成する際に、これらが貿易の不必要な障害とならないようにするための手続やその透明性の確保等を規定。また、特定の分野については、当該分野毎のルールを定める附属書を設けている。

2. 主要条文の概要

○適用範囲（第8章第3条）

本章の規定が締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性がある中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について適用すること、各締約国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関が第8章第5条、第8章第6条及び第8章第7条及び本章の各附属書の規定を遵守することを奨励するため、自己の権限の範囲内において妥当な措置をとること等を規定。

○貿易の技術的障害に関する協定の特定の規定の組み込み（第8章第4条）

貿易の技術的障害に関する協定の規定のうち、本章に組み込まれ、この章の規定の一部を成す規定等について規定。

○国際規格、指針及び勧告（第8章第5条）

締約国は、国際規格、指針及び勧告が、貿易の不必要な障害を削減する上で重要な役割を果たし得ることを認めること、各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第2条、第5条及び附属書3に規定する国際規格、指針又は勧告があるかどうかを判断するため、WTO貿易の技術的障害に関する委員会の決定を用いること等を規定。

○適合性評価（第8章第6条）

締約国は、他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関に対し、自国の領域内又は他のいずれかの締約国の領域内に存在する適合性評価機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること、当該締約国の領域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う場合において、他の締約国の領域において当該強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関に対し、当該認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行うことを拒否するときは、当該他の締約国の要請に応じ、その拒否の理由について説明すること、他の締約国の領域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合には、当該他の締約国の要請に応じ、その決定の理由を説明すること等を規定。

○透明性（第8章第7条）

各締約国は、利害関係者に対し自国が作成することを提案する措置について意見を提出する適当な機会を与え、その作成において当該意見を考慮すること等により、他の締約国の者が中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認めること、関連する国際規格等の技術的内容に適合する強制規格案又は適合性評価手続であっても、貿易に著しい影響を及ぼすおそれのあるものをWTOの加盟国に通報すること、他の締約国又は他の締約国の利害関係者が強制規格案又は適合性評価手続案に対する書面により意見を提出するため、それらの提案を他の締約国に送信する日から通常60日の期間を置くこと等を規定。

○強制規格及び適合性評価手続の遵守期間（第8章第8条）

貿易の技術的障害に関する協定2. 12及び5. 9の規定の適用上、強制規格及び適合性評価手続の要件の公表と実施との間の「適当な期間」は、通常6ヶ月以上の期間とすること等を規定。

○協力及び貿易円滑化（第8章第9条）

締約国は、適合性評価の結果を受け入れることを促進し、規制に関する一層の調和を支援し、及び地域における不必要な貿易の技術的障害を撤廃するための仕組みに関する交流及び協力を強化すること、他の締約国の要請に応じ、当該他の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れなかった理由を説明す

ること等を規定。

○情報の交換及び技術的討議（第8章第10条）

締約国は、他の締約国に対し、本章の下で生じる事項に関する情報の提供を要請することができること、そのような事項を解するため他の締約国に対して技術的討議を要請することができ、その要請から60日以内に提起された事項について討議すること等を規定。

○附属書

特定の分野（①ワイン及び蒸留酒、②情報通信技術産品、③医薬品、④化粧品、⑤医療機器、⑥あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法、⑦有機産品）に関するルールを定める附属書を設けている。

・あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する附属書

締約国が、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合、正当な目的を達成するために必要なものに限ること、当該情報の秘密が、国内産品の情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されることを確保すること等を規定。

・有機産品に関する附属書

各締約国は、有機産品の生産、加工又は表示に関し、強制規格若しくは任意規格を自国のそれらと同等なものとして受け入れ、又は適合性評価手続の結果を受け入れることについての他の締約国からの要請を可能な限り速やかに検討することを奨励されること等を規定。

3. 投資(第9章)

三雲崇正（新宿区議会議員、
TPP 交渉差止・違憲訴訟弁護団）

投資章は A 節（実体規定）と B 節（投資家と締約国との紛争解決手続規定）とに分かれる。

A 節は、B 節で規定される紛争解決手続が発動した場合に、仲裁廷の判断の基準となるべき原則が規定されている。しかし、後記 1. に見るように、従前の投資協定における同種の規定に対する批判は十分に反映されておらず、広範、不明確な規定が散見される。

B 節は、いわゆる ISDS 条項として従前から批判の対象となってきたものであり、政府は濫訴防止措置等が採用されたと説明するが、後記 2. に見るように、十分なものとはいえない。

したがって、現状の投資章は、締約国の正当な目的に基づく措置を TPP 協定違反としてしまう恐れが高く、「国の主権を損なうような」内容であるといわざるを得ない。

1. A 節の概要及びコメント

「投資章」は、ある締約国に対して投資を行った別の締約国の投資家を保護するための規定を設けている。

このうち、A 節では、投資受入国である締約国が海外投資家による投資を保護するためにどのような義務を負っているかが規定されている。B 節では、投資受入国が A 節の規定に違反し（投資家を保護しなかった場合）に、投資家が仲裁により救済を求める場合のルールが規定されている。

(1) 定義規定（9.1 条）

ア 「投資」

「投資」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての資産であって、投資としての性質を有するものであり、以下のものを含む。但し、投資は司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を意味しない（9.1 条（“investment”））。

(a)企業、(b)株式、出資その他の形態の企業持分、(c)債券、社債その他の債務証書及び貸付金、(d)先物、オプションその他の派生商品、(e)完成後引渡し、建設、経営、生産、特権又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約、(f)知的財産、(g)免許、承認、許可及び締約国の法令によって付与される類似の権利、(h)他の資産（有体あるいは無体、又は動産あるいは不動産のいかんを問わない）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権。

イ 「投資に関する合意」

「投資に関する合意」とは、締約国政府と投資家又は対象投資財産（covered investment：投資対象となっている資産や企業等）との間の書面による合意であって、以下のいずれかの権利を付与するもの（9.1 条（“investment agreement”））。

(a)当局が規制する天然資源に関する権利、(b)発電又は配電、浄水又は配水、電気通信その他これらに類する一般公衆による消費のためのサービス（インフラサービス）を提供する権利（更生サービス、保健サービス、教育サービス、福祉サービスその他これらに類する社会事業サービスは含まれない。）、道路、橋、水路、ダム又はパイプラインの建設その他これらに類する経済基盤（但し、政府が排他的に又は主として使用し、利益を得るための物を除く。）の整備に係る事業を行う権利。

ウ 「投資の許可」

「投資の許可」とは、締約国の外国投資に関する当局が投資家又は対象投資財産に付与する許可をいう（9.1条（“investment authorization”））。

<コメント>

TPPにおける「投資」の概念は広範であり、締約国は原則としてこのすべてに関してA節に規定される義務を負っている。特に、一定の「契約」が「投資」に含まれるということは、「投資」の限界を非常に見えにくくしている。

「投資」に関するA節に規定される義務に違反し、それにより投資家又は投資家の支配下にある法人に損失又は損害が生じた場合には、投資受入国は、B節に規定するISDS条項に従って、損害賠償又は財産の返還（原状回復）義務を負う（9.18条1項、9.28条1項）。

また、ISDS条項は、「投資の許可」又は「投資に関する合意」に違反した場合にも、損害賠償又は財産の返還（原状回復）義務を生じさせるので、（9.18条1項、9.28条1項）、ISDSによって仲裁付託が可能な範囲は非常に広範であるといえる。

(2) 適用（9.2条、9.3条）

ア 適用範囲

本章の規定は、締約国が採用し又は維持する措置であって、以下の事項に関するものについて適用する（9.2条1項）。

(a)他の締約国の投資家、(b)対象投資財産、(c)9.9条（特定措置の履行要求）及び9.15条（投資及び環境、健康その他の規制上の目的）については当該締約国内に所在する全ての投資財産。

本章の規定に基づく締約国の義務は、以下の措置について適用する（9.2条2項）。

(a)締約国の中央、地域若しくは地方政府又は公的機関が採用し又は維持する措置、(b)締約国の中央、地域若しくは地方政府又は公的機関によって権限を委任された者が当該権限を行使するにあたって採用し又は維持する措置。

イ 他の章との関係（9.3条）

本章とTPP協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その限りにおいて当該他の章の規定が優先する（9.3条1項）。本章の規定は、11章（金融サービスの章）の規定が適用される措置については適用しない（同条3項）。

<コメント>

TPPの他の章の規定が本章の適用を否定していない場合、原則として本章（投資の章）が適用される。

11章（金融サービスの章）の規定は本章の規定に優先して適用されるが、11.2条2項により、待遇の最低基準（9.6条）、収用と補償（9.8条）等の規定は金融サービスにも適用され、金融サービスに関してこれらの義務違反があれば、本章B節（ISDS条項）に従って紛争解決が図られる。

(3) 締約国の主要な義務

ア 内国民待遇（9.4条）

締約国は、自国内における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況で自国の投資家に対して付与する待遇よりも不利でない待遇を付与する（9.4条1項、2項）。

「同様の状況」か否かは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資を区別するものであるか否かを含む。）によって判断する（脚注14）。

上記待遇は、地域政府が同様の状況下で投資家に対して付与する最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする（同条3項）。

<コメント>

政府の許認可等が国内企業に対する場合と海外投資家に対する場合とで異なる場合に、安易に内国民待遇義務違反が仲裁廷で主張されることを防止する必要から、「同様の状況」に関する脚注14が加えられたとされる。

しかし、「当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて」いるか否かに関する判断基準が明確でないため、「正当性」を争えばいくらでも内国民待遇義務違反を主張できるのではないか。

イ 最恵国待遇（9.5条）

締約国は、自国内における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況で他の締約国又は非締約国の投資家又は対象投資財産に対して付与する待遇よりも不利でない待遇を付与する（9.5条1項、2項）。

<コメント>

最恵国待遇義務における「同様の状況」という文言についても、内国民待遇同様に前述の脚注14が適用されるが、その判断基準が明確でないことも、内国民待遇と同様である。

ウ 待遇に関する最低基準（9.6条）

締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法上の原則に基づく待遇（「公正かつ衡平な待遇」並びに「十分な保護及び保障」を含む。）を付与する（9.6条1項）。

ここで、「国際慣習法」とは、「国家が法的義務があるとみなして従う国家による一般的かつ一貫した実務」により導かれるとされ、「国際慣習法に基づく待遇に関する最低基準」とは「外国人による投資を保護する国際慣習法上の原則」を指すとされる（Annex 9-A）。

「公正かつ衡平な待遇」には、世界の主要な法制に具現された正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しない義務を含む（同条2項(a)）。

「十分な保護及び保障」により、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を付与することが義務付けられる（同条2項(b)）。

TPP 又は他の国際協定に対する違反があったとしても、本条の義務違反があったことを証明するものではない（同条3項）。

締約国が投資家の期待に反する行動をとり又はとらない事実は、結果として対象投資財産に対する損失又は損害が生じた場合でも、それだけでは本条の義務違反を構成しない（同条4項）。

<コメント>

これまで、米国のモデル投資協定に規定された待遇に関する最低基準における「公正かつ衡平な待遇」の概念は不明確であるとの批判があった。また NAFTA では、仲裁判断において「公正かつ衡平な待遇」が国際慣習法上の待遇以上のものを含むとされた事例や、協定上の他の規定に違反する場合には必然的に「公正かつ衡平な待遇」義務違反が認められるとされた事例があることから、概念の明確化を図るための覚書が策定された。

TPP では、「公正かつ衡平な待遇」が濫用されることを防止するため、Annex 9-A、9.6 条 3 項及び 4 項が設けられたとされる。さらに、ISDS に基づく仲裁に関する 9.22 条 7 項（「投資家は、…国際的な仲裁について適用可能な国際法の一般原則に従い、自己の請求の全ての要素を立証する責任を負う。」）も 9.6 条に基づく主張に一定の歯止めをかけているとされる。

このうち、9.6 条 3 項は、NAFTA の下での仲裁事例の反省を踏まえ、TPP 又は他の国際協定に対する違反が（公正衡平待遇義務などの）待遇の最低水準違反に直結するものでないことを規定した点は評価できる。しかし、多くの仲裁事例において「投資家の正当な期待」を保護しなかったことをもって公正衡平待遇義務違反が認められる現実を踏まえると、TPP の他の章の規定や他の国際協定への違反が「投資家の正当な期待」を媒介して安易に待遇義務違反として認定されてしまう危険に配慮した文言としなかった点に疑問が残る。

しかし、Annex 9-A は同語反復に過ぎず乱用防止の意味をなさない。また、9.6 条 4 項は、むしろ、締約国が投資家の期待に反する行動をとったこと自体が義務違反の要素となりうることを含意している。

9.22 条 7 項は、当然のことを規定したに過ぎないが、立証の程度について明確化していないため、仲裁廷による恣意的な事実認定を防止できない点で不十分である。

エ 収用及び補償（9.7 条）

締約国は、以下の全ての要件を充たす場合を除き、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化を行ってはならない（9.7 条 1 項）。

(a) 公共の目的のためのものであること、(b) 差別的なものでないこと、(c) 迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものであること、(d) 正当な手続に従って行われるものであること。

* 間接収用に該当するか否かの判断基準（Annex 9-B）

間接収用に該当するか否かは、ケースバイケースの事実に基づく判断により決定されるが、とりわけ以下の事情が考慮される（Annex 9-B 3 項(a)）。

(i) 当該措置の経済的影響（投資の経済的価値に不利益な影響があったとしても、それだけでは間接収用があったとは立証されない。）

(ii) 当該措置が投資に裏付けられた明確で合理的な期待を妨害する程度、及び

(iii) 当該措置の性質

公衆衛生、安全及び環境などの正当な公共の福祉を保護する目的で設けられ、適用される非裁量的な規制措置は、まれな状況下を除き、間接収用に該当しない（Annex 9-B 3 項(b)）。（ここでの「公衆衛生を保護するための規制措置」とは、とりわけ医薬品（バイオ製品を含む）、診断書、ワクチン、医療機器、遺伝子治療及び技術、健康関連器具、並びに血液及び血液関連製品の価格決定、供給及び費用償還に関する措置を含む（Annex 9-B 脚注 37)。）

<コメント>

「直接収用」と「間接収用」の双方が問題となる点は、他の投資協定と同様である。

「直接収用」とは、投資家の資産を公有化することであり、「間接収用」とは、規制の新設・強化等の措置により事業継続を不能にすること（投資家から見ると事業資産を没収されたのと同じ効果が生じる。）である。

ある措置が間接収用に該当するかの判断を明確にする基準が導入されていない。間接収用に該当してしまうような「まれな状況下」（Annex 9-B 3 項(b)）がどういう状況を意味するのか不明である（この留保は不要だったのではないか）。米韓 FTA において「まれな状況」について「その目的や効果に照らして極端に厳しいか不適切である場合等」と明確化していることと比較すれば、後退とも評価できる。

オ 特定措置の履行要求（9.9 条）

（ア）履行要求等の禁止

締約国は、自国内における投資家による投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、以下の事項を要求し又は強制してはならず、また当該事項を約束し又は履行することを強制してはならない（9.9 条 1 項）。

(a)一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること、(b)一定の水準又は割合の現地調達を達成すること、(c)自国内で生産された物品を購入し、利用し若しくは優先し、又は自国内の者から物品を購入すること、(d)輸入数量又は輸入価額について制限を課すこと、(e)国内販売を制限すること、(f)特定の技術、製造工程その他財産的価値を有する知識を移転すること、(g)投資財産が生産又は提供する物品又はサービスを特定地域の市場又は世界市場に向けて自国内からのみ供給すること、(h)自国内において、①自国又は自国の者の技術を購入し、利用し又は優先すること、②特定の技術を購入、利用し又は優先することを妨げることとなる事項、(i)投資家と自国内の者との間で締結されるライセンス契約について非司法的な介入を行い、以下の①、②事項につき要求し、約束し又は履行することを強制すること（①ライセンス料（率）、②ライセンス期間）。

締約国は、自国内における投資家による投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続の条件として、以下の事項を要求し、これに従うよう求めてはならない（9.9 条 2 項）。

(a)一定の水準又は割合の現地調達を達成すること、(b)自国内において生産された物品を購入し、利用し若しくは優先し、又は自国内の者から物品を購入すること、(d)輸入数量又は輸入価額について制限を課すこと、(e)国内販売を制限すること。

（イ）禁止の例外（主要なもののみ紹介）

- ①TRIPs 協定に基づき知的財産権の使用許諾の場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置（9.9 条 3 項(b)(i)）
- ②締約国の競争法に基づく反競争的行為の是正措置（同項(b)(ii)）
- ③締約国の著作権法に基づく裁判所による衡平な報酬支払等の強制等(同項(c))
- ④恣意的又は不当な方法で適用しないこと及び貿易又は投資に対する偽装した制限にならないことを条件とした以下の措置（環境に関する措置を含む）（同項(d)）
 - (i)本協定に違反しない法令の遵守を確保するために必要な措置
 - (ii)人、動物又は植物の健康の保護のために必要な措置

(iii)有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない）の保存に関する措置

カ 経営幹部及び取締役会（9.10 条）

締約国は、対象投資財産である企業に対し、特定の国籍の者を経営幹部に任命するよう要求してはならない（9.10 条 1 項）。

（4）除外規定

ア 非適合措置（9.11 条。主要なもののみ紹介）

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求等の義務は、中央政府又は地域政府により維持され、附属書 I（Annex I）に記載される措置、及び地方政府により維持される措置については適用しない（9.11 条 1 項）。

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求等の義務は、附属書 II（Annex II）に記載する分野等に関して採用し又は維持する措置については適用しない（同条 2 項）。

内国民待遇、最恵国待遇の義務は、政府調達及び締約国が実施する補助金又は贈与（政府により支援される借款、保証及び保険を含む。）については適用しない（同条 6 項）。

<コメント>

Annex I、Annex II は非適合措置・分野を定めるが、ISDS 条項に基づく仲裁申立てに対し、締約国がこれらに定められた措置・分野であるとの反論を行う場合、当該反論が妥当であるかは原則として TPP 委員会の解釈に従う（9.25 条 1 項）。（TPP 委員会の解釈次第では、Annex I 又は Annex II により投資章の義務が適用されないとの締約国の期待が裏切られることもある。）

イ 投資及び環境、健康その他の規制上の目的（9.15 条）

本章のいかなる規定も、締約国が自国内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認める措置であって、その他の点において本章と整合的なものを採用し、維持し又は強制することを妨げるものを解釈してはならない。

<コメント>

「自国内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当」な措置であっても、「内国民待遇」、「最恵国待遇」、「待遇の最低基準」、「収用及び補償」などの義務に違反すれば、「その他の点において本章と整合的」でなくなる。つまり、9.15 条は無意味な規定ではないか。

2. B 節の概要及びコメント

B 節は、いわゆる ISDS 条項として従前から批判の対象となってきたものである。

ISDS 条項とは、外国の投資家が、投資協定（TPP もこれに含まれる。）の規定に違反する（と投資家が考える）投資受入国の措置により損害を被った場合に、救済を求めて仲裁手続を利用することを可能にする条項をいう。

一般的に、ISDS 条項における仲裁廷は紛争解決国際センター（ICSID）ルールなどの国際仲裁ルールに基づき設置され、そこで裁判官役を果たす仲裁人により紛争解決のための判断（仲裁判断）が下される。

仲裁人には、国際的な投資案件や仲裁を専門とする弁護士や有識者が選任されることが多い。特に弁護士については、日頃のクライアントが多国籍企業であるケースもある。

このような仲裁人によりなされた仲裁判断については、多国籍企業をクライアントとする仲裁人により投資受入国に不利な判断がなされる危険があると指摘されてきた（独立性、公平性の問題）。また、上訴手続が保障されていないため、一度仲裁人により問題のある判断が下されてしまうと、これを争うことができないばかりか、先例となってしまう危険もある。

投資受入国にとっては「国内」の法律上の争訟が自国の裁判所でなく、外国に設置される仲裁廷により判断される点で、司法権の侵害であるとの指摘もある。

過去には、以下のような仲裁事例が存在する。

【メキシコ (Metalclad 対メキシコ政府)】 有害廃棄物処理場による水質汚染が懸念される中、メキシコ中央政府は地方自治体による処理場建設許可を事実上約束したが、当該地方自治体は建設不許可処分を行った。仲裁廷は、自治体の操業妨害を阻止しなかった中央政府の賠償責任を認定した（NAFTA11 章の公正衡平待遇義務違反、間接収用禁止違反）。

【カナダ (S.D. Myers 対カナダ政府)】 カナダ政府が廃棄物の国境を越える移動を規制するバーゼル条約の目的を達成するための PCB 輸出禁止措置を設けたところ、カナダから米国に PCB を輸出して米国で処理する事業者への賠償責任が認定された（NAFTA11 章に規定された内国民待遇義務違反、公正衡平待遇義務違反）。

【エクアドル (Chevron 対エクアドル政府)】 大規模環境汚染を引き起こした米国企業に対するエクアドル地方裁判所による損害賠償命令につき、仲裁廷はエクアドル政府に対して同判決の執行停止を命じた（三権分立の原則に照らし不可能では？）。

これらの仲裁事例のように、政府の規制措置等の目的が正当であっても投資協定違反とされ、賠償責任が認められる恐れがあることから、ISDS 条項は萎縮効果（chilling effect）をもたらすと指摘されることもある。

（１）仲裁手続

ア 仲裁申立までの手続

（ア）調停前置主義

投資紛争が生じた場合、申立人及び非申立人は、まず斡旋、調停又は仲裁等の非拘束的な第三者による手続を含む協議及び交渉を通じ、当該紛争の解決を図らなければならない（9.17 条 1 項）。この場合、申立人は被申立人に対して問題となっている措置に関する事実関係を記載した要請書を交付しなければならない（同条 2 項）。

（イ）仲裁申立

申立人が申立人から協議及び交渉のための要請書を受領してから 6 か月以内に投資紛争が解決されない場合、申立人はその請求につき仲裁申立することができる（9.18 条 1 項）。但し、申立人は仲裁申立の 90 日前までに、被申立人に対して仲裁申立を行うことを書面で通知しなければならない（同条 3 項）。

仲裁申立を行うことができる請求は、①被申立人が A 節に基づく義務に違反した事実、投資の許可に違反した事実又は投資に関する合意に違反した事実が存在し、かつ、②それら違反に起因して、申立人又はその支配下にある法人に損失又は損害が発生した事実、により構成される（9.19 条 1 項(a)(b)）

(ウ) 仲裁手続ルール

- ①ICSID（国際投資紛争解決センター）協定及び ICSID の仲裁手続に関する手続規則
- ②ICSID 追加的的制度規則
- ③UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）仲裁規則
- ④その他の仲裁規則（但し、当事者の合意がある場合）

(エ) 出訴期間制限

申立人が、①A 節に基づく義務違反、投資の許可違反又は投資に関する合意違反の事実及び②損害の発生事実を知り又は知り得た日から 3 年 6 か月を経過した後は、如何なる請求についても仲裁申立を行うことができない。

<コメント>

出訴期間制限は、NAFTA で 3 年、日タイ EPA で 2 年、日チリ EPA では 3 年とされており、従前の協定に比較して長期である。

イ 仲裁申立後の手続

(ア) 仲裁人の選定

3 名の仲裁人（当事者が 1 名ずつ指名、当事者の合意により議長となる仲裁人選任）（9.21 条 1 項）。仲裁申立後 75 日以内に仲裁廷が構成されない場合、事務局長は当事者の要請に基づき、仲裁人を選任する（同条 3 項）。

TPP 協定発効前に、締約国は、仲裁人の行動規範の適用に関する指針等を作成し、仲裁人は、適用される仲裁ルールの他にもこの行動規範に従わなければならない（同条 6 項）。

<コメント>

仲裁人の独立性、公平性の問題を回避するために、9.21 条 6 項は仲裁人が従うべき行動規範について規定する。しかし、実際の行動規範は未だ作成されていないため、これが独立性、公平性に対する疑問を払しょくする者であるかは不明である。さらに、締約国による行動規範作成プロセスが透明性のあるものであるかも問題になる（TPP 協定と同様に秘密交渉であれば、実効性のある行動規範にはならない）。

(イ) 手続の原則

申立人は、国際仲裁に適用される国際法の一般原則に従い、請求を構成する要素の全てにつき立証責任を負う（9.22 条 7 項）。

被申立人は、申立人が保険契約又は保証契約によって、申立に係る損害の前又は一部が免責され、又は他の補償を現在又は将来受領する事実を、抗弁、反訴又は相殺として、又はその他の理由として主張することができない（同条 8 項）。

仲裁廷は、当事者が保有する証拠を保全し又は仲裁廷の管轄を守るための命令等、当事者の権利を保護し又は仲裁廷の管轄が十分に実効性を持つことを確保するため、暫定的な保全措置を命じることができる。仲裁廷は、差押えを命じ、仲裁申立に係る請求で主張される違反を構成する措置の適用を強制することができない（同条 9 項）。

(ウ) 透明性

以下の文書は原則として公開される。

①申立通知書、②仲裁通知書、③当事者が仲裁廷に提出する主張書面等、④仲裁廷における審問記録、⑤仲裁廷の命令、仲裁判断及び決定（9.23条1項）。

<コメント>

一定程度の透明性確保を図った規定であるが、保護される情報を提供した一方の紛争当事者が、仲裁廷が定める日程に従って当該特定の情報を明確に指定する場合は、当該情報は非紛争締約国に対して開示又は公開されない（全く開示又は公開されないか、保護される情報を除去した編集された文書のみが開示される）とされている（9.23条4項）。

この点で、情報が開示されない場合もなお広く認められることから、透明性確保規定として十分に機能するかは疑問が残る。

(エ) 付属文書等の解釈・科学的問題についての意見

被申立人が、仲裁において問題となっている措置が Annex I 又は Annex II に定める例外の範囲内であることを抗弁として主張する場合、仲裁廷は、被申立人の要請に基づき、当該問題に関する TPP 委員会に解釈を要請しなければならない。TPP 委員会は、当該要請から 90 日以内に、解釈に関する決定を文書で仲裁廷に提出しなければならない（9.25条1項）。TPP 委員会が 90 日以内に決定を行わない場合、仲裁廷は当該解釈問題について決定しなければならない（同条 2 項）。

TPP 委員会の決定は仲裁廷に対して拘束力を有し、仲裁廷は、当該決定に合致した決定又は仲裁判断を行わなければならない（同条 2 項）。（TPP 協定の条項の解釈に関する TPP 委員会の決定は、仲裁廷に対して拘束力を有し、仲裁廷が行ういかなる決定または仲裁判断も当該決定に矛盾してはならない（9.24条3項）。）

適用される仲裁規則が許す場合、仲裁廷は、当事者の要請に基づき、又は当事者が反対しない場合には自らの判断で、専門家を選任し、当事者が提起した科学的な事項に関する事実に関わる問題につき書面で報告するよう求めることができる（9.26条）。

<コメント>

Annex I、Annex II は確固とした例外を定めているものでなく、TPP 委員会（全ての締約国政府の代表者により構成される決定機関）の解釈次第では、期待した形で例外を提供しない可能性がある。

また、TPP 委員会の意思決定はコンセンサス方式（加盟国が全会一致した場合に限り、「コンセンサス（合意）」が形成されたとして採択する方式）によりなされる（27.3条1項）ため、ある締約国が解釈案に異議を差し挟めば、90 日以内に解釈に関する決定がなされず、仲裁廷が TPP 協定の解釈を行うことになる。

(2) 仲裁判断

ア 仲裁判断における命令の種類

仲裁判断は、①損害賠償金及び利息の支払命令、及び、②財産の返還命令（この場合、被申立

人が財産の返還に代えて損害賠償金及び利息の支払いを行うことができる) という形でのみ下すことができる (9.29 条 1 項)。

申立人が回復することができるのは、締約国の投資家としての立場で被った損失又は損害に限定される (同条 2 項)。

A 節に基づく義務違反を理由として申立人に有利な仲裁判断が下される場合、仲裁判断で回復を命じることができるのは、申立人が A 節に基づく義務違反に起因して投資について被ったと立証した損害に限定される (同条 4 項)。

イ 仲裁判断における命令の執行

被申立人が最終的な仲裁判断に従わない場合、申立人の要求に従ってパネルが設置され、申立人は、仲裁判断に従わないことが TPP 協定上の義務違反であるとの決定及び仲裁判断に従うようよとの勧告を行うよう求めることができる (9.29 条 11 項)。

当事者は、パネル設置による手続の如何に拘わらず、ICSID 条約、ニューヨーク条約又は米州条約に基づき仲裁判断の強制執行を求めることができる (同条 12 項)。

(3) 濫訴防止規定 (?)

仲裁廷は、申し立てられた請求が、法律問題として、9.28 条の規定により申立人に有利な仲裁判断を下すことができる請求ではない旨又は請求が明白に法的根拠を欠いている旨の被申立人による議について、先決問題として取り扱い、判断を下す (9.22 条 4 項)。

仲裁廷は、申立人の請求に根拠がないと判断したときは、被申立人の合理的な費用及び弁護士費用につき、申立人負担させることができる (9.28 条 4 項)。

仲裁廷は懲罰的損害賠償を命じてはならない (同条 6 項)。

<コメント>

9.22 条 4 項は、米国が従前締結した FTA や日チリ EPA 等にも存在する却下規定であり、TPP において特に濫訴防止規定が強化されたものではない。

9.28 条 4 項は、不合理な請求を行った敗訴者に費用負担を定めるが、訴訟社会といわれる米国の契約中でも広く採用されている考え方である。

9.28 条 6 項は、当然の規定であり、濫訴防止規定とは評価できない。

以上

4. 金融サービス(第11章)

和田聖仁 (TPP 交渉差止・違憲訴訟の会副代表、弁護士)

- 1 序言
- 2 TPP での「金融サービス」とは
 - A [定義: 11.1 条]
 - B [定義以外の中身: 11.2-22 条]
- 3 他章ならびに他の規定との関係
- 4 その他
 - A KORUS (米韓 FTA)
 - B PC: パブリックシチズン

###

1 序言

「金融サービス」が FTA に取り入れられたのは TPP が初めてではない。古くは NAFTA 協定 (米・加・メキシコ: 1994) に、新しいところでは AUS 協定 (米・オーストラリア: 2005)、KORUS 協定 (米・韓: 2011)、AJAPAN (日・オーストラリア: 2014) などに「金融サービス」章がみられる。TPP の場合は条文数 (22 条) が最も多くかつ最も詳細である。

「金融サービス章」は条文数こそ少ないが TPP 全体の中で最も重要な章である。この章のあり方次第で次の金融危機の中身が大きく変わることも云われている。

大方のところ、今回の TPP は金融危機の防波堤にはなりえず、むしろ TPP には同危機を招来させる要素が散見される。同要素の筆頭は各国政府による「マクロプルーデンシャル措置」が巧みな TPP 文言により事実上行使できなくなる点に見出されよう。2 番目の懸念は「ISDS」条項との関係で金融機関が、これまでの FTA の場合以上に保護される形態が採用されたことである。

2 TPP での「金融サービス」とは

A [定義: 11.1 条]

この条では TPP のいう「金融サービス」の定義が掲げられている。以下でみるようにその内容は広範囲に及ぶ。

「金融サービスは金融の性質を有するいかなるサービスをも意味する。金融サービスには全ての保険ならびに保険関連のサービス、保険を除く全ての銀行業務ならびにその他の金融サービスと金融の性質を有する付随又は補助的サービスが含まれる」 (11.1 条)。

以上から、金融サービスは、保険業務、銀行業務、その他の金融サービスという 3 分野に大別されている。3 分野の典型は次の通りである。

< 1 > 保険業務。これには生命保険と生命保険以外の保険 (例: 損害保険) が含まれる。

< 2 > 銀行業務は商業銀行業務を意味する。

< 3 > その他の金融サービス業務。これには証券、投資信託、債券売買、FX などの取引などが含まれる (11.1 条)。なお金融の性質を有する付随又は補助的サービスとしてはクレジットカードを用いた信用供与業務、フューチャー・スワップ・オプションなどのデリバティブ (金融派生商品) 業務が掲げられる。

米国メガバンク (シテイバンク、JP モーガンチェース、ウエルスファーゴ、バンクオブアメリカなど) の場合、実際にはホールディングカンパニーの形態で以上の 3 分野を同時に営んでいる。ホールディングカンパニーではない商業銀行でも本来の商業銀行業務に属しない、例えばクレジットカード業務、投資業務、を並行させている場合が多い。

B [定義] 以外の中身

[適用範囲 : 11.2 条]

この条は金融サービスが他の締約国との関係で、ならびに TPP 協定に盛り込まれた他の章との関係でどのように適用されるかを掲げる。

他の締約国との関係では次の文言がみられる。

「金融サービスは他の締約国の金融機関及び投資家との関係で、ならびに越境金融サービスとの関係で適用される」 (11.2.1 条)。

他の章との関係では次のように掲げる。

「投資 (第 9 章)、越境サービス貿易 (第 10 章) の各章は金融サービス (第 11 章) での措置に関わる限りで適用される」 (11.2.2 条)。

例えば TPP 交渉過程で最も議論になった案件の 1 つに「ISDS」条項がみられるが、この条項は基本的に投資章に盛り込まれている。同条項は上記の条文により金融サービスの場合にも適用されることになり、投資章に記された「MST:取り扱いの最低基準:」が金融サービスに適用されることが明示されるに至った (11.2.2.(a)条)。これは FTA の歴史上初めての出来事である。

もっとも「越境金融サービスについては投資章の ISDS は適用されない」とする (11.2.2.(b)条脚注 2)。しかし、越境サービス貿易章での「支払い及び資金移動」は「金融サービス章での「越境取引」に服する義務の限りで適用される」とも掲げられる (11.2.3 条)。

問題になるのは金融サービス章が締約国の公的福祉プログラムに影響を与えるかである。この点につき本条は同サービスは、基本的には、公的プログラムに適用されないとする。

「金融サービス章は締約国の公的退職計画又は社会保険に関わる実定法上のシステム活動ならびに公的機関の金融資源を保証または利用する活動については、限られた例外の場合を除き適用しない」 (11.2.3 条)。

さらに本条は政府関連事項につき以下のように掲げる、

「金融サービス章は金融サービスに関わる政府調達、越境金融サービスに関わる補助金又は下

付金については適用しない」(11.2.4条、11.2.5条)。

[内国民待遇：11.2条]

内国民待遇は国際法上確立された用語であり、締約国は同国内の同種事業と同一の待遇を他の締約国の事業者に与えることを意味する。

ただ用語としては確立しているものの内国民待遇が国際条約で自動的に適用されるわけではない。内国民待遇の否定は、隠された貿易障壁とも言われてきた。本条で内国民待遇が採用されたことにより TPP 締約国は国内事業者と外国事業者を差別できなくなる。

[最恵国待遇：11.4条]

本条は金融サービス章に最恵国待遇が適用されるとする。

最恵国待遇は内国民待遇と並んで国際条約上の二大待遇である。ただ最恵国待遇についてもこれが採用されるか否かは条約ないし条約の中身ごとに異なる。例えば TPP 知的財産章では最恵国待遇は採用されていない。

最恵国待遇は例えば TPP の場合、締約国のうちの A 国が締約国 B に TPP 基準を超える有利な待遇を与えた場合、同待遇が AB 以外の締約国に適用されることを意味する。A 国が非締約国に同様な待遇を与えた場合にも最恵国待遇としての取り扱いが生ずる。

[金融機関の市場アクセス：11.5条]

本条は締約国の金融機関又は投資家が他の締約国で事業を営む場合の制約撤廃をめざし、次のように定める。WTO 下の GATS (サービス貿易協定) 16 条の延長線上に位置付けられる。

「締約国は同国の一部又は全地域に事業を確立する他の締約国の金融機関又は投資家に対して以下の措置を採用又は維持してはならない」(11.5.(a)条)。

「(i) 金融機関の数の制限、(ii) 金融サービス取引又は資産の量的制限、(iii) 金融サービス業務の数の制限、(iv) 金融機関職員の数の制限」。

[越境取引：11.6条]

本条は金融サービスの越境取引を定める。

越境取引とは締約国に所在する営業母体が他の締約国内でその前線分野を営むことを意味する。前線分野とはインターネット・アクセスを用いたリテイル営業(預貯金・貸し付け・保険などの金融サービス一般)が典型になる。前線での物理的拠点の設置と職員派遣が支店又は営業所との輪郭を画する上で問題になるが本条はそこまで立ち入っていない。

本条は以下のように掲げる。

「締約国は、内国民待遇に合致する条件の下で、他の締約国の越境金融サービスによる別表 11—A (越境取引) に掲げられた金融サービスの提供を認可しなければならない」(11.6.3 条)。「内国民待遇に合致する条件」とは内国民事業者が享受している金融サービスの種類を意味するものと解されよう。

「締約国は、同国内所在の人、国内外を問うことなく同国国民が越境金融サービスを購入することを認可しなければならない」(11.6.2条)。

「この義務はサービス提供者が締約国内で事業を営むこと又は勧誘することに対し、締約国が認可することを要しない」(11.6.2条)。

第2文での「事業を営む」とは「越境取引事業を営む」と解される。

「締約国は、越境金融サービスに関わるその他のプルーデンシャル規制に拘束されることなく、越境金融サービスの登録又は認証を条件付けることが出来る」(11.6.3条)。これは越境金融サービスを認可しなければならないとする一般規定(11.6.2条)を前提とした上で、さらに登録又は認証を課しても課さなくてもよいことを意味する。

[新金融サービス：11.7条]

本条は微妙な規定である。一方で新金融サービスを認可しなければならないとし、他方でその条件を定める。微妙な点は「であろう：would」という玉虫色の部分である。

この文言を巡っての金融機関対現地当局間の紛争が将来的には生じよう。

「締約国は、同国内で同様の状況に開かれた金融機関に認可したであろうとされる新金融サービスを他の締約国の金融機関に認可しなければならない」(11.7条)。

「もし同新金融サービスが認証を要するものであれば、同締約国は相当な期間内に認証するか否かを決定しなければならず、この場合、プルーデンシャルを理由とする場合のみ認証を拒絶することができる」(11.7条)。

[所定情報の取り扱い：11.8条]

本条は締約国が金融機関の保有する一定の情報へのアクセスを禁止する規定である。この規定により金融機関は現地当局からの情報開示要求を拒否できる。

「締約国は以下の情報アクセスの提供又は許可を要求できない」(11.8.(a)条)、

「金融機関又は越境金融サービス提供者の顧客口座及び金融事情に関わる情報」(11.8.(a)条)。

「法執行を妨げる又は公共の利益に反する又は特定企業に正当な商業利益を損なう秘匿情報」(11.8.(b)条)。

[幹部職員と取締役会：11.9条]

本条は締約国が金融機関の人的構成に立ち入ることを禁ずる規定である。

「締約国は他の締約国の金融機関の幹部職員が特定国籍保有者であることを要求してはならない」(11.9.1条)。

「締約国は他の締約国の金融機関の“少数を超える”幹部職員が締約国の国民であることを要求してはならない」(11.9.2条)。

第2文の“少数を超える”は過半数を意味しない点に認識されたい。巧みな表現である。

[非適合措置：11.10 条]

本条でいう非適合措置とは、金融サービス章の特定条文が一定の場合には非適合になる、つまり適用されないことを意味する。

「11.3 条から 11.6 条、11.9 条は以下につき適用しない」(11.10.1 条)。

「別表 III に掲げられた中央政府による現行の非適合措置」(11.10.1(a)(i)条)。

「同表に掲げられた地域又は地方政府による同措置」(11.10.1(a)(ii) (iii)条)。

「同(a)項の措置の継続又は迅速な改定」(11.10.1(b)条)。

「同(a)項の措置の継続又は迅速な改正」(11.10.1(c)条)。

「11.3 条から 11.6 条、11.9 条は別表 III スケジュール。セクション B に掲げられた活動につき適用しない」(11.10.2 条)。

「別表 I 又は II セスケジュールに掲げられた非適合措置は、11.3 条（中略）に服しないとして取り扱う」(11.10.3 条)。

「11.3 条は 11.8 条により課せられた責務上の例外に属する限り（中略）そこでの措置に適用してはならない（後略）」(11.10.4 条)。

[例外：11.11 条]

本条が定めるプルーデンシャル条項は本章の中で最も重要なものの 1 つである。プルーデンシャル措置はマイクロ型とマクロ型に分けられる。

前者は金融機関の預金者・投資家を保護するために、後者は国内の金融界全体を保護するために政府ならびに中央銀行が行使する。

問題が生ずるのは行使内容いかんで金融機関の業務運営に関わる自由度が著しく損なわれることである。

2008 年金融危機（リーマンショック）の原因につき様々な見解がみられる中でマクロプルーデンシャル措置の不足を指摘する見解が多くみられ、TPP 交渉の初期段階では少なからずの米国議員ならびに経済学界識者が米国財務省・USTR に向けて TPP に強力なマクロプルーデンシャル条項を盛り込むことを要請した経緯がみられる。

同危機により 40%の国富を失ったとされる米国は危機後マクロプルーデンシャル措置を立法化（ドッド・フランク法）し、米国金融機関は少なくとも米国国内では危機前に較べて厳しい規制下に置かれている。

その中で、TPP に強力なマクロプルーデンシャル条項が盛り込まれないことをすでに読み取ったウォーレン議員中心のグループから、“TPP は米国にも責務を課す条約であることから TPP はドッド・フランク法を形骸化し、とりわけデリバティブ取引という危険物を隆盛化させる”との声が高まっている。

ちなみに日本政府による本条の説明は以下のようにわずか2行である¹³。

「本章等の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられないこと等を規定」。

本条の冒頭は以下のように長い。

「締約国はプルーデンシャル理由に基づく措置の採用又は維持を妨げられない。この措置には金融機関又は越境金融サービス提供者が受託者義務を負う投資家、預金者、証書保有者を保護するための、又は金融システムの信認性と安定性確保のためのものが含まれる。もし同措置が本協定上の諸規定に合致しない場合、同措置は同諸規定の下での締約国の責務及び義務を回避する手段として用いられなければならない」(11.11.1条)。

上記を分解する。まず、第1文でプルーデンシャル措置を認める体裁をとる。第2文からプルーデンシャル措置にはミクロとマクロの双方が含まれることが分かる。

第3文はプルーデンシャル措置を躊躇させる文言である。この意味は著しく大きい。すなわち同措置はそれがTPP協定上で締約国に課された義務を損なう場合には行使できないとする。ここでの「課された義務」は実際には著しく広範囲に及ぶものであり結果的にプルーデンシャル措置を、断念にも匹敵する形で躊躇を決断させるに至る。

「本章、投資章、越境貿易章、電気通信章、電子商取引章などは、公的機関による金融及び信用政策、又は為替政策の遂行過程での非差別措置に適用されてはならない。なお、以上は締約国の責務（投資章での履行要件（9.10条）に影響を与えない）」(11.11.2条)。

以上は次のように分解される。第1文は、公的機関による金融などの政策、つまりプルーデンシャル措置を含む政策が上記5章での非差別措置に適用されるのを禁止する。つまり非差別措置はそのままの形態で実行しなければならないになる。第2文は、投資章で締約国に課された履行要件についてもそのままの形態で実行しなければならないことになる。

次に、「締約国は、本章9.9条（資金移動）、10.12条（支払い及び資金移動）の例外として、金融機関又は越境金融サービス提供者の安全、健全性、品格性又は金融責務の諸措置につき衡平、非差別、誠実性を適用することにより、金融機関又は越境金融サービス提供者からそのアフィリエイトなどへの資金移動を遮るか又は制約しても良い。以上は締約国が資金移動を許可するという本協定の諸規定を損なわない」（11.11.3条）。

ここでは金融機関からその金融関連事業者（例：金融現地法人から本国法人への送金）資金移動などにつきそれを遮断又は制約する権限を認めつつもこの権限行使には衡平、非差別、誠実性が顧慮されるとともに、同時に資金移動許可原則に服するとする。言い替えれば、資金移動許可原則という大枠の中で資金移動制約が認められる場合もあり得る、と解されよう。

最後は、「締約国は、本章に矛盾しない法又は規則を遵守させるための必要な諸措置を（中略）同措置が締約国間での独断又は正当化されない差別にならない限り、適用又は執行することを妨げられない（後略）」(11.11.4条)。

¹³ 「環太平洋パートナーシップ協定の全章概要」内閣官房 TPP 対策本部。平成 27 年 11 月 5 日。

これは 11.11.1 条から 11.11.3 条までに盛られなかった諸措置につき現地当局からの介入を認める体裁をとる。しかしここでも同じく、「本章に矛盾しない」、「独断又は正当化されない差別にならない限り」などの条件が付されている。これは現地当局に不利に、金融機関に有利に機能する結果を生む。

[認識：11.12 条]

本条は締約国が他の締約国のプルーデンシャル措置を取り入れても、すなわち準用しても良いと定める。「認識¹⁴」なる用語が用いられている。

「締約国は本章に掲げられたプルーデンシャル措置につき他の締約国のプルーデンシャル措置を認識することを妨げられない。同認識は次のようである」(11.12.1 条)。

「自律的に合致するもの」(11.12.1(a)条)。

「調和などで達成されたもの」(11.12.1(b)条)。

「他の締約国との合意又は準備を基盤とするもの」(11.12.1(c)条)。

[所定措置の透明性と管理：11.13 条]

本条は金融機関の透明性を定める規定である。

「締約国は、金融機関及び越境金融サービス提供者の活動を統制する透明な規制ならびに政策が相互間市場でのアクセス取得及び事業運営面の能力促進上重要であることに認識する」(11.13.1 条)。

省略 (11.13.2—11 条)。

[自主規制団体：11.14 条]

本条は金融機関が現地で活動するに際し、同地の自主規制団体（例：銀行協会、証券取引所など）への強制加入を義務付けられている場合、同団体内での活動を内国民待遇及び最恵国待遇の両面で保護しようとするものである。

「もし当事国が金融機関又は越境金融サービス提供者の事業運営の条件として自主規制団体への参加メンバーになること又は同団体へのアクセスを要求する場合、当事国は同団体が内国民待遇及び最恵国待遇に掲げられた責務を遵守することを保証しなければならない」(11.14 条)。

[支払と清算システム：11.15 条]

¹⁴ [認識] の英単語は “Recognition” である。日本政府はこの単語を「留意」と訳すようである。しかし条約で用いられる “Recognition” は “Commitment: 責務” に次ぐランクに位置付けられる、薄い義務を表現する単語であり、「留意」という自己宛の弱い概念に属するものではない。他方でメディアの一部はこれを「承認」と訳している。これはやや行き過ぎである。筆者はむしろ「認識」と訳する。

本条は締約国が、資金移動・その他の支払い業務に必要な公的（公営でなくても良い）システムへのアクセスを金融機関に与えなければならないと定める。

各締約国は内国民待遇に合致する条件の下で、他の締約国の金融機関が公的機関の運営する、支払と清算システムへのアクセスを与えなければならない（後略）（11.15条）。

[保険サービスの迅速な供与：11.16条]

本条は保険サービス事業者のサービス提供申請手続きの迅速化に焦点を当てる。同サービスは純粋な金融機関の場合に較べて現地当局のサポート認識が弱かったこと（特に後進国）が背景にみられる。

ただ当局に課される負担は義務ではなく、ワンランク下の認識に止まる。

「全当事国は免許を受けた保険サービス提供者による同サービス提供の申請を迅速化するために規制手続きの開発及び維持手続きの重要性に認識する（後略）」（11.16条）。

[後方業務機能の履行：11.17条]

本条は TPP が始めて取り入れた規定である。金融機関の営業業務は実際にはロジスティックとしての後方業務（総務、人事、会計など）が整備されていないと成り立たない。この条文が設けられたことにより現地当局は、少なくとも同ロジスティックの存在と維持に配慮することが求められるようになる。なお当局の負担程度はここでも「認識」に止まる。

全当事国は同国内での金融機関の後方業務機能が（中略）同金融機関の効果的な経営と効率的な運営面で重要であることを（中略）認識する（後略）」（11.17.1条）。

省略 11.17.2条

[特別責務：11.18条]

本条は本章本文に盛られていない事項についての責務を別表に掲げる。

「別表 11—B は各締約国の特別責務を定める」（11.18条）。

[金融サービス委員会：11.19条]

本条は各締約国代表の委員からなる「金融サービス委員会」の設置を定める。

「全締約国は金融サービス委員会を設置する。各締約国の主席代表は別表 11—D に掲げられた金融サービス所轄事務につき締約国の権限を行使する官吏でなければならない」（11.19.1条）。

省略 11.19.2—3条

[協議：11.20 条]

本条は設置されることになる金融サービス委員会とは別建てで、他の締約国との協議チャンネルを導入する。

「締約国は本協定の下で金融サービスに影響を及ぼすいかなる事項についても書面により他の締約国に協議を求めることが出来る」(11.20.1 条)。

省略 11.20.2—4 条

[紛争解決：11.21 条]

本条は金融サービス章で生じた対ホスト国（現地当局）紛争につき、紛争解決手続きが TPP 協定での紛争解決章（28 章）にリンクすると定める。

「紛争解決章（28 章）は本章の下で生じた紛争解決に（中略）適用されなければならない」(11.21.1 条)。

「当事者が本章上の紛争が生じたと主張した場合次の場合を除き、28.9 条（委員会構成）が適用される」(11.21.1 条)。

「各委員が 3 項の資格を有していることに紛争当事者全部が同意した場合」(11.21.2(a)条)。

「個々の紛争当事者が資格要件を満たした委員を選任した場合（後略）」(11.21.2(b)条)。

[金融サービスでの投資紛争：11.22 条]

本条は投資家という別資格の者（例：金融機関への投資家）が ISDS 条項の申立人になる場合の定めである。

「締約国の投資家が投資章（第 9 章）セクション B の下で仲裁に向け金融機関、金融市場、金融商品の規制又は監督に関わる措置への挑戦を訴えた場合、金融サービス法又は実務に関わる知見又は経験を有する特定の候補者が仲裁審判での仲裁人任命のさい顧慮されなければならない」(11.22.1 条)。

省略 (11.22.2-5 条)。

3 他章ならびに他の規定との関係

金融サービス章は自己完結型ではない。「2 TPP での「金融サービス」とは」の文言に見出されるように金融サービスは少なくとも次の 5 章に連動している。

- < 1 > 投資章（第 9 章）
- < 2 > 越境貿易章（第 10 章）
- < 3 > 商人の一時的入国章（第 12 章）
- < 4 > 紛争解決章（第 28 章）
- < 5 > 通貨事項共同宣言

上記のうち、< 1 >、< 2 >、< 4 >については「2 TPP での「金融サービス」とは」の中で触

れた。残るのは、〈3〉、〈5〉である。

〈3〉 商人の一時的入国章（第12章）は越境金融サービス提供者を除く金融機関が他の締約国で活動するさいに必然的に伴う人員渡航、入国に関わる取決めである。同章ではこれに関する行政規制を除去ないし軽減するための規定が盛り込まれている。

〈5〉 通貨事項共同宣言は TPP 合意と並行して交渉参加国が合意した宣言である。

正式名 “Joint Declaration of the Macroeconomic Policy Authorities of Trans-Pacific Partnership Countries” とされるこの宣言は TPP の本来文書に記述されなかった「通貨操作」に関わる事項を定める。宣言の要旨は締約国が「通貨操作」をしないことを努力義務として位置付けるものである。金融サービスとの関係では FX 取引にリンクする。同取引での為替相場はときおり国家レベルの通貨操作が見られるが、この宣言により同操作がしにくくなる効果の生ずることが期待されている。ちなみにこの宣言のもう一つの目的は米国での TPP 批准を容易にしようとするものである。米国議会の圧倒的多数は TPP 交渉時から TPP での「通貨操作」条項の採用を要求していた経緯がみられる。

4 その他

A KORUS (米韓 FTA)

KORUS にも金融サービス章がみられる。KORUS の文言と表現は、「ISDS」の部分を除き TPP に著しく類似する。他方で、KORUS と AUS（米オーストラリア FTA）も相互に著しく類似する。これは米国が作成した「金融サービス章」のテンプレートが KORUS、AUS、TPP を通じて用いられたことを意味する。

「ISDS」条項については TPP のほうが KORUS に較べて、投資家・金融機関により有利になるように定められている。

B PC : パブリックシチズン

NGO 「PC : パブリックシチズン」が最近になり “Initial Analyses of Key TPP Chapters” 分析の中で「金融サービス」を取り上げている。同分析は次の事項に焦点を当てる。

〈1〉 TPPのISDS条項は2008年世界金融危機後に固まりつつある「金融安定化政策」に逆行する。外国企業が米国を攻撃しやすくなる。これまでは金融機関は限られた範囲でしかMST（最低基準取り扱い）を利用できなかったが今回のTPPによりMSTが全面解禁されたことによって外国金融機関による米国政府金融政策攻撃が高まる。

〈2〉 「新金融サービス」との関連で、他国で認められた金融サービスが「新金融サービス」になる。デリバティブなる危険物が世界金融危機に油を与えた。

〈3〉 TPPは「三菱UFJなど」の世界メガバンクに米国攻撃の機会を与える。

< 4 > TPP の「プルーデンシャル・フィルター」はISDS申請人の前では効果的なセーフガードの役割を果たさない。

< 5 > TPPにより金融安定化政策の一環としての「キャピタル・コントロール」ならびに「マクロプルーデンシャル措置」が禁じられる

###

金融サービス」：5 FTAの条文の態様

*AJAPAN (日・オーストラリアFTA)

TPP	NAFTA	AUS	KORUS	AJAPAN *
11.1: 定義	Yes	Yes	Yes	Yes
11.2: 適用範囲	Yes	Yes	Yes	Yes
11.3: 内国民待遇	Yes	Yes	Yes	
11.4: 最恵国待遇	Yes	Yes	Yes	
11.5: 金融機関の市場アクセス		Yes	Yes	
11.6: 越境取引	Yes	Yes	Yes	Yes*
11.7: 新金融サービス	Yes	Yes	Yes	Yes
11.8: 所定情報の取り扱い		Yes	Yes	
11.9: 幹部職員と取締役会	Yes	Yes	Yes	
11.10: 非適合措置		Yes	Yes	
11.11: 例外	Yes	Yes	Yes	
11.12: 認識		Yes	Yes	Yes
11.13: 所定措置の透明性と管理	Yes	Yes	Yes	Yes
11.14: 自主規制団体	Yes	Yes	Yes	Yes
11.15: 支払と清算システム		Yes	Yes	Yes
11.16: 保険サービスの迅速な供与		Yes		
11.17: 後方業務機能の履行				
11.18: 特別責務	Yes		Yes	
11.19: 金融サービス委員会	Yes	Yes	Yes	Yes
11.20: 協議	Yes	Yes	Yes	Yes
11.21: 紛争解決	Yes	Yes	Yes	Yes
11.22: 金融サービスでの投資紛争	Yes		Yes	

###

TPP「金融サービス」の狙い(メモ)

埼玉学園大学 相沢幸悦

1. 概要

* 金融サービス

- ・すべての保険ならびに保険関連のサービス、
- ・保険を除く全ての銀行業務、
- ・その他の金融サービス

* 新金融サービス

- ・国内で認可された新金融サービスを他の締約国金融機関に認可しなければならない。

* 内国民待遇・最恵国待遇

- ・国内事業者と外国事業者の差別ができない。

* プルーデンシャル条項

- ・強力なプルーデンシャル措置の回避か。

* 保険サービスの迅速な供与

2. 主な狙い

(1) 加盟国金融システムのアメリカ化

- ・第二次金融・証券ビッグバンを要求の可能性

(2) アメリカ国内規制の形骸化

- ・ドット・フランク法の形骸化
- ・デリバティブ取引の拡大

(3) 新興国などの規制緩和

- ・外資出資比率制限や外国銀行支店の業務制限等の緩和・撤廃などによる市場の開放
- ・適切なルールの適用や規制の透明性の確保

(4) 日本の保険業への参入

- ・保険は銀行預金と違って長期資金で、長期にわたり日銭が入る。
- ・ゆうちょ銀行・かんぽ生命の資産は約270兆円
- ・狙いの中心は共済—JA共済の資産約50兆円
日本政府は共済優遇、アメリカは不平等待遇の是正により民間企業と同一条件に
(米通商代表部「2010年外国貿易障壁報告書」)

(5) 狙いは日本企業の300兆円の内部留保か

- ・日本的経営の打破により企業の金融商品化
- ・企業価値向上を大義名分に利益配当増、敵対的買収の横行
- ・PBRが1以下の企業を敵対的買収により清算、膨大な利益が手中に

5. 越境サービス貿易(第 10 章)

内田聖子（アジア太平洋資料センター事務局長）

【概要】

「サービス貿易」章は、あらゆるサービスを対象とした上で、自由貿易の基本である内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が課されている。同時に本章では、それらが適用されない措置や分野も規定され、また留保する分野を附属書に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用している。WTOのサービスの貿易に関する一般協定(GATS)では、上記の義務について約束する分野のみを列挙する方式(ポジティブリスト方式)が採用されてきたが、ネガティブリスト方式の方がより自由化度が高い。また GATS を基本的に踏襲しながら、それ以上の自由化規定(現地拠点要求禁止、ラチェット条項、自由サービス職業に関する附属書等)を設けている。すなわち、GATS よりも自由化度が高い協定である。

GATS ではサービス貿易の一分野として規定されていた「金融サービス」が、TPP では独立した章として位置づけられている。これは TPP における金融サービスの重要性を表すものとして指摘できよう。

日本政府は本章において、保険や土業の資格などを「留保」として挙げ、最恵国待遇や市場アクセスなどの適用外としているため、ただちに国内の法律やシステムに変更はないと思われる。しかし TPP が発効後も継続的に再交渉や再協議が進められる「生きた協定(living agreement)とされていることをふまれば、また本章中に、外国人の意見聴取などの機会が保証されていることも併せれば、今後これら留保が外されたり、国内法が変更される可能性は十分懸念される。特に自由サービス職業に関する資格承認などは注意が必要である。

(1) 本章の構成

本文 13 条と、5つの附属書からなる。

第 10.1 条：定義

第 10.2 条：適用範囲

第 10.3 条：内国民待遇

第 10.4 条：最恵国待遇

第 10.5 条：市場アクセス

第 10.6 条：現地における拠点

第 10.7 条：適合しない措置

第 10.8 条：国内規制

第 10.9 条：承認

第 10.10 条：利益の否認

第 10.11 条：透明性

第 10.12 条：支払及び資金の移転

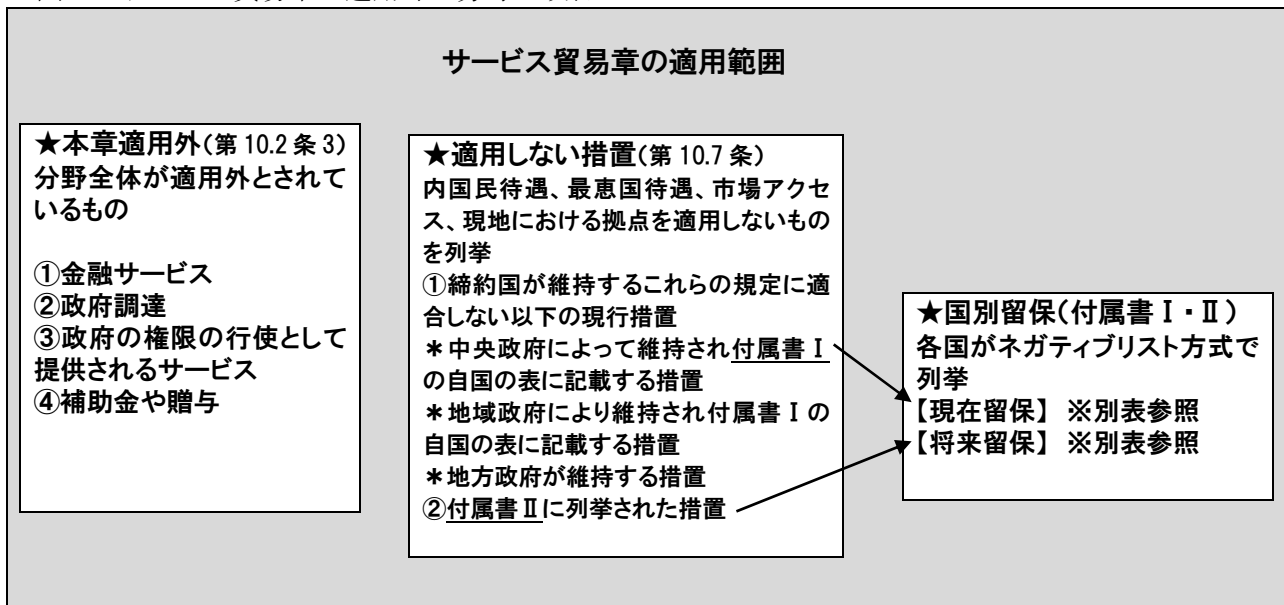
第 10.13 条：その他の事項

- ・ 附属書 10-A: 自由職業サービス
- ・ 附属書 10-B: 急送便サービス
- ・ 附属書 10-C: ラチェット条項の非適合措置
- ・ 附属書 I: 越境サービス貿易と投資の非適合措置
- ・ 附属書 II: 越境サービス貿易と投資の非適合措置

(2) サービス貿易章の適用範囲について

TPP がめざすのは自由貿易に寄与する「ルールの統一化」である。サービス貿易分野においては、ビジネスの主体すなわち企業にとって時として「障壁」となる、各国の規制や法律などをいかに統一化（規制の撤廃）していくかが焦点となる。一方、各国内にはその国の経済規模や発展段階をふまえ、個別に必要とされる社会的サービスに応じた様々な法律や規制が存在し、それらを一気に単純に統一すれば、失業や貧困、格差の増大、賃金低下、産業構造の急変など多大な影響を及ぼしかねない。したがって TPP サービス分野での交渉では、各国がサービス貿易の適用外としたい分野をネガティブリストにて提示するルールが採られている。その構造の概要を図1にまとめた。

図1 サービス貿易章の適用外の分野・項目



(3) サービス貿易章が適用されない範囲(第10.2条3)

- (a) 金融サービス
- (b) 政府調達
- (c) 政府の権限の行使として提供されるサービス
- (d) 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与(公的に支援される借款、保証及び保険を含む。)

まず、サービス貿易章の適用外とされるのは、上記4つである。このうち、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、GATS の定義同様、「商業的な原則に基づかず、かつ1つ以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービス」と定義されている(10.1条 定義)。GATS や TiSA などの他の貿易協定でもこの定義が使用されているが、欧米の市民社会はこの定義を「狭義の定義である」と批判してきた¹⁵。

(4) 日本の留保について

日本の適用外措置・分野は下記2つの付属書からなる(P41～の資料参照)。

①**現在留保**＝現行法令に基づいた留保を行っている分野であり、法令の現状維持義務(ラチェット条項)があるため、原則として将来的に規制を強化したり自由化水準を低めることはできない。

②**将来留保**＝現行法令に基づかない留保を行っている分野であり、法令の現状維持義務がないた

¹⁵ http://www.world-psi.org/sites/default/files/documents/research/jp_tisaresearchpaper_hqp_internal.pdf

め、原則として将来的に規制を強化や新規制定をすることができる。ラチェット条項も適用されない。

そのため、①「現在留保」として挙げられたサービス事業に関しては、将来規制を強化できないという点に留意する必要がある。日本政府による「付属書」では、「現在留保」の説明として、「発効時に存在し、今後も維持することができる措置」とあるが、この表現では将来規制を強化できないという意味が省かれており、明らかにミスリードであるという点も指摘しておきたい。

この留保リストに関しては、そもそも日本が挙げた内容が妥当・適切かどうかを検証されるべきである。例えば教育という分野についていえば、「初等教育」「中等教育」は将来留保となっているが、「高等教育」は現在留保である。この違いはいかなる価値基準によるものなのか。あるいは他のサービス分野で、留保すべきものはないのか。ネガティブリストにて挙げなかった項目・分野はすべてサービス貿易章の適用となることを考えれば、この留保表は詳しく吟味されるべきであろう。

また TPP 協定がいったん発効した後は、現在は留保されている内容を日本が留保事項からはずすことは TPP 協定にとってはむしろ「歓迎」される。その際の手続き（国内法改正に伴う国会承認など）についてや、説明責任についてはどのようにするのか、注意する必要がある。

(5) 個別の条項の紹介と解説

以下、個別の条項を紹介し、懸念事項をあげていくこととする。

★現地における拠点義務の禁止

○現地における拠点(第10.6条)

いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。

GATS のもとではこの規定はなく、TPP で取り入れられたことになる。つまり進出したい国に現地法人や事務所を置かずして企業活動が可能となるということは、外国のサービス事業者にとっては非常に重要な規制緩和である。

★ラチェット条項の導入

○適合しない措置(第10.7.1.(C))

(a)に規定する措置の改正(当該改正の直前における当該措置と第10.3条(内国民待遇)、第10.4条(最恵国待遇)、第10.5条(市場アクセス)及び前条(現地における拠点)の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。

(a)とは締約国が維持する最恵国待遇などの規定に適合しない現行措置であり付属書 I に掲げられている。つまり前述の通り付属書 I にはラチェット条項が適用されることとなる。

★国内規制(第10.8条)

・各締約国は、一般に適用される全ての措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する(第10.8.1)。

・各締約国は、自国の政策目的を実現するため、サービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を導入する権利を有することを認めつつ、資格要件及び資格の審査手続、技術上の基準並びに免許要件に関する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、自国が採用し、又は維持するこれら措置が次の基準に適合することを確保するよう努める(第10.8.2)。

(a)客観的なかつ透明性のある基準(例えばサービスを提供する能力)に基づくこと

(b)免許手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限にならないこと

・締約国は、サービス貿易一般協定第6条4の規定に関する交渉の結果又は締約国が参加して行われる他の多数間の場に

おける類似の交渉の結果が効力を生ずる場合において、適当なときは、これらの交渉の結果について、この交渉の下で効力を生ずるものとするため、共同で検討を行う(第 10.8.9)。

ここでは特に各国の資格要件や審査手続、免許手続が「サービス貿易に対する不必要な障害」とならないようすることが規定されている。また GATS だけでなく 2013 年から米国主導で開始され日本や EU、他の TPP 交渉参加国のいくつかが交渉参加している「新サービス貿易協定 (TiSA)」など他のサービス貿易協定とのリンケージも示唆されている。つまり TPP は TPP 内だけにとどまらず、他の貿易協定をも含み込む (あるいは他の貿易協定の自由化度を高めることによって TPP も連動していくような) 協定であることが確認できる。

★承認(第10.9条)

・締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するにあたり、4に規定する要件に従い、他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、調和その他の方法により行うことができるものとし、当該他の締約国又は非締約国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる(第 10.9.1)。

・締約国は、付属書10-A(自由職業サービス)に定めるところにより、自由職業サービスの貿易の円滑化(自由職業サービスに関する作業部会の設置によるものを含む)に努める(第 10.8.4)。

ここでは特に資格・免許の承認について触れられているが、自国の基準を適用する前提で、他国において得られた教育や経験、要件・免許・資格証明を「承認することができる」とされる。さらにこの承認は「調和その他の方法により行うことができ」、当該国間の「協定もしくは取り決めに基づいきたまたは一方的に行うことができる」とある。TPP 協定による規定があつたとしても、二国間でさらにそれ以上の自由化の方向で資格承認を進めていくことが可能となるわけであり、またそのことが推奨されているとも受け止めることもできる。また本条では、付属書に従い「自由職業サービスの貿易円滑化」の作業部会が設置されることも規定されている。このことから、サービス貿易分野においては、資格・免許の承認の問題に大きな重点が置かれていくことが読み取れる。

★自由職業サービス附属書の概要

・締約国は、職業上の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議することを規定。

・また、締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑化することを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励すること等を規定。

日本の TPP 交渉参加の際、弁護士や会計士などいわゆる「士業」の資格承認が各国間で統一された結果、海外の弁護士や会計士などが大量に日本でビジネスを展開することが懸念として挙げられてきた。少なくとも現時点ではこれら資格に関する措置は留保されているため、この懸念は妥当ではない。だが、**付属書 10-A「自由職業サービス」**においては、「職業上の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議すること」が規定されている。さらに付属書のもと「自由職業サービスに関する作業部会」の設置の可能性もふれられている (第 10.9 条 4)。つまり継続する協議の中で、特に自由職業サービス分野の資格承認が今後起こることが予想される。

政府自身が「他国の資格・免許を相互に認め合うこと (相互承認) については、TPP 協定発効後に専門職の相互承認を関心国の間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師等の個

別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。」と記載¹⁶していることから、将来的にはこの分野の相互認証が進む可能性が高い。

★急送便サービス附属書の概要

・いずれの締約国も、郵便独占が適用されるサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない旨規定。

・また、他の締約国の急送便サービスの提供者に対し、許可又は免許の条件として郵便に関する基礎的なユニバーサルサービスの提供を要求してはならないこと、他の配達サービスを提供するための資金を調達することを目的として急送便サービスの提供者に対してのみ手数料その他の課徴金を課してはならないこと等を規定。

「急送便サービス附属書の概要」にて、日本郵政がターゲットになると思われる。日米並行協議における保険分野との関連も指摘しておきたい。

¹⁶ http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2012/1/20120329_1-10.pdf

投資章／国境を超えるサービスの貿易章／金融サービス章 日本の留保

分野	関連する章	留保の種類	留保する措置 (法令名(略称)のみ)	措置の概要	
現在留保(発効時に存在し、今後も維持することができる措置)					
1	農林水産業(植物育成者権)	投資	内国民待遇 最恵国待遇	・種苗法	<p>日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約(以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。)の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>
2	農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書二の日本国の表の九の項で規定されているものを除く。)	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続きは、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書二の日本国の表の九の項で規定されているものを除く。)への投資を行うおとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>
3	自動車分解整備業	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・道路運送車両法	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
4	事業サービス	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・職業安定法 ・労働者派遣法 ・港湾労働法 ・船員職業安定法 ・建設労働者の雇用改善等法	<p>日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。</p> <p>(a) 民間の職業紹介サービス(建設業務有料職業紹介サービスを含む。)</p> <p>(b) 労働者派遣サービス(港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。)</p> <p>職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。</p>
5	回収代行のサービス	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・債権管理回収業特別措置法 ・弁護士法	<p>法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。</p> <p>いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。</p>
6	建設業	国境を超えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・建設業法 ・建設工事資材再資源化法	<p>1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>

7	アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・酒税法	酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる(酒税法第十条第十一号)
8	公共卸売市場において提供される卸売サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・卸売市場法	中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するために、中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合には、公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
9	高等教育サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・教育基本法 ・学校教育法 ・私立学校法	日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。
10	熱供給業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続きは、日本国内の熱供給業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
11	電気通信業	投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役会	・日本電信電話株式会社法	1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
12	電気通信業及びインターネット付随サービス業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続きは、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
13	船舶製造・修理業、船用機関製造業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・造船法	総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行うとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。
14	医薬品製造業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続きは、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行うとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
15	皮革製造業及び皮革製品製造業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続きは、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

16	船舶の国籍に関する事項	国境を越えるサービスの貿易及び投資	市場アクセス	・船舶法	日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス(旅客及び貨物運送サービスを含む。)を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。
17	計量サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・計量法及び施行規則 ・指定定期検査機関等に関する省令	1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事(その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長の)指定を受けなければならない。 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3 計量証明事業(特定計量証明事業を含む。)を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
18	医療及び福祉	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・労働保険料徴収等に関する法律及び施行規則	日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
19	鉱業及び鉱業に付随するサービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・鉱業法	日本国の国民又は日本国の企業のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。 注釈 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。
20	石油業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
21	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・弁護士法	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならない。その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
22	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・外国法事務弁護士法	外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならない。その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
23	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・弁理士法	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
24	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・公証人法	日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
25	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・司法書士法	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならない。その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
26	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・公認会計士法	公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

27	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・税理士法及び施行規則	税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならない。その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
28	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・建築士法	日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
29	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・社会保険労務士法	社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならない。日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
30	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・行政書士法	行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならない。その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
31	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・海事代理士法	海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。
32	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・土地家屋調査士法	土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならない。その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
33	不動産業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・宅地建物取引業法 ・不動産特定共同事業法 ・マンション管理適正化法	1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、又は当該主務大臣に届出を行わなければならない。 3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
34	不動産鑑定業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・不動産鑑定評価法	不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
35	船員	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス	・船員法 ・運輸省通達	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。
36	警備業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
37	職業上の安全及び衛生に関連するサービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・労働安全衛生法 ・登録製造時検査機関等に関する規則 ・作業環境測定法及び施行規則	作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
38	測量業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・測量法	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

39	航空運輸業	投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役会	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空法	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>5 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、4(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を保有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより4(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>6 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>7 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>8 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
40	航空運輸業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役会 市場アクセス	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空法	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
41	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役会	・航空法	<p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>

42	通関業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・通関業法	通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。
43	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	・貨物利用運送事業法及び施行規則	1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員 の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。
44	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。)	投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	・貨物利用運送事業法及び施行規則	1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員 の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
45	鉄道業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
46	道路旅客運送業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
47	道路運送業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・道路運送法 ・貨物自動車運送事業法	1 道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。 2 一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づく基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。 それらの指定は、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となる程度にまで輸送需要量に対して過剰となっている場合又は過剰となるおそれがある場合に行われる。 3 一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「緊急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。

48	運輸に付随するサービス業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・道路運送法	自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。
49	運輸に付随するサービス業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・水先法	日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
50	水運業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 最恵国待遇 市場アクセス	・外国等による外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱に対する特別措置法	他の締約国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該締約国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
51	水運業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く。)は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。
52	水運業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 市場アクセス	・船舶法	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
53	技能検定	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・職業能力開発促進法	営利を目的としない一部の特定の団体(事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人)は、当該サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
54	上水道業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
55	家畜	国境を越えるサービスの貿易	現地における拠点	・家畜商法	家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならない。その住所を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。
56	航空機製造修理業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空機製造事業法	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 居住者とは、居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。 5 審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 6 居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。 7 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。

57	銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	金融サービス	内国民待遇	・預金保険法	預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。
58	保険及び保険関連のサービス	金融サービス	国境を越える貿易	・保険業法 ・保険業法施行令 ・保険業法施行規則	次に掲げるもの及びこれらのもから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

分野	関連する章	留保の種類	現行の措置(存在する場合のみ法令名(略称)を記載)	措置の概要
将来留保(将来新たに規制を導入することができる分野)				
1 全ての分野	投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会		1 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の内国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から投資家への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しない。日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した禁止、制限又は措置を維持できる。
2 全ての分野	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・電気通信事業法 ・郵便法 ・民間事業者による信書の送達に関する法律 ・競馬法 ・モーターボート競争法 ・自転車競技法 ・小型自動車競争法 ・当せん金付証券法 ・通貨の単位・貨幣の発行等に関する法 ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律	日本国は、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注釈1 この協定の効力発生時においては、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売は、指定された企業又は政府機関にのみ認められている。 注釈2 この留保の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第四条第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に規定する信書便の役務(ただし、同法に規定する特定信書便役務を含まない。)をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。
3 全ての分野(認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス)	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス		日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にJISIC又はCPCにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
4 宇宙開発産業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法	日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受け又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス
5 武器産業 火薬類製造業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・武器等製造法 ・外為法 ・対内直接投資等政令	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受け又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス
6 放送業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・電波法 ・放送法	日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第一号)、オンデマンド・サービス(インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。)を含まない。

7	初等及び中等教育サービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・教育基本法 ・学校教育法 ・私立学校法	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
8	電気業 ガス業 原子力産業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 最恵国待遇 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・電気事業法 ・ガス事業法 ・最終処分法	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 【産業分類】 JSIC 〇五九*1 その他の金属鉱業 JSIC 二三九 核燃料製造業 JSIC 二八一*2 電子デバイス製造業 JSIC 二八二*2 電子部品製造業 JSIC 二八九*2 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 JSIC 二九一*2 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 JSIC 二九二*2 産業用電気機械器具製造業 JSIC 二九六*2 電子応用装置製造業 JSIC 二九七*2 電気計測器製造業 JSIC 二九九*2 その他の電気機械器具製造業 JSIC 二九五二*2 一次電池(乾電池、湿電池)製造業 JSIC 三〇*2 情報通信機械器具製造業 JSIC 三一三*2 船舶製造・修理業、船用機関製造業 JSIC 三一五九*2 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 JSIC 三一九九*2 他に分類されない輸送用機械器具製造業 JSIC 三三 電気業 JSIC 三四 ガス業 JSIC 八八九*2 他に分類されない廃棄物処理業 JSIC 九〇一*2 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く) JSIC 九〇二*2 電気機械器具修理業 注釈 JSICの番号に付された*1は、当該番号の下での活動のうち留保の対象となる活動が核物質に限られることを意味する。 JSICの番号に付された*2は、当該番号の下での活動のうち留保の対象となる活動が原子力産業に関連する活動に限られることを意味する。
9	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・外国人漁業規制法 ・EEZにおける漁業等に関する主権的権利行使法	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給
10	土地取引に関する事項	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇	・外国人土地法	政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
11	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 市場アクセス 現地における拠点		日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに公共の目的のために創設され、若しくは維持される社会事業サービス(所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育及び公営住宅)への投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
12	警備業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・警備業法	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

13	航空運輸業	投資	内国民待遇 特定措置の履行要 求 経営幹部及び取締役 会	日本国は、日本国内において、空港及び第十一条(定義)に規定する空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
14	全ての分野	国境を越える サービスの貿易 及び投資	最恵国待遇	<p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、1に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇 を与える措置であって、次のいずれかの事項に關係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事(海難救助を含む。)</p>
15	保険及び保険関連の サービス	金融サービス	内国民待遇 国境を越える貿易 ・保険業法 ・保険業法施行令 ・保険業法施行規則	<p>日本国は、他の締約国において設立された当該締約国の国境を越える金融サービス提供者が提供する次のサービス(本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。)を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第十一条の国境を越える金融サービスの提供の定義の(b)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物(衛星を含む。)。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>(b) 再保険、再再保険及び第十一条(定義)の金融サービスの定義の(d)に規定する保険の補助的なサービス</p> <p>注釈 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p>

6. 国有企業章(第17章)

近藤康男 (TPP に反対する人々の運動)

- 国有企業の章を設けたのは、多分TPPが最初と思われる。
- 国有企業章のキーワードは、無差別待遇、商業的考慮、非商業的援助 (の規制)
- TPPを貫く立場は、国有企業の限らない否定。しかし政府機能・金融分野の国有企業への配慮 (規制の例外を設ける) においてエゴと妥協が垣間見られる。

脚注：※商業的考慮とは“私企業が通常事業上の決定を行う場合に通常考慮する諸要素。

※非商業的援助とは“贈与・商業ベースよりも優遇条件での貸し付けなど“

(はじめに一国有企業についての基本的視点)

国有企業は自由貿易協定に含むべきではない。

TPP協定においては、国有企業は基本的に市場経済下では否定されるべきものとして捉えられ、従って、条文においては、民間の事業体と基本的には同じ条件下で事業活動を行うことを規定している。

しかし、共産主義経済を国是とするベトナムにおける国有企業は、国家としての体制選択の産物である。また、それぞれ固有の社会的経済の仕組みを持つその他のTPP交渉参加国について考えれば、それは歴史的・社会的な条件下で選択をした仕組みである。それを市場経済の論理と力で押しつけるのはあってはならないことである。その点で、TPP協定は、国有企業に止まるものではないが、決めてはならないことを決めている。

ちなみに、直近で発効あるいは合意した日・豪EPAと日・モンゴルFTAに国有企業の章は無い。米国のFTA、特にシンガポールとのFTAなど多くのFTAには何らかの国有企業・独占に関する規定が含まれていると聞いている (伝聞)。

日本における国有企業の存在理由をどう考えるか

では市場経済の発達した国である日本において、国有企業をどう捉えたらよいだろうか？郵便のように全国一律のサービスが望ましい事業、過疎化の進む地域での他の地域と同じ水準の料金での交通手段や病院を始めとする基礎的な社会インフラの提供、基礎研究などは、民間企業との合弁もあり得るとした上でも、非商業的考慮 non-commercial consideration、非商業的援助 non-commercial assistance を必要とする事業として位置付けるべきと考える。

その点で、暮らしの視点、地域のインフラ確保という視点で捉えた場合、国有企業の破綻はあってはならない問題であり、必要な“非商業的援助”は必要である。その意味でもTPPのような、条約による介入も本来あってはならない問題である。

その上で疑問の残る各条項

- TPP協定での投資・越境サービス・金融サービス章に関わる“留保リスト”、国有企業章での2条「適用範囲」の規定や9条「締約国別の付属書」による適用除外の範囲は、必要な国有企業を守る上で充分だろうか？
- 逆に、本章13条「例外」の2項・3項における国有金融機関の例外規定は民間金融との正常な関係を歪めはしないだろうか？

- ・その他、1条「定義」における国有企業の定義（定義としての十全性）、7条「悪影響」や8条「損害」（非商業的援助の排除）、10条「透明性」（誰に対する透明性か）、12条「委員会」（透明性への逆行）、14条「追加交渉」（規制範囲の拡大、特に地方への拡大）なども、上述した観点からは疑問・懸念を抱かせるものである。

既存の“国有企業”は果たして絶対視してよいのか？

しかし、既に役割を終えたはずの国有企業が、民業を圧迫したり、国民の財産を毀損したり、天下りの温床となったり、財政規律を歪めたりしている事実も認識しておいてもよいだろう。特に国際分野の国有金融業は、民間との垣根を曖昧にして拡大する傾向を感じる。

1. 17章（国有企業及び指定独占企業章）概要※主に、15年11月5日公表の“全章概要”から抜粋

(1) 商業的考慮及び内外無差別待遇（17章4条）

締約国は、国有企業及び指定独占企業が、物品またはサービスを購入・又は販売する際に、商業的考慮に従い行動すること、及び他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保する。

(2) 非商業的援助の禁止、悪影響（17章6条及び7条）

締約国は、いずれの締約国も国有企業に非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものより有利な条件での貸し付けなど）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない。

(3) 情報交換・透明性 {17章10条}、小委員会設置（12条）

①締約国は、国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供する。発効後6か月以内に国有企業の一覧表を他の締約国に提供する。

②国有企業・指定独占企業に関する小委員会を設置、定期的に会し、当該章の運用・実施、その他必要な事項について協議する。

(4) 適用範囲（17章2条）、例外規定（17章13条）、留保リスト（17章9条、付属書17-D.E.F）、追加交渉（17章12条、付属書17-C）

①中央銀行・金融規制機関・SWファンド・年金基金、政府調達、政府の権限の行使として提供されるサービスなどは本章の規定の適用範囲外（17章2条）。

②国家的・世界的経済の緊急事態への措置、一定の条件下での国有企業による輸出入・海外民間投資に対する金融、年間 revenue 収益（内閣府誤訳の懸念⇒収入・売上高）2億SDR以下の企業、への商業的考慮・無差別待遇・非商業的援助・透明性に関わる規律は適用されない（17章13条）

③地方政府の所有・支配する企業・指定独占企業の活動に関しては、付属書17-Dに記載された無差別待遇・商業的考慮・非商業的援助・透明性の規定について留保できる。（17章9条）

(5) 追加交渉（17章14条）

発効後5年以内に地方政府関連企業に関する留保リスト、6条（非商業的支援）及び7条（悪影響）の規律を域外への影響に迄拡大するかどうかについて追加交渉をする。

（17章・国有企業章の構成）

1条・定義、2条・適用範囲、3条・委任された権限、4条・無差別待遇及び商業的考慮、5条・裁判所及び行政機関、6条・非商業的な援助、7条・悪影響、8条・損害、9条・締約国別の付属書（地方政府に関わる無差別待遇・商業的考慮・非商業的援助・透明性などについての国別の留保内容）、10条・透明性、11条・技術協力、12条・国有企業及び指定独占企業に関する小委員会、13条・例外（無差別待遇・商業的考慮の適用の例外対象、14条・追加的交渉、15条・情報を収集するための過程

(付属書)

付属書 17-A : 例外対象となる収益金額の計算方式
付属書 17-B : 国有企業及び指定独占企業に関する情報交換の手順
付属書 17-C : 追加交渉
付属書 17-D : 国別留保リスト
付属書 17-E : シンガポールの留保リスト
付属書 17-F : マレーシアの留保リスト
付属書IV : 非適合措置 (注釈)

2. 「国有企業」とは何か

(1) TPP協定における定義 (17章第1条)

① 国有企業 : 主として商業活動に従事する次のいずれかの企業

- ・ TPP締約国が (以下締約国) 50%超の株式を直接所有する企業
- ・ 締約国が所有持ち分を通じて 50%超の議決権を有する企業
- ・ 締約国が取締役会及びこれに相当する経営体の構成員の 過半数を任命する権限を有する企業

② 指定独占企業 : 協定発効後に指定される私有の独占企業、及び締約国が指定する、または指定した政府の独占企業

(2) 日本の「国有企業」にはどんなものがあるか?

① TPP協定における定義との関連で厳密に特定するのは難しいが、国レベルの35の事業体について概観した。

② 業種でみると病院 (研究機関含む)、金融 (開発・国際)、高速道路・空港・地下鉄などの輸送インフラ、成長産業などへの投資ファンド、資源・エネルギー関連、放送・通信・郵便などに分類できる。原発事故対応のための機関、日本競馬協会のような国有企業もある。勿論、国家貿易機関としての農畜産業振興機構も国有企業のはずである。

③ 特徴的なことは病院の数の多さ、金融機関の存在感の大きさである。また、独立行政法人と特殊法人の形態をとっている事例も目立っている。

④ 地方自治体による公有企業には、鉄道、空港、病院、様々な種類の“公社”があり、国有企業・公有企業は、特定の分野においては相当に裾野の広い事業体と考えられる。

そして冒頭に述べたように、これらの中には、その経営を国や地方自治体 (国民) が支える必要のある事業体、逆にその役割を終えた事業体が混在している。

3. 懸念される事項、問題点など

主として、破綻させることがあってはならない、地域における基礎的な社会インフラとなっている事業体を念頭に、“非商業的援助”の必要性を擁護する観点から問題点や懸念を挙げた。この点についての考え方が異なれば、国有企業章への評価も変わってくる。また、適用範囲の2億SDRが収益を意味するのか売上・収入なのかによっても影響の大きさは変わってくる。

(1) 総体として

国有企業の章は、国家体制の選択、基礎的な社会政策に対する介入を意味しており、“決めてはならない”ことを決めているという問題をTPP協定の中でも象徴的に体现している。

また、実質的に“体制に介入”することは、アジア・太平洋地域に分断と対立を生みかねないという意味で、地域の不安定要因となる危険を潜在的に有している。

(2) 17章・1条・「定義」、及び10条・「透明性」に対する疑問

○国有企業であるか否かの峻別の困難さ、及び“発効後6ヶ月”として国有企業のリストを交換することへの疑問

国有企業の定義については、簡潔に1章の最後に(a),(b)の(i)(ii)(iii)で定義されているが、現実の政府出資あるいは支配にある事業体の事業は多岐に渡っており、どの事業体が協定の適用を受けるのかどうかの峻別が難しい。

しかも10条1項「透明性」において、“発効後6ヶ月以内に国有企業の一覧表を協定参加国に提供、“あるいはウェブサイトに掲載”となっており、場合によっては2年以上先まで各国の国有企業は明らかにならないことを意味する。このことは国民に対する情報提供における不充足性に限らず、果たして協定交渉において十分な合意が明確な内容としてなされたのかという点でも深刻な懸念を禁じえない。仮に自国のどの事業体が協定の適用対象となるのか否かを各国が明確にできないまま交渉、合意をしたのであれば問題であろう。

(3) 17章・2条・「適用範囲」の限定における不充足さ。

○基礎的な社会インフラとなっている国有企業への非商業的援助がI S D Sでの提訴を避けられるか？これら企業は適用範囲外とすべきではないか。

2条1項において、本章の適用は“締約国間の貿易・投資に影響するものに適用する”とある。病院（本章の定義で国有企業かどうか不明）や交通インフラなどの事業に関わる国有企業は、現時点では貿易・投資には携わっていない（民営化後も政府支配下に止まっているのはJR北海道・四国・九州）が、将来は充分あり得よう。

将来、事業の分野として海外の病院・鉄道建設など貿易・投資に進出した場合、暮らしや地域に欠かせないこれらの企業の国内事業分野への非商業的援助、更には破綻回避などの救済措置などが、競争条件の変更という観点で9章B節I S D Sによる提訴の対象になることはないのか懸念される。

その意味では、国有企業である病院・鉄道などに代表される基礎的な社会インフラに携わる国有企業も、17章2条で規定する適用範囲外の対象とすべきと考える。

(4) 17章・2条・11項において、17章4条1項(b)、(c)、2項(b)、(c)の“内外無差別待遇と商業的配慮”の適用を、9章投資章・10章越境サービス章・11章金融サービス章の非適合措置に基づく場合には行わないとする規定への疑問。

○投資・越境サービス・金融サービスに関する留保措置だけで十分なのか？

2条の2～10項（中央銀行・年金基金・SWファンド・政府調達・政府機能や権限の行使など）においては内外無差別待遇・商業的考慮に加えて非商業的援助など17章の規定を適用しないとしているが、地域の基礎的な社会インフラとなる分野については一部の分野について下記に記すように、11項において内外無差別待遇と商業的考慮を適用されないとしているだけで、非商業的援助は含まれない。果たして充分かどうか疑問である。

※17章・2条・11項において以下の(a),(b)に従った購入・販売行為には“内外無差別待遇と商業的配慮”の適用をしないと規定。

(a)締約国が、9章12条1項（投資における不適合措置＝経営幹部・取締役会の特定国籍要求）、10章7条1項（越境サービスにおける非適合措置＝内国民待遇・最恵国待遇・市場ア

クセスに関する諸制限—現地拠点の必要性)あるいは11章10条1項(金融サービスにおける非適合措置=付属書Ⅲの自国の表セクションA記載の内国民待遇・最恵国待遇・経営幹部や取締役会の国籍特定の禁止・金融市場アクセスなど)により保持、継続、更新あるいは改正する、付属文書Ⅰの自国の別表あるいは付属文書Ⅲの別表のセクションAに合致した非適合措置。

(b)締約国が、付属文書Ⅱの別表あるいは付属文書Ⅲの別表のセクションBにある、9章12条2項(非適合措置)、10章7条2項(非適合措置)あるいは11章10条2項(非適合措置)に則って採用、維持している分野あるいは行為。

作成者による脚注：上記付属書の概要は15年11月5日公表の「付属書・留保リストの6ページから16ページに73項目の留保リスト、以降のページの国別の留保改善項目に掲載されている。国有企業に関連すると思われる分野としては建設業・高等教育分野・医療/福祉分野・貨物利用運送業・鉄道業・上水道業・銀行サービス/金融サービス分野、保険/保険関連サービス分野・全分野(内国民待遇・経営幹部・取締役会)・宇宙開発事業・放送事業が掲載されているが、国有企業にとって重要な非商業的援助は含まれていないと思われる。

(5) 17章・6条「非商業的援助」及び7条「悪影響」に対する懸念

○地域の基礎的な社会インフラへの非商業的援助が、締約国による同種の投資企業への悪影響とされることはないか?であれば、それは地域の疲弊をもたらしかねない。

7条1項(a),(c)(i)において、非商業的援助による悪影響として“締約国内における他の締約国からの同種の物品の輸入”、“締約国内に投資をした他の締約国の企業が生産する物品や提供するサービス”への悪影響、と規定しているが、基礎的な社会インフラとして必要な鉄道・病院などの事業遂行のための非商業的援助を妨げることが懸念される。そのことは、地域社会を疲弊させることでもある。

(6) 17章・9条・2項及び付属書17-Dにおける“地方政府傘下の国有企業・指定独占企業への適用除外”と17章・14条「追加的交渉」の問題点。

○将来、地域に不可欠の公有企業への適用拡大が懸念される。

9条2項において、地方政府傘下の国有企業・指定独占企業には、4条の「無差別待遇及び商業的考慮」、5条「裁判所及び行政機関」、6条「非商業的援助」、10条「透明性」の規定は適用されないとしている。

しかし、17章・14条「追加的交渉」及び17章付属書17-C「追加的交渉」において“協定発効後5年以内に、地方政府傘下の企業にも付属書17-Dの義務を拡大することについて追加交渉”を行うとされている。

特に、地方自治体の病院、鉄道など既に赤字経営、経営補てんも見られる事例への規制の適用拡大が懸念される。地域レベルでの生活への影響は、中央政府傘下の国有企業以上に大きい筈である。

(7) 17章・10条「透明性」(情報交換・提供など)と12条「委員会」(協議)の持つ水面下での協定解釈、協定の変質の懸念。

○誰のための透明性かが問われている。秘密裏にTPPの変質をもたらすものである。

日本が締結した他の EPA においても“小委員会”はかなりの章に設置されている。必要な場合に必要の協議を行う場を設置することはあってよいことである。しかし、そこには情報開示も、権限も、更には設置の必要性も目的もうたわれていない。しかも、各分野＝各省庁で、縦割り行政の下で協定の管理・運営がされるとしたら、そのことは、社会・国民生活に深くかかわる事柄が、秘密裏に省益の下で管理・運営されることを担保していることと同義である。各章とも小委員会は廃止して、総括的委員会のみを残し、位置付け・目的・機能を明らかにした上でオープンなものにすることがあるべき姿と考える。

更に言えば、10 条の「透明性」についても、ウェブサイトでの公表は代替手段として位置付けられており、「国有企業の一覧を締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとし」とされている。まさに締約国の官僚同士での透明性であり、それは国民・国会に対する透明性を担保したものになっていない。

これでは、TPP が秘密裏に運営・管理、そして変質していくことは避けられないだろう。

(8) 17 章・13 条「例外」規定における金融分野の国有企業への偏重の問題点

○民業との境界が曖昧な金融分野の肥大化、規律の低下への歯止めのなさが懸念される。

17 章・13 条・2 項において、民間の融資に代わろうとする意図・市場以上の優遇条件でない限り、17 章・4 条の「無差別待遇・商業的考慮」適用の例外とすることを規定している。そして、その例外対象は輸出入金融、国外での民間投資支援の金融、OECD の枠組みあるいは WTO 原加盟国採択の公的輸出信用と規定している。また、3 項では相手の締約国に現地拠点を求められ、かつ政府の任務として提供する前述と同様の金融業務は非商業的援助による“悪影響”とは見なされないと規定している。

現在このような輸出入金融に関わる国有企業は、日本貿易保険があり、民間投資の支援では国際協力銀行がある。加えて日本貿易保険や JICA も対外民間投資への金融支援を拡大しようとしている。しかし、この流れは民間の金融機関の分野との境界を限りなく曖昧にするものであり、そこに上述のように規律の適用の例外とすることは、金融行政の歪みを生じかねないものである。場合によっては、金融事業に不慣れな体制、往々にして厳しい規律を欠いた経営による融資・運用が国民の財産を毀損することも懸念される。

(9) その他：他の章との関連で

①9 章投資章・15 条における「(投資章のいかなる規定も) 自国内における環境・健康などの規制上の目的のための措置を妨げるものではない」とあるが、国立(将来は市立)の病院などへの非商業的援助にも同様に適用できるのか?

②15 年 11 月 5 日・16 年 1 月 7 日公表の「TPP 交渉参加国との交換文書」の中の「医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続きの公正な実施に関する付属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の文書」(法的拘束力は無い)において、“将来の保険医療制度”を含む諸課題について協議することを“確認する”としている。また協定本文 26 章(透明性及び腐敗行為の防止)パラグラフ 26-A.4(協議)でも締約国間の要請による協議を規定している。

医薬品・医療機器、更には保険医療制度に関する協議の内容次第では、国立病院、将来は市民病院の経営などにも影響を及ぼすことは必至である。

③同じく 15 年 11 月 5 日・16 年 1 月 7 日公表の「保険等の非関税障壁に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府米並行交渉に関わる書簡」(日本郵政以外の項目も含まれる)で“法的拘束力は無い”としているものの、日本側は、相当徹底した競争的条件の確保、規制緩和、

透明性という名の下での米国に限らない締約国の介入の余地、などを約束している。ここでは特に基礎的社会インフラとしての日本郵便、国立病院（将来は市立病院の可能性）始め、国有企業一般への影響が懸念される。

以下はいくつかの懸念事項の例である。

- ページ 2：一般論として対話の必要性を否定するものではないが、「2 国間の対話のための既存の枠組みその他の適当な方法を通じた作業を継続することにより、米国政府との対話に取り組む用意があります」としている。
この枠組みで以下のような重要なことが水面下で決められるとすれば、それは、“対話”の域を超えたものと言わざるを得ない
- ページ 10「透明性」1.「審議会/諮問委員会（a）で、（日本政府は）“外国の関係者を含め、自国の関係者と同等の権利を与える”としている。書簡の表現に限れば、ページ 12～13 の米国側の連邦諮問委員会法と全く同等の関係にあるのかどうか不明である。※外国の関係者として米国に限定していない。
- ページ 15「投資/企業等の合併・買収」の 2. 買収に対する防衛、において、“（日本国政府は、）取締役が企業価値及び株主の共通の利益を向上させる買収を阻止するために買収防衛策を使用することは不適切であることを認識する”。
このような決めつけを、社会的に健全な企業政策と行ってよいか大いに疑問である。
- ページ 15～16「投資/企業等の合併・買収」の「3. 規制改革」、“(日本国政府は) 外国投資家その他利害関係者から意見及び提言を求める。…実現可能な場合は定期的に規制改革会議に付託……規制改革会議の提言に従った必要な措置をとる”に至っては、何をかいわんや、である。
この部分には米国側の義務は何も謳われていない。まさに「片務契約」である。そして片務契約はここ以外にもあることも重要である。ページ 21 以降は内容はともかく、最後のページ 33 まで全て片務契約である。政府調達では“英語”も義務とされている。
- ページ 28 の急送便の 1.「内部相互補助」で、日本郵便に対し国際スピード便の収支計算書開示と総務省による早期の措置（内容は記載されていない）を求めている。
一方、第 10 章「越境サービス貿易」の付属書 10-B「急送便」の 7(b)で“他の配達サービスへの資金供与のために急送便サービス提供者にのみ手数料あるいはその他の諸経費を課してはならない”としている。
ユニバーサルサービスを柱としている郵便事業の損益管理における部門間配賦を制限しているのではないかと懸念される。

別紙資料2-①各国の国有企業の概観：日米2ヶ国

16年1月20日
TPPに反対する人々の運動・近藤

※<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E6%9C%89%E4%BC%81%E6%A5%AD>
から

		各国における国営企業の有無										
		郵便	鉄道	薬小売	賭博	酒の小売	医療	大学	通信	放送	石油	エネルギー
日本	並存であるが ほぼ競合なし (日本郵便)	なし(公的機 関・政府・自 治体出資企 業あり)	なし	あり(他に 地方主催 あり)	なし	並存	並存	なし(みなし 公務員の 会社あり)	並存(日本放 送協会)	並存(政府 支配企業 あり)	並存(東京電 力)	
アメリカ	あり(USPS)	並存 (アムトラック 旅客、貨物 は民営)	なし	並存(州営 宝くじ)	州により様々 (ABC store states)	並存	並存	なし	並存(公共 放送サービ ス)	なし	並存(TVA)	

○日本の国有企業と考えられる企業：下記ウェブサイト、及びその他の主要な国有企業と思われる政府関与の企業

※一部は <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E6%9C%89%E4%BC%81%E6%A5%AD#.E6.97.A5.E6.9C.AC>
から

※資料の制約もあり、政府出資比率など、全ての項目を埋めるには至らず。

※また、TPP国有企業章の適用対象となる売上2億SDR以上か以下かの峻別も出来ていない。

企業名	業種・事業	政府出資比率	備考・子会社など
(金融)			
沖縄振興開発金融公庫	沖縄開発の長期資金貸付		法に基づく特殊法人・政策金融機関
(株) 国際協力銀行	国際金融に特化した政策金融、 輸出入・保証・出資など	1兆3千600億円	法に基づく特殊会社
(株) 日本政策金融公庫	国民・中小企業・農林業融資	3兆7095億3300万円財務大臣100%	法に基づく特殊会社
(株) 日本政策投資銀行	投融資一体型の融資	1兆2069億円財務大臣100%	法に基づく特殊会社。民営化先

			送り
日本郵政(株):日本郵便、かんぽ生命、郵貯銀行	3社の持ち株会社(郵便、保険、金融)	日本郵政:日本郵便、かんぽ生命、郵貯銀行 金融2社は将来全株売却予定だが、当面は50%保有。また郵便は100%政府保有の予定。	3兆5千億円100%⇒将来3分の1保有、郵貯銀行3兆5千億円⇒全額売却予定、かんぽ生命5千億円⇒全額売却予定、郵便4千億円非上場で郵政が100%保有
(高速道路・空港)			
東日本高速道路(株)	高速道路、自動車専用道路の管理運営	100%525億円財務大臣100%	100%子会社保有(旧道路公団)
その他高速道路会社2社			
成田国際空港(株)		国交大臣と財務大臣で100% 1000億円	
他に新関西国際空港(株)		国交大臣と財務大臣で100%	
日本年金機構	政府から委託を受けて公的年金の運営業務	1031億1200万円	非公務員型の特殊法人
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)	輸出入貨物の税関手続きの電子情報システムの運営管理		
中間貯蔵・環境安全事業(株)	P C B廃棄物処理	6億円政府100%	
(株)産業革新機構		95.33%	
(株)農林漁業成長産業化支援機構		94.33%	
(株)海外需要開拓支援機構		77.92%	
本州四国連絡高速道路(株)		66.63%、残り33.37%は地方公共団体	残りは関係自治体などが出資
東京地下鉄(株)		53.42%、残りは東京都	残りは東京都が出資
(株)海外交通・都市開発事業支援機構		50.1%	
(株)民間資金等活用事業推進機構		50.0%	
預金保険機構			

(独法) 日本貿易保険	対外取引における通常の保険で救済できない危険を保険する。輸出保険以外にインフラ輸出・資源開発も対象に	100%1043億5232万4369円	
(特定独法) 国立病院機構			傘下に全国144の病院他の医療施設と5万人の職員
(独法) 国立病院機構東京医良センター	医療		上記医療施設の一例
(独法) 農畜産業振興機構	指定乳製品等の国家貿易・生糸の調整金徴収、生産者の経営安定対策・農畜産物の需給調整・価格安定対策など	309億5900万円	米麦の枠内国家貿易は農水省が実施主体 各地の食肉流通公社や公益法人に出資
原子力災害損害賠償・廃炉等支援機構 (東京電力が実質的な被支配企業となっている)	原子力災害などの賠償資金の原子力事業者への融資など	14億円50%、残りは原子力事業者	東京電力の議決権50.11%保有かつ内閣が実質的に役員の内命権を有している。法に基づく認可法人
日本放送協会			法に基づく特殊法人。経営委員会は国会同意で首相任命。資本金はあるが持ち分設定なし
住宅金融支援機構	住宅金融、住宅融資保険、証券化支援	100%政府出資7117億3529万円	
日本競馬協会		100%政府出資49億2192万9千円、	法に基づく特殊法人
石油資源開発	石油・天然ガスの探鉱・開発	経産大臣34%・国際石油開発帝石4.99%142億8869万4千円	日本海洋石油資源開発の70.61%と地球科学総研100%株主
国際石油開発帝石	石油・天然ガス開発・生産・販売	経産大臣18.96%+甲種株1株筆頭株主、石油資源開発7.32%2908億900万円	
国際協力機構	ODA, 海外開発援助金融	7兆8771億円(15.03.31現在)	独立行政法人
都市再生機構	都市基盤の整備・賃貸住宅供給のシェン事業	1兆611億円(15.3月現在)	独立行政法人

○米国の主要な国有企業

※一部は

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E6%9C%89%E4%BC%81%E6%A5%AD#.E3.82.A2.E3.83.A1.E3.83.AA.E3.82.AB.E5.90.88.E8.A1.86.E5.9B.BD> から

企業名	業種・事業	政府出資比率	備考・子会社など
米国郵政公社 U S P S	郵便物流を担当する公社		
AMTRAK (株)	旅客鉄道	連邦政府が主要株主	
米国商品金融公社	農産物価格維持のための金融	100%	1933年農業調整法により設立
テネシー河流域開発公社 TVA	ダム、水力・火力。原子力発電所の運営	政府機関	
連邦住宅抵当公庫 FNMA	民間金融機関に対する住宅ローン債権保証		議会設立の民間企業、金融危機により国有化
連邦住宅金融抵当公庫 FHLMC	民間金融機関に対する住宅ローン債権保証		議会設立の民間企業、金融危機により国有化
他に連邦住宅貸付銀行あり			
連邦預金保険公社 FDIC	預け入れ預金保護の基金		
アメリカン・インターナショナル・グループ	保険		金融危機で連邦政府が救済
Alaska Permanent Fund	アラスカ所在の投資ファンド		
米国輸出入銀行	輸出信用の供与：米国企業の輸出相手に対する新言う供与	連邦政府出資	

7. 医療分野

寺尾正之（全国保険医団体連合会）

TPP 協定文案のうち医療分野に影響を及ぼすのが、18 章「知的財産」、10 章「国境を越えるサービスの貿易」、11 章「金融サービス」、9 章「投資」、26 章「透明性及び腐敗行為の防止」などで、その影響と問題点は以下のとおりである。

1. 新薬の保護強化制度を導入

政府対策本部「概要」では、「**知的財産**」（第 18 章）で「医薬品の知的財産保護を強化する制度」として、①「特許期間延長制度」（販売承認の手続の結果による効果的な特許期間の不合理的な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度）、②「新薬のデータ保護期間に係るルールの構築」、③「特許リンケージ制度」（後発薬承認時に有効特許を確認する仕組み）の 3 つの制度が導入されると説明している。

特許期間延長——新薬の高止まりが続く

アメリカは TPP 交渉で、製造販売承認までの年数分、特許期間が「浸食」されていると主張し、「浸食」されている年数分だけ特許期間を延長して、特許権者（新薬を開発した製薬企業）に補償するよう要求していた。

政府対策本部の「全章概要」では、「不合理な短縮についての特許期間の調整」として、「販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理的な短縮」について、「特許権者に補償する」ため、特許期間の延長を規定していると説明しており、アメリカの要求が通った形だ。

新薬の研究開発プロセスには、主に、基礎研究（標的分子の探索、化合物のスクリーニングなど、2～3 年）、非臨床試験（動物試験など、3～5 年）、治験（ヒトによる臨床試験、3～7 年）、承認審査（厚生労働省医薬・生活衛生局による製造販売承認の審査、1～2 年）がある。特許出願は、基礎研究の段階で行われ、厚労省の承認を得た後に販売が認められる。特許法では「特許権の存続期間は特許出願の日から 20 年をもって終了する」（第 67 条）が、特許出願から市販承認までの期間を差し引けば、新薬市販後の特許期間は約 10 年程度となる。

日本政府は、「最長 5 年までの特許期間の延長制度」があるので、国内制度への影響はないと説明しているが、市販承認までの期間が「不合理な短縮」と認定された場合、特許期間の延長は 5 年を超え、10 年以上となる危険がある。新薬価格の高止まりが続き、製薬大企業の儲けが保障されることになる。

□ 「TPP 協定の全章概要」

（第 18 章、第 18.48 条）

「販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理的な短縮について特許権者に補償するため、特許期間の調整を利用可能なものとする」

「有効な特許期間の不合理的な短縮を回避する目的で、販売承認の申請のための審査を迅速に行うための手続を採用することができる」

データ保護期間創設——ジェネリック薬に新たな障壁

アメリカは TPP 交渉で、バイオ医薬品のデータ保護期間を創設し、政府の承認時から 12 年とする

よう要求していた。

政府対策本部の「全章概要」では、生物製剤（バイオ医薬品）の新薬は、データ保護期間を「最初の販売承認の日から少なくとも8年間」、又はその代わりとして、「最初の販売承認の日から少なくとも5年間」と「他の措置をとる」ことのいずれかを選ぶことを規定している。

日本政府は、「新薬の再審査期間（承認時から8年）が、実質上のデータ保護期間として機能している」ので、国内制度への影響はないと説明しているが、TPP協定で新たなルールが導入されることになる。データ保護期間の下限についてのみ規定しており、アメリカでのデータ保護期間と同じ12年にすることも可能である。

バイオ医薬品は遺伝子組み換えなどのバイオテクノロジーで開発する医薬品である。主に抗がん剤やC型肝炎、糖尿病など疾病の治療に使われている。経済産業省によると世界のバイオ医薬品市場は2010年の900億ドル（10兆8000億円）から15年には1900億ドル（22兆8000億円）まで拡大すると見込まれている。

特許期間延長に追加する形で、新薬のデータ保護期間を設けることは、製薬大企業の独占的利益を保障する一方で、ジェネリック薬企業の参入に対する新たな障壁が出現することになる。

国際医療支援団体の「国境なき医師団」は、「発展途上国の医薬品入手の面で最悪の貿易協定として歴史に残るだろう」と批判している。

□ 「TPP協定の全章概要」

【生物製剤】（第18章、第18.52条）

「生物製剤である新規の医薬品の最初の販売承認の日から少なくとも8年間」「第18.50条の規定を準用して実施することによる効果的な市場の保護について定める」

「又はその代わりとして、最初の販売承認の日から少なくとも5年間、第18.50条の規定を準用して実施すること、他の措置をとること、及び市場の環境が効果的な市場の保護にも寄与することを認めることにより、市場における同等の効果をもたらす効果的な市場の保護について定める」

特許リンケージ導入——ジェネリック薬に新たな障壁

特許リンケージとは、ジェネリック薬企業から製造販売承認の申請があると、政府の医薬品規制当局が、当該医薬品にかかる特許権者に通知を行い、特許権を侵害していないか確認することを義務付ける制度である。新薬を開発した製薬企業が特許権侵害の訴えを起こした場合は、医薬品規制当局は製造販売の承認審査を停止する。日本では国内制度の変更となる。

アメリカは、特許権者に対する司法上・行政上の手続き（特許権者が訴訟した場合、係争中はジェネリック薬の製造承認を保留させるなど）を保障することを要求していた。この要求が通った形である。すでに、韓米FTAや豪米FTAではこうした通知制度が設けられている。

□ 「TPP協定の全章概要」

「医薬品の販売に関する措置」（第18章、第18.51条）

「当該最初に提出した者以外の者が、医薬品の販売を求めていることを特許者に通知し、又は特許権者が通知を受けることを認める制度」

人の診断・治療・手術法を特許対象に

政府対策本部の「全章概要」では、「特許を受けることができる対象事項」（第18章、第18.37条）として、「産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について特許を取得することができるようにする」と規定している。

一方で、締結国は、「次のものを、特許を受けることができる発明から除外することができる」と

しており、「人間又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法」¹⁷を挙げている。「除外することができる」という規定であり、締結国の判断によっては、特許を受ける対象にすることも可能になる。

アメリカでは、「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物、又はそれについての新規かつ有用な改良」であれば、特許保護の対象としている。

日本は、特許法 29 条で「産業上利用することができる発明」には該当しないとして、人間の診断・治療・手術方法は特許の対象から除外されている。特許保護の対象とする場合、特許法改正など国内制度の変更が必要となる。

特許権料が発生することによって、先端医療技術などの医療費が高騰し、保険収載すると公的保険財政を圧迫するため、保険外に留め置かれることが懸念される。多額の保険外負担が生じ、保険外の負担を支払うか、民間保険でカバーする余裕のある人しか、最先端の医療が受けられなくなる。しかしながら民間保険に加入できるのは一部の高所得者だけで、多くの患者が公平に最新の医療を受ける権利を奪うことになる。

2、薬事行政に製薬企業が介入——薬価の高止まり・高騰のおそれ

政府対策本部「概要」では、「**透明性及び腐敗行為の防止**」（第 26 章）で、「透明性について、締結国は、TPP 協定の対象となる事項に関する法令等を公表すること、意見提出のための合理的な機会を与えること」などについて「規定している」と説明している。

第 26 章では「**医薬品及び医療機器のための透明性及び手続きの公正に関する附属書**」（以下、「附属書」）を設け、第 8 章「**貿易の技術的障害**」においても、医薬品・医療機器の承認手続きの透明性を確保することを規定した附属書を設けている。

第 26 章の「附属書」では、「新たな医薬品又は医療機器に対する保険償還を目的とする収載のための手続き」について、「検討を一定の期間内に完了することを確保する」ことや「手続規則、方法、原則及び指針を開示する」ことを規定している。さらに、医薬品、医療機器を保険収載に関して、「独立した検討過程」を設けることや、保険収載しないという「決定に直接影響を受ける申請者」が、不服審査を開始することができる」と規定している（こうした制度は、韓米 F T A で設けられている）。

これまでもアメリカ通商代表部は、新薬の特許が切れてもジェネリック薬が発売されるまでの間は高薬価を維持する「新薬創出加算」の継続・恒久化をはじめ、外国薬価が高くても日本の薬価が高くならないようにする「外国価格調整制度」や売り上げが増えた場合に薬価を引き下げる「市場拡大再算定制度」の見直しを要求してきた。

今後、アメリカの製薬企業が、利害関係者として、TPP 協定の「透明性」を盾にして、医薬品・医療機器の保険収載の可否や、公定価格の決定プロセスにいつそう影響力を及ぼすことが懸念される。

「附属書」・「脚注」には、「医薬品及び医療機器」の「透明性及び手続きの公正を保証することにより」、「締結国の保健医療システム又は医療費の優先順位を決定する締結国の権利を変更することではない」¹⁸との説明があるが、これまでの政府の説明と矛盾するものではない。TPP 協定文書（30 章）に「医療」の章は設けられていない。公的医療保険制度の枠組み、医療費に直結する診療報酬（医師の技術料等）の配分や個別点数の決定について、TPP 協定は対象としていないということである。しかし、「知的財産」や「透明性及び腐敗行為の防止」、「投資」など各章の合意内容によって、公的医療保険制度に直接的・間接的を問わず影響を及ぼすのである。

¹⁷ TPP 政府対策本部「TPP 協定の暫定仮訳」（附属書を除く条文案）2016 年 1 月 7 日

¹⁸ 山本太郎参議院議員『山本太郎資料ファイル』

アメリカの薬価は日本より高く、イギリスの3倍にのぼっており¹⁹、今後、わが国の薬価制度に米国のルールが持ち込まれ、新薬価格が高騰するならば、さらなる患者負担増と医療保険財政の悪化を招くことになる。

□ 「TPP 協定の全章概要」

『医薬品及び医療機器のための透明性及び手続きの構成に関する附属書』（第26）

「自国の保健当局が新たな医薬品又は医療機器に対する保険償還を目的とする取載のための手続きを運用し、又は維持する場合、かかる取載のための全ての正式かつ適切な申請の検討を一定の期間内に完了することを確保すること、手続規則、方法、原則及び指針を開示すること等を規定」

医療機器の協議で日米合意

日本政府とアメリカ政府の「交換文書」では、医療機器について、TPP協定の附属書との「整合性について少なくとも現在の水準を維持する」と明記。TPP協定より厳しい規制は認めない考えを示している。また、「関連する将来の保健制度を含む」について、「協議する用意があることを確認」するとしている。薬価制度などを含む医療保険制度を協議対象とすることに合意したことは、アメリカ政府や通商代表部の対日要求が、これまで以上に日本の公的医療保険制度に影響を及ぼす可能性がある（豪米FTAに同様の文書があり、新薬の高価格を維持する仕組みが作られている）。

□ 「TPP 交渉参加国との交換文書」

『医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続きの公正な実施に関する附属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の文書（概要）』

「両国政府は、医療機器の世界最大級の市場であり、かつ、輸出者であることを確認」

「各政府が、それぞれ（1）償還のため一覧に掲載すること又は当該償還の額を設定することに関して勧告を行う役割についての中央社会保険医療協議会、及び（2）メディケアに関する国における適用範囲の決定を行う役割についてメディケア・メディケイド・サービス・センターの役割により、医療機器の扱いに関し、少なくとも現在の附属書の規定との適合性の水準を維持することを確認」

「附属書に関するあらゆる事項（関連する将来の保健制度を含む）について協議する用意があることを確認」

3、ISDS 条項導入——米保険会社が日本政府を提訴できる

政府対策本部「概要」では、「投資」（第9章）で、「投資家と国との間の紛争の解決（ISDS）のための手続も規定している」と説明している。

ISDS 条項とは、外国企業や投資家が投資先の国や自治体が行った施策や制度改定によって、不利益を被ったと判断した場合、その制度の廃止や損害賠償を投資先の相手国に求め、国際仲裁法廷（世界銀行の投資紛争解決国際センター等）に提訴できる国際法上の枠組みである。

医療分野で想定されるのは、日本政府の施策によって、民間医療保険や新薬の販売に影響を及ぼした場合である。

わが国では厚労省が例外的に認めた混合診療として、先進医療（2015年12月現在、108種類）があり、民間保険商品の先進医療保険が販売されている。仮に、日本政府が公的医療保険制度を改正して、先進医療の多くを保険取載したことで、アメリカの保険会社の商品である先進医療保険の売れ行

¹⁹全国保険医団体連合会「薬価の国際比較調査結果」2011年12月
医薬品の患者購入価格：イギリス 100、フランス 114、ドイツ 168、日本 222、アメリカ 289

きが落ち込み不利益を被ったとして、ISDS 条項を発動して施策の変更や廃止を求めることが可能になることが懸念される。アメリカで認可されている民間医療保険を持ち込み、日本での商品認可や販売に関する規制緩和を求めて、ISDS 条項を発動することも考えられる。

また、16 年度診療報酬改定で導入が予定されている「特例」医薬品の市場拡大再算定（巨額再算定）の制度改正のような、新薬の販売額を抑制する施策に対して、アメリカの製薬企業が ISDS 条項を発動する可能性も懸念される。

ISDS 条項を盾にして、アメリカ企業の政府への圧力が強まることや、ISDS 条項の発動を回避するため、政府に制度改正への萎縮効果が生じる懸念もある。

一方、政府対策本部「概要」では、「濫訴抑制につながる規定」が置かれ、▽申立て期間を一定期間（3 年 6 カ月）に制限する▽判断内容を原則公開することなどを規定している。さらに、「投資受入国が正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている」として、環境や健康分野について、何らかの規制措置を認めると説明している。

しかし、医療が「正当な公共目的」に該当するのか、投資家が提訴する自由をどの程度、規制するのかなどは不明である。国際仲裁法廷の裁量と TPP 委員会の解釈に委ねられており、政府が行った規制措置が誤りであると認定される可能性がある。

□「TPP 協定の全章概要」

「内国民待遇」と「最恵国待遇」については、「同様の状況において与えられるものがあるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する旨を注釈に規定」（第 9 章、第 9.5 条）

「各締結国が附属書 I 及び附属書 II の締結国の表に記載する措置等一定の措置については適用しない」（第 9 章、第 9.11 条）

「締結国が自国の領域内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認める措置（規定に適合するものに限る）を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない旨を規定」（9 章、第 9.15 条）

「附属書の解釈」（第 9 章、第 9.25 条）

「仲裁廷」は「当該被申立人の要請があったときは、環太平洋パートナーシップ委員会にその事案についての解釈を要請する」

4、ネガティブ・リスト採用——営利病院自由化の危険

政府対策本部「概要」では、「**国境を越えるサービスの貿易**」（第 10 章）で、「原則全てのサービス分野を対象とした上で、適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）を採用している」と説明している。

また、市場アクセスでは、「サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置を採用してはならない」（10 章、第 10.5 条）と規定している。

一方で、政府対策本部の「全章概要」・「別添」では、「国境を越えるサービスの貿易・市場アクセス」について、協定発効時に「全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス）」を、「将来留保（将来新たに規制を導入することができる分野）」することを明記している。

ネガティブ・リスト方式とは、「自由化しない」ことを TPP 協定で明記するか、日本政府が「将来留保」の対象にしない限り、自動的に自由化されてしまう方式である。

例えば、営利目的の病院運営は、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールなどは禁止していないので、日本でもこうした病院が自由化される可能性がある（日本では国家戦略特

区で自由化される可能性が高い)。

また、「**自由職業サービス附属書の概要**」では、「資格を承認し、及び免許又は登録の手続きを円滑化」するため、「自国の関係団体に対し、他の締結国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励する」ことを規定している。医療分野では、医師や看護師等の資格の相互承認に向けて、日米の医師会など関係団体による対話を促しているとも読める。さらに附属書の定めにより、「自由職業サービスに関する作業部会の設置」に「努める」としている²⁰。将来的に資格の相互承認が進むことが考えられる。

日本の公的医療保険制度の根幹部分である病院の運営主体や医師資格などについて、「将来留保」の対象となるのか、明確に示されていない。ネガティブ・リスト方式の適用範囲を全て公表すべきである。

5、ラチェット条項・金融サービス——公的医療保険は適用外と説明

「**国境を越えるサービスの貿易**」では、いわゆる「毒素条項」の一つであるラチェット条項（逆進防止条項）が導入される。ラチェット条項とは、協定を結んで自由化した分野に対して、後で規制を行って条件を変更することや、再国有化することを禁じたものである。

政府対策本部「概要」では「包括的な留保をした分野にはラチェット条項は適用されない」として、「社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）…略…について包括的な留保を行っている」と説明しているが、「将来留保」の適用に対して、ISDS 条項と同様の問題が生じる可能性がある。

□ 「TPP 協定の全章概要」

「適合しない措置 附属書 I の表に記載するもの（中央政府、地方政府又は地方政府の措置）等には適用しない」

「附属書 I の表に記載する措置の改正は、当該改正の直前における当該措置と第 10.3 条から第 10.6 条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る旨を規定（ラチェット条項）」

「金融サービス、政府調達、政府の権限の行使として提供されるサービス」（第 10 章、第 10.2 条）等は、適用しない範囲としている

政府対策本部の「概要」では、「**金融サービス**」（第 11 章）について、「公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス（公的医療保険を含む）…略…には適用されないこととなっている」と説明している。ただし、締結国が「金融機関等との競争を行うことを認める場合」には、「適用する」と規定しており、日本政府が年金、医療、介護などの公的保険について、民間保険との競合を認める場合は、自由化の対象になる。

□ 「TPP 協定の全章概要」

「公的年金計画又は社会保障制度に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービスについては、金融機関等との競争を行うことを認める場合を除き、適用しないこと等を規定」

²⁰ TPP 政府対策本部「TPP 協定の暫定仮訳」（附属書を除く条文案）2016 年 1 月 7 日

医療分野

2016年2月5日
杉山正隆(全国保険医団体連合会理事)

TPP 協定文案のうち医療分野に影響を及ぼすのが、第 18 章「知的財産」、第 26 章「透明性及び腐敗行為の防止」、第 9 章「投資」、第 10 章「国境を越えるサービスの貿易」、第 11 章「金融サービス」などである。

1、新薬の保護強化制度を導入

「知的財産」(第 18 章)では、「医薬品の知的財産保護を強化する制度」として、①「特許期間延長制度」、②「新薬のデータ保護期間に係るルールの構築」、③「特許リンケージ制度」の 3 つの制度を導入する。

特許期間延長に追加する形で、新薬のデータ保護期間を設けるなど、製薬大企業の独占的利益を保障する一方で、ジェネリック薬企業の参入に対する新たな障壁が出現することになる。

国際医療支援団体の「国境なき医師団」は、「発展途上国の医薬品入手の面で最悪の貿易協定として歴史に残るだろう」と批判している。

(1) 特許期間延長——新薬の価格高止まりが続く

アメリカは TPP 交渉で、製造販売承認までの年数分、特許期間が「浸食」されていると主張し、「浸食」されている年数分だけ特許期間を延長して、特許権者(新薬を開発した製薬企業)に補償するよう要求していた。

「不合理な短縮についての特許期間の調整」として、「販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮」について、「特許権者に補償する」ため、特許期間の延長を規定しており、アメリカの要求が通った形だ。

新薬の研究開発プロセスには、主に、基礎研究(標的分子の探索、化合物のスクリーニングなど、2~3年)、非臨床試験(動物試験など、3~5年)、治験(ヒトによる臨床試験、3~7年)、承認審査(厚生労働省医薬・生活衛生局による製造販売承認の審査、1~2年)がある。特許出願は、基礎研究の段階で行われ、厚労省の承認を得た後に販売が認められる。

特許法では「特許権の存続期間は特許出願の日から 20 年をもって終了する」(第 67 条)が、特許出願から市販承認までの期間を差し引けば、新薬市販後の特許期間は約 10 年程度となる。

日本政府は、「最長 5 年までの特許期間の延長制度」があるので、国内制度への影響はないと説明しているが、市販承認までの期間が「不合理な短縮」と認定された場合、特許期間の延長は 5 年を超え、10 年以上となる危険がある。新薬価格の高止まりが続き、製薬大企業の儲けが保障されることになる。



□ 「TPP 協定の全章概要」

(第 18 章、第 18.48 条)

「販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため、特許期間の調整を利用可能なものとする」

「有効な特許期間の不合理な短縮を回避する目的で、販売承認の申請のための審査を迅速に行うための手続を採用することができる」

(2) データ保護期間創設——ジェネリック薬に新たな障壁

アメリカは TPP 交渉で、バイオ医薬品のデータ保護期間を創設し、政府の承認時から 12 年とするよう要求していた。

生物製剤（バイオ医薬品）の新薬は、データ保護期間を「最初の販売承認の日から少なくとも 8 年間」、又はその代わりとして、「最初の販売承認の日から少なくとも 5 年間」と「他の措置をとる」ことのいずれかを選ぶことを規定している。

日本政府は、「新薬の再審査期間（承認時から 8 年）が、実質上のデータ保護期間として機能している」ので、国内制度への影響はないと説明しているが、TPP 協定で新たなルールが導入されることになる。データ保護期間の下限についてのみ規定しており、アメリカでのデータ保護期間と同じ 12 年にすることも可能である。

バイオ医薬品は遺伝子組み換えなどのバイオテクノロジーで開発する医薬品である。主に抗がん剤や C 型肝炎、糖尿病など疾病の治療に使われている。経済産業省によると世界のバイオ医薬品市場は 2010 年の 900 億ドル（10 兆 8000 億円）から 15 年には 1900 億ドル（22 兆 8000 億円）まで拡大すると見込まれている（日本で保険収載されたバイオ薬の C 型肝炎治療薬『ハーボニー』（米国製薬会社）は 1 日 1 剤約 8 万円で、治療に必要な 12 週間の服用で約 670 万円）。



□ 「TPP 協定の全章概要」

【生物製剤】（第 18 章、第 18.52 条）

「生物製剤である新規の医薬品の最初の販売承認の日から少なくとも 8 年間」「第 18.50 条の規定を準用して実施することによる効果的な市場の保護について定める」

「又はその代わりとして、最初の販売承認の日から少なくとも 5 年間、第 18.50 条の規定を準用して実施すること、他の措置をとること、及び市場の環境が効果的な市場の保護にも寄与することを認めることにより、市場における同等の効果をもたらす効果的な市場の保護について定める」

(3) 特許リンケージ導入——ジェネリック薬に新たな障壁

特許リンケージとは、ジェネリック薬企業から製造販売承認の申請があると、政府の医薬品規制当局が、当該医薬品にかかる特許権者に通知を行い、特許権を侵害していないか確認することを義務付ける制度である。新薬を開発した製薬企業が特許権侵害の訴えを起こした場合は、医薬品規制当局は製造販売の承認審査を停止する。

アメリカは、特許権者に対する司法上・行政上の手続き（特許権者が訴訟した場合、係争中はジェネリック薬の製造承認を保留させるなど）を保障することを要求していた。この要求が通った形である。すでに、韓米 FTA や豪米 FTA ではこうした通知制度が設けられている。

日本政府は、「先発医薬品に含まれている成分に特許が存在する」場合には、ジェネリック薬の販売承認を与えていないので、「第 18 条.53 条.2 の規定」を満たしていると説明しているが、国内制度の変更につながる可能性はある。

□ 「TPP 協定の全章概要」

【医薬品の販売に関する措置】（第 18 章、第 18.51 条）

「当該最初に提出した者以外の者が、医薬品の販売を求めていることを特許者に通知し、又は特許権者が通知を受けることを認める制度」

□ 「TPP 協定の暫定仮訳」（第 18 章、第 18 条.53 条.2）

「2 締結国は、1（第 18 条.51）の規定の実施に代えて」、「当局に提出された特許に関連する情報に基づき」、「特許権者の承諾又は黙認を得ない限り」、「販売承認を与えない」

(4) 人の診断・治療・手術法の特許対象に

「特許を受けることができる対象事項」(第18章、第18.37条)として、「産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について特許を取得することができるようにする」と規定している。

一方で、締結国は、「次のものを、特許を受けることができる発明から除外することができる」としており、「人間又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法」²¹を挙げている。「除外することができる」という規定であり、締結国の判断によっては、特許を受ける対象にすることも可能になる。

アメリカでは、「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物、又はそれについての新規かつ有用な改良」であれば、特許保護の対象としている。

日本は、特許法29条で「産業上利用することができる発明」には該当しないとして、人間の診断・治療・手術方法は特許の対象から除外されている。特許保護の対象とする場合、特許法改正など国内制度の変更が必要となる。

特許権料が発生することによって、先端医療技術などの医療費が高騰し、保険収載すると公的保険財政を圧迫するため、保険外に留め置かれることが懸念される。多額の保険外負担が生じ、保険外の負担を支払うか、民間保険でカバーする余裕のある人しか、最先端の医療が受けられなくなる。しかしながら民間保険に加入できるのは一部の高所得者だけで、多くの患者が公平に最新の医療を受ける権利を奪うことになる。

2. 薬事行政に製薬企業が介入——薬価の高止まり・高騰のおそれ

(1) 「透明性及び腐敗行為の防止」(第26章)の「医薬品及び医療機器のための透明性及び手続きの公正に関する附属書」で、「新たな医薬品又は医療機器に対する保険償還を目的とする収載のための手続き」について、「検討を一定の期間内に完了することを確保する」ことや「手続規則、方法、原則及び指針を開示する」ことを規定している。

さらに、医薬品、医療機器を保険収載に関して、「独立した検討過程」を設けることや、保険収載しないという「決定に直接影響を受ける申請者」が、不服審査を開始することができることと規定している(韓米FTAに同様な制度が設けられている)。

これまでもアメリカ通商代表部は、▽新薬の特許が切れてもジェネリック薬が発売されるまでの間は高薬価を維持する「新薬創出加算」の継続・恒久化、▽外国薬価が高くても日本の薬価が高くなるようにする「外国価格調整制度」の見直し、▽売り上げが増えた場合に薬価を引き下げる「市場拡大再算定制度」の見直し——を要求してきた。

今後、アメリカの製薬企業が、利害関係者として、TPP協定の「透明性」を盾にして、医薬品・医療機器の保険収載の可否や、公定価格の決定プロセスにいつそう影響力を及ぼすことが懸念される。

アメリカの薬価は日本より高く、イギリスの3倍にのぼっており²²、今後、わが国の薬価制度に米国流のルールが持ち込まれ、新薬価格が高騰するならば、さらなる患者負担増と医療保険財政の悪化を招くことになる。

□ 「TPP協定の全章概要」

『医薬品及び医療機器のための透明性及び手続きの構成に関する附属書』(第26章)

「自国の保健当局が新たな医薬品又は医療機器に対する保険償還を目的とする収載のための手続きを運用し、又は維持する場合、かかる収載のための全ての正式かつ適切な申請の検討を一定の期間内に完了することを確保すること、手続規則、方法、原則及び指針を開示すること等を規定」

(2) 日米2国間で合意

²¹ TPP政府対策本部「TPP協定の暫定仮訳」(附属書を除く条文案)2016年1月7日

²² 全国保険医団体連合会「薬価の国際比較調査結果」2011年12月

医薬品の患者購入価格：イギリス100、フランス114、ドイツ168、日本222、アメリカ289

日本政府とアメリカ政府の「交換文書」で、医療機器について、TPP 協定の附属書との「整合性について少なくとも現在の水準を維持する」と明記している。TPP 協定より厳しい規制は認めない考えを示している。

また、「関連する将来の保健制度を含む」について、「協議する用意があることを確認」するとしており、薬価制度などを含む医療保険制度を協議対象とすることに合意している。

アメリカ政府や通商代表部の対日要求が、これまで以上に日本の公的医療保険制度に影響を及ぼす可能性がある(豪米 F T A に同様の文書があり、新薬の高価格を維持する仕組みが作られている)。

□『**医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続きの公正な実施に関する附属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の文書 (概要)**』

「両国政府は、医療機器の世界最大級の市場であり、かつ、輸出者であることを確認」

「各政府が、それぞれ (1) 償還のため一覧に掲載すること又は当該償還の額を設定することに関して勧告を行う役割についての中央社会保険医療協議会、及び (2) メディケアに関する国における適用範囲の決定を行う役割についてメディケア・メディケイド・サービス・センターの役割により、医療機器の扱いに関し、少なくとも現在の附属書の規定との適合性の水準を維持することを確認」

「附属書に関するあらゆる事項 (関連する将来の保健制度を含む) について協議する用意があることを確認」

□世界の医薬品売上高上位 30 社の国籍別シェアを見ると、アメリカが約 4 割を占めて突出している。「米国研究製薬工業協会」には、武田薬品工業、アステラス、第一三共、エーザイ、大塚製薬、塩野義など日本の製薬大企業が加盟している。

3、保険会社の圧力が強まる懸念

(1) 「投資」(第 9 章) で、「投資家と国との間の紛争の解決 (ISDS) のための手続も規定」している。

ISDS 条項とは、外国企業や投資家が投資先の国や自治体が行った施策や制度改定によって、不利益を被ったと判断した場合、その制度の廃止や損害賠償を投資先の相手国に求め、国際仲裁法廷 (世界銀行の投資紛争解決国際センター等) に提訴できる国際法上の枠組みである。

医療分野で想定されるのは、日本政府の施策によって、民間医療保険の販売に影響を及ぼした場合である。わが国では厚労省が例外的に認めた混合診療として、先進医療 (2015 年 12 月現在、108 種類) があり、民間保険商品の先進医療保険が販売されている。厚労省が先進医療の保険収載を進めることによって、アメリカの保険会社が先進医療保険の売れ行きが落ち込み不利益を被ったとして、ISDS 条項を発動して施策の変更や廃止を求めることが可能になることが懸念される。

アメリカで認可されている民間医療保険を持ち込み、日本での商品認可や販売に関する規制緩和を求めて、ISDS 条項を発動することも考えられる。

ISDS 条項を盾にして、アメリカ企業の政府への圧力が強まることや、ISDS 条項の発動を回避するため、政府に制度改正への萎縮効果が生じる懸念もある。

一方、「投資受入国が正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている」ので、環境や健康分野について、何らかの規制措置を認めるとしている。

しかし、医療が「正当な公共目的」に該当するのか、投資家が提訴する自由をどの程度、規制するのかなどは不明である。また、国際仲裁法廷の裁量と TPP 委員会の解釈に委ねられており、政府が行った規制措置が誤りであると認定される可能性がある。

□「TPP 協定の全章概要」

「仲裁廷」は「当該被申立人の要請があったときは、環太平洋パートナーシップ委員会にその事案についての解釈を要請する」

(2) 「金融サービス」(第 11 章) で、「公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス (公的医療保険を含む) については、金融機関等との競争を行うことを

認める場合を除き、適用しないこと等を規定」している。

ただし、日本政府が年金、医療、介護等の公的保険について、民間保険との競争を行うことを認める場合は、自由化の対象になる。

(3) 「国境を越えるサービスの貿易」は、「包括的な留保をした分野にはラチェット条項は適用されない」として、「社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）…略…について包括的な留保を行っている」としているが、「将来留保」適用に対して、ISDS 条項と同様の問題が生じる可能性がある。

また「**自由職業サービス附属書**」で、「自由職業サービス」の「資格を承認し、及び免許又は登録の手続きを円滑化」するため、「自国の関係団体に対し、他の締結国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励する」ことを規定している。さらに附属書の定めにより、「自由職業サービスの貿易の円滑化」として、「自由職業サービスに関する作業部会の設置」に「努める」としている。将来的に医師、歯科医師、看護師等の資格の相互承認が進むことが考えられる。

8. 知的財産(著作権)(第18章)

内田聖子 (アジア太平洋資料センター事務局長)

★はじめに

TPP の主な交渉分野のひとつに知的財産分野がある。知的財産分野の焦点は、①バイオ医薬品データ保護期間をめぐる米国と豪州他の対立、②著作権保護をめぐる米国対他国の対立、である。ここでは、②著作権保護をめぐる合意内容について論じる。

2015年10月に発表された「大筋合意」そして11月5日に公表された暫定条文案から、今回の合意内容が日本社会に与える影響は予想以上に大きなものであり、また当初日本政府が主張していた内容とは異なり、大幅に米国提案を受け入れたという結果がわかった。

交渉の結果、日本は、**(1)著作権保護期間の延長、(2)著作権侵害の非親告罪化、(3)著作権侵害の法定損害賠償制度等の採用**、など米国の当初提案のほとんどを受け容れた。これらはいずれも日本の著作権の取扱いを大きく変更する重大な内容である。一言でいえば「知財の米国化」である。TPP 協定の中身に適するような国内法の改正も求められ、その影響の範囲は多岐に及ぶと考えられるという意味でも深刻だろう。

★米国のコンテンツ産業、IT 産業の要求の背景

私自身、2013年以降、TPP 交渉会合の現場に国際 NGO のメンバーとして何度も足を運んできたが、そのたびに目にしてきたのが米国の多国籍企業のロビイストたちの姿だった。医薬品メーカー、牛肉・豚肉の輸出団体、保険会社などその業種は多様だが、常に見かけたのは、グーグルなどの巨大 IT プラットフォーム企業や、ウォルト・ディズニーなどのコンテンツ企業だった。2013年3月のシンガポール交渉会合の際に、ウォルト・ディズニー社による他国交渉官へのプレゼンテーションに参加することができた。10分ほどのビデオクリップを見せるのだが、そこでは新旧の数々の同社作品がめまぐるしく、魅力的に編集されており、「こうしたコンテンツをあなたの国でも上映しましょう」という宣伝が流される。特に印象に残っているのは、最後に「著作権の保護は正当に」とのメッセージがしっかりと入っていることだった。

もちろん、現在世界規模で広がる海賊版コンテンツは違法であり犯罪である。TPP 参加国でも海賊版コンテンツをいかに取り締まるかが重要な論点となってきた。しかし、それは表現の自由やコンテンツビジネス自体を委縮させたり、ましてや一般人の権利を脅かすものであってはならない。

米国のコンテンツ産業は、日本と比較しても桁違いの大規模ビジネスである。米国の海外特許、著作権使用料は15.6兆円(世銀報告書、2013年)と驚異的な外貨を稼いでいる。これは自動車、農産物と同格あるいはそれをしのぐ。最大の輸出産業といえる。一方、米国が海賊版対策に力を入れる理由は、実際の損害の深刻さにある。海賊版による米国の被害総額は毎年1兆円を超えともいわれる。またコンテンツ産業の売り上げ自身がこの10年間で低下しているといわれ、その原因の一つが海賊版であるという指摘もある。売り上げの低下は、海賊版の流通よりも無料のニュースサイトなどの興隆の要因が大きいともいえるが、いずれにしても貿易そのものがグローバル化している時代において、海賊版対策もまた国境を越えて行う必要はある。しかし各国政府による海賊版取り締まり強化対策は、ACTA などの事例を見ても、常にネット世論や市民社会との間で重大な摩擦を引き起こし、結果的に葬られてきた歴史がある。従って米国にとっては、著作権保護強化や非親告罪化、法定賠償金などの米国スタンダードを、TPP にて一気にグローバル・スタンダードにしようとしたのである。何よりも、ACTA など個別イシューの条約と異なり、TPP は幅広い分野を含む「パッケージ条約」である。著作権関連の中身に多少の不満や批判が出て、国内的にも各国に対しても、合

意や批准を迫りやすい。こうしたことから、米国は TPP での著作権分野をかなり重要視してきたといえる。

★協定文から判明した問題点

まず全体像を把握するために、もともと米国が提案してきた主なメニューリストと、実際に TPP 協定文に反映された中身を比較してみよう（表 1）。米国の「当初提案」の内容は、過去にウィキリークス²³や米国 NGO「KEI (Knowledge Ecology International) ²⁴」などが公開した条文テキスト案から読み取れる。いずれも著作権保護を強化し、故意な侵害に対しては厳しい罰則を設ける方向性である。「著作権保護期間延長」や「非親告罪化」などはも日本ではもともと反対や懸念が大きく、過去において導入が見送られたメニューが多い。TPP 交渉に参加した後、日本政府は著作権保護期間延長にしても非親告罪化にしても「受け入れない」姿勢を堅持してきたと政府も説明してきた。しかし大筋合意で蓋を開けてみればその二つを含む米国提案の多くが盛り込まれていることに驚いた人も多い。

★知財分野における米国の当初提案のメニューと、TPP 協定文に盛り込まれた内容²⁵

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| ●真正品の並行輸入に禁止権 | × |
| ●著作権・隣接権保護期間の大幅延長 | ○ |
| ●広汎な DRM の単純回避規制 | ○ |
| ●法廷損害倍額金の導入 | ○ |
| ●著作権・商標権侵害の非親告罪化 | ○ |
| ●米国型のプロバイダの義務・責任の導入 | ○ |
| ●人間または動物の治療のための治療・診断方法、外科的手術を特許対象化 | △ ²⁶ |
| ●データ保護（ジェネリック医薬品規制） | ○ |
| ●音・匂いにも商標 | ○ |

※米国の当初提案のうち、TPP 協定文に盛り込まれた内容＝○

(1)著作権保護期間 70 年

次に特に日本にとって変化や影響が大きいと思われる中身を見ていこう。

まずは著作権保護期間の延長である。現行の日本の法律では著作権の保護期間は 50 年。欧米は 90 年代にすでに 70 年へと保護期間の延長を終えているが、TPP 参加国の中では日本、カナダ、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、マレーシアは 50 年であり、国際的には 50 年という国も多く、まだ「70 年」はグローバル・スタンダードにはなっていない。そのため米国は TPP において自国の基準を他国にも適用させることを要求してきたのである。ちなみに TPP 参加国で米国以外に 70 年以上を採用している国は、メキシコ（100 年）、豪州・アルゼンチン・シンガポール（いずれも 70 年）であるが、いずれも米国と比較してコンテンツ産業の収益は歴然と低く、これら国々が著作権保護延長を強く主張したとは考えにくい。

著作権保護期間が終了した作品は、いわゆる「パブリック・ドメイン」となり誰もが自由に出版・公開・販売することが可能となる。よく紹介されるのは「青空文庫」などの小説作品掲載サイトだが、

²³ <https://wikileaks.org/>

²⁴ <http://keionline.org/>

²⁵ 参考：福井健策氏講演「TPPと世界知財戦～これからの著作権法リフォームを読む（2015 年 12 月 15 日）」における資料

²⁶ TPP 協定文では、締約国は「人間又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法」は「特許の方法から除外することができる」としている（第 18.37.2）。しかし「除外することができる」という表現からも、各国の判断によっては特許の対象となる余地を残しているため△という評価とした。

その他にも著作権保護期間の切れた作品を再び世の中で無料で共有化し、新たな文化価値を生み出しているような事例は存在する。当然のことながら、こうした活動や事業は、著作権保護期間 70 年によって大きな制約や打撃を受ける。

ではなぜ日本は、当初は反対していた著作権保護期間 70 年を受け容れたのか。反対世論も強かったことから、それを説き伏せるだけの「メリット」がなければ納得がいかないというのが多くの人の思いだろう。しかし実際、著作権保護期間が 70 年に延長されたことでの日本のメリットはなく、むしろ経済的な面でもデメリットが指摘されている。著作権使用料の国際収支を見ても、日本は年間 8000 億円の赤字である。つまり日本の現状は、コンテンツの輸出よりも輸入の方が大きいのだ。しかも年々赤字は拡大している。「日本のアニメやゲームなどは海外でも人気ではないのか」と思う方もいるかもしれない。確かにその通りであるが、しかし同時に日本はその売上げを大きく上回る大量のコンテンツやキャラクター、映画などを主に米国から輸入している。その収支は赤字になるということなのだ。そして日本のゲームやアニメ、漫画などは新しいコンテンツであり、著作者の死後 50 年や 70 年を過ぎた作家の作品を輸出している例などほとんど存在しない。逆に米国ではミッキーマウスや熊のプーさんをはじめ古い作品が数十年経った今も多額を「稼ぐ」。

ここに著作権保護期間の延長がなされればどうなるか。輸入する作品に対する著作権使用料はさらに 20 年延長して支払わなくてはならない一方、日本の古い作品の保護期間が延びたとしても大きな収入増にはつながらない。つまりは構造的な赤字がさらに増大していく危険性もあるのだ。もちろん、新しい作品が何倍もの勢いで海外に輸出できるという事態が起これば、赤字収支は解消できていくかもしれないが、その可能性は著作権保護期間延長とは別の議論となる。

もう一つ、著作権保護期間の延長で日本にとってデメリットとなると指摘されているのが過去の作品をデジタル化しビジネスを興す場合の著作権処理の障害となるという点である。現在も取り組まれているが、過去の映像や小説などを大量デジタル化し、アーカイブにしたり新たな商品として販売していくようなビジネスである。過去のドラマの DVD 化などがわかりやすい例であろう。現在の保護期間 50 年のもとでも、古い作品は著作権権利者を見つけ出し許諾を得る行為が相当に困難であり、過去作品を二次利用してビジネス化するチャンスが阻まれているといわれている。例えば NHK の旧作品については、85 万番組がその対象となっているが、権利処理が難航し 11 年かけて公開できている番組はわずか 9000 番組（全体の約 1.1%）しかない。それほどに権利処理（特に「孤児作品」について）はコストも手間もかかるのである。

米国では著作権が 70 年とされている一方、「フェアユース²⁷」が法律で定められており、グーグルなどもこのフェアユースのおかげでここまで興隆してきたといわれている。こうした規定がない状態の日本で、単に著作権保護期間のみが延長されれば、過去作品の権利処理はいっそう難航し、そこにかかる金銭・人的コストはさらに増加するだろう。何よりも一つの作品に新たな命を吹き込むために、恐ろしいほどの時間がかかってしまう。「コンテンツ戦略」「デジタル覇権」を政府は掲げているが、それをめざすのであれば、迅速な権利処理を阻む著作権保護期間の延長はしてはならなかった。

(2)非親告罪化

TPP で米国が提案した非親告罪化も協定の中に取り入れられた。これも交渉中から大きな懸念の声が上がっていた項目である。現在、日本では著作権侵害は「最高で懲役 10 年以下または 1000 万円（法人の場合 3 億円）以下の罰金（あるいはその両方）」であり、基本的には著作者自身が告訴し

²⁷ 現在の日本の著作権法には「私的複製」など、著作権者の許可を得なくても作品を利用できる、個別の制限規定があるが、利用目的に合わせて細かい条件が決められており、個別規定がない領域については、権利者の許可を得ない限り作品は利用できない。「フェアユース」とはこうした個別の制限規定がない分野でも、諸般の事情から許されてもよいような「公正な利用」は権利者の許可を得なくても利用できるという一般規定。米国など一部の国の著作権法にある考え方。1. 利用の目的と性格（営利目的か非営利か等）、2. 著作物の性質（高度な創作か事実に基づいたものか等）、3. 利用された部分の量と重要性、4. 著作物の潜在的価値に対する利用の及ぼす影響（著作者が損をするか等）を基準に判断される。

なければ国は起訴・処罰ができない「親告罪」となっている。その理由としては、「著作権は、個人の名誉や生き方など、人格形成に関する権利(人格権)としての側面が強く、著作権者が希望しない場合にまで処罰すべきではない」などと説明されているが、現実問題として、著作権侵害罪を一律に非親告罪とするには不都合があるからだ。著作権侵害には幅広い態様があり、厳密に言えば例えば、会社内部のプレゼン資料に、著作物である写真を無断で使ったような場合も著作権侵害にあたる可能性がある。しかしそのようなケースまで捜査機関の判断だけで訴追できてしまうというのはやり過ぎであり現実的ではない。

しかし今回の非親告罪化によって、それが理屈としてはできてしまうことになる。その場合に懸念されるのが、パロディやビジネス活動の萎縮、孤児作品の利用など悪意の告発である。すでにパロディや二次創作、個々人のネット空間でのアニメやゲームを利用した自由な発信の動きは無視できないほどの大規模なものとなっている。あるいはテレビドラマなどのDVD化などは新たな文化創出やビジネスチャンスともなっている。原作者自身や関連事業体がこれらを著作権侵害と告訴していない理由は、こうした動きが実は原作自身の売り上げ増加や業界シーンを活性化しているという事実には他ならない。平たくいえば、法律的に言えば著作権侵害であるかもしれないが、「お目こぼし」してきたというわけだ。そこに非親告罪化が適用されれば、確かにこれら表現活動は委縮していくだろう。

そしてさらにいえば、非親告罪化によって、パロディや二次創作の分野だけでなく、デザイナーや小説家、アニメクリエイターなどいわゆる一次創作を行う表現者の活動にも影響を及ぼしかねないという問題がある。著作権侵害かどうかの判断とは微妙なケースもあり、昨年の「オリンピックのエンブレム問題」は法律家の多くは「著作権侵害にあたらぬ」としている。しかしエンブレムが取り下げられたのは、ネットから始まった人びとの強い批判的な世論があったからだ。事実、エンブレム問題でも顕在化した通り、ネット上には「パクリ疑惑検証サイト」と呼ばれるコミュニティが数多く立ちあがり、様々なジャンルの表現活動に対しての「監視」が日々行われている。

実際の表現活動の中には、「故意に似せた」のか「偶然似てしまった」のかは判断が難しいし、映画や小説などは、多かれ少なかれ、過去の作品から影響を受ける。オリジナル作品を発表する際に配給会社、出版社が「もしかすると著作権侵害とされて、いきなり訴追されるかもしれない」と考え、慎重になり過ぎた場合には自由な創作・表現活動が委縮してしまう危険性がある。

こうした流れへの抵抗は強く、何よりも二次使用の原作者や一次創作者たちすら望んでいないような非親告罪化を取り入れることについては、日本政府も慎重になったと思われる。そのため大筋合意では非親告罪化の適用は、「商業的規模の海賊版」「原作の市場での収益性に大きな影響がある場合」に限定している。また「政府大綱」でも表現活動への配慮が記載され、安倍首相も「萎縮に留意」と述べている。しかしこの定義はまだ曖昧であり、実際の国内法の改正も必要となるため、今後の動きに留意すべきであろう。

もちろん商業規模の海賊版は違法であり取り締まるべきだが、実は非親告罪化によらずとも、各国の法律のほとんどは違法な海賊版を禁止している。つまり海賊版の撲滅にとって重要なことは、各国における法律の遵守や取り締まり強化、締約国の警察同士の連携であり、非親告罪化の導入ではない。

(3)法定賠償金

今回のTPP協定の中で、日本にとって最も大きな「変化」の一つが、法定賠償金制度の導入かもしれない。法定賠償金とは、民事の損害賠償の規定である。日本では現在、訴えを起こした権利者の実損害部分のみを賠償金として求めることが常であり、金額にすれば極めて少額である。このため、訴訟を起こしても「費用倒れ」を起こすことが多く、大半の著作権侵害は、認識されていたとしても訴訟に至らない。これは権利者からすれば「泣き寝入り」ということになる。

一方、米国では法定賠償金制度がすでに存在し、実損害の証明がなくても、裁判所がペナルティ的

な賠償金を決められる。故意の著作権侵害の場合は 1 作品で 15 万ドルまでの法定賠償金が課せられ、また弁護士費用は別途請求されることもある。米国は巨大コンテンツ輸出国として、この規定を TPP に盛り込みたかった（海賊版の巨大製造国・中国の TPP 参加も見越してのことかもしれない）わけだが、こうした多額の法定賠償金制度は、著作者の泣き寝入りを減らすという側面がある反面、知財訴訟が頻発し、賠償金も増加、結果的に新たなコンテンツビジネス自体を委縮する危険がある。この懸念は他ならぬ米国内でも指摘されているほどだ。先述のとおり、表現活動・ビジネスを行うにあたっては、必ずしも故意の著作権侵害ではないケースもある。特に米国の場合は、フェアユースであると信じて行ったビジネスが、ある日突然訴訟を起こされ莫大な法定賠償金を支払うことになれば一気にその企業は倒産という事態になりかねない。事実米国には、「パテントロール」「コピーライトロール」と呼ばれる、著作権侵害の事例を「発見」しては著作者に訴訟を起こさせ賠償金の一部を得たり、訴訟に至らないにしても両社の和解金の一部を得るなどして成立するビジネスが横行している。こうしたリスクが、自由なビジネスを阻害するとして、法定賠償金の引き下げ要求が議会で議論されている。

この法定賠償金という制度は、日本の現法律では対応できないだけでなく、訴訟社会・米国の裁判文化そのものを持ち込むことに他ならない。大筋合意の直後は、日本政府は現行制度の解釈によって対応できる、つまり法改正は必要なしとの見通しを持っていたようだが、現時点では法改正しなければ対応できないことが明らかになっている。これは日本の裁判文化そのものを大きく変える「変更」となる。

★拙速な国内法の改正はあり得ない

協定文の分析からわかることは、日本のビジネスの現状や裁判文化、知財システムとは相いれないものが多く、それらはコンテンツ輸出国である米国のロビー団体からの要求で入った中身であるということだ。非親告罪化などに盛り込まれたセーフガード措置（表現活動を萎縮させないような配慮）はあり、また著作者の泣き寝入りが軽減されるなど、個別には日本にとって有益なものも含まれると政府は説明しているが、全体としては知財（著作権）については「米国の勝利」であろう。

そうした中で、日本政府は 2016 年 1 月からの通常国会において、TPP 協定を前提とする国内法の改正案を提出しようとしている。いわゆる「前倒し立法」である。協定自体は最終的な条文も確定しておらず、国会にも提出されていない（政府が 1 月 7 日に発表したものは「暫定条文案」である）。12 か国による署名もなされておらず、その日程すら正式に確定していない（1 月 20 日現在）。さらにいえば各国での批准も時間がかかり、2016 年中に米国で批准される可能性は限りなくゼロに近い。従って協定が発効できたとしても少なくとも 1 年以上は先のことであり、2 年、3 年先となる可能性すらある。こうした状況の中で、「TPP 発効」を前提として国内法を急いで変える必要はまったくない。それどころか拙速な改正は日本にとってデメリットが大きいとさえいえる。なぜなら、コンテンツ産業や IT 産業の変化は他の業界と比較しても急激であり、それへの対応としての法改正も十分な議論や情勢の見極めが必要となるからだ。本稿で論じたとおり、今回の TPP 協定内容は基本的に米国提案の受け入れであるわけだが、そのことが日本にとってどのようなリスクを招くのか、十分な検証なしの法改正はあまりに危険である。「一般社団法人インターネットユーザー協会（MIAU）」などこの分野の専門団体からも前倒し立法への批判があがっている²⁸。また国会における手続き論としても、署名も発効もしていない条約に伴う国内法改正などは、議会軽視であり民主主義への冒涇であろう。

私自身は、今回の TPP 協定の結果は日本が真の意味で「コンテンツ立国」「デジタル覇権」をめざす上でのメリットは少なく、日本の文化や現状のコンテンツ状況や特性を考えれば、むしろ今後の発

²⁸ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_06/pdf/shiryo_14.pdf

展に際しての障害やデメリットが大きいと考えている。日本にとって必要な法的措置とは、著作権保護期間延長や非親告罪化の導入などでは決してなく、少なくとも米国のフェアユース規定のような、文化産業全体に寄与する公共的な性格の強い法律や、古い作品に新しい命を吹き込むための「孤児著作物対策（裁定制度の改善）」ではないだろうか。政府大綱にも「権利者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行う」と記載されているが、先に変えなければいけない国内法の優先順位はこれらの方である。こうした文化発展のための柔軟な措置なしに、罰則規定の強化や著作権保護期間の延長のみが行われるのだとしたら、まさにこれまで多くの表現者やビジネス業界が危惧してきた「表現の萎縮」「監視と管理」だけが TPP で私たちに突きつけられることになる。

以上

【添付参考資料】

1. 文化庁「TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について²⁹」
（平成 27 年 11 月 4 日法制・基本問題小委員会（第 6 回）配付資料 2）

²⁹ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_07/pdf/sanko_5.pdf

TPP協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について

TPP協定において締約国に制度整備が求められている事項のうち、我が国が協定締結のために著作権法の改正の必要性を検討すべき事項は、以下の5項目であると考えられる。ただし、各項目の改正の要否及び内容、並びにその他の事項で改正が必要なものの有無等については、更に精査が必要。

1. 著作物等の保護期間の延長について

○ TPP協定における関連事項

①著作物の保護期間について

- －著作物の保護期間を原則作者の死後70年とすること。(現行：死後50年)
- －無名・変名の著作物の保護期間を原則公表後70年とすること。(現行：公表後50年)
- －団体名義の著作物の保護期間を原則公表後70年とすること。(現行：公表後50年)

②実演・レコードの保護期間について

- －実演の保護期間を実演が行われた後70年とすること。(現行：実演後50年)
- －レコードの保護期間を原則レコードの発行後70年とすること。(現行：発行後50年)

※ 保護期間が延長される際、改正法が施行した時点ですでに保護期間が満了している著作物について、遡及して保護期間が延長されることとはならない。

2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化

○ TPP協定における関連事項

- ・ 著作権、実演家の権利又はレコードに関する権利を侵害する複製に係る罪のうち、故意により商業的規模で行われるもの(※)について、非親告罪とすること。
 - ※商業的規模で行われる行為には、少なくとも次の行為を含む。
 - i 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為
 - ii 上記に該当しない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権者等の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの
- ただし、非親告罪とする範囲については、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えるものに限定することができること。
- ・ 映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものについて、非親告罪とすること。

3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール等）に関する制度整備

○ TPP協定における関連事項

① 著作者、実演家及びレコード製作者が権利の行使に関連して用い、並びにその著作物等について許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段（※）の回避に対し適当な法的保護等を講ずるため、以下の行為を民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とする。

－ 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（いわゆる「アクセスコントロール」等）を権限なく回避する行為

－ 効果的な技術的手段を回避する装置等の製造、輸入、頒布若しくは公衆への販売若しくは貸与の申し出をする行為、又は当該手段を回避するサービスの提供等をする行為

② ①について、知的財産権を侵害しない使用を可能とするため、例外及び制限を定めることができる。

※効果的な技術的手段：効果的な技術、装置又は構成部品であって、その通常の機能において、保護の対象となる著作物、実演若しくはレコードの利用を管理するもの又は著作権、実演家の権利若しくはレコード製作者の権利を保護するもの。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

○ TPP協定における関連事項

・ 実演及びレコードに関する世界知的著作権条約（WPPT）第十五条（1）及び（4）の規定するところにより、実演家及びレコード製作者に権利を付与すること。具体的には、実演家及びレコード製作者に対し、商業上の目的のために発行されたレコード（※1）の放送等（※2）について、報酬請求権等を付与すること（※3）。

※1 CD等の有体物に固定された「商業用レコード」に加えて、CD等を介さずインターネット等から直接配信される音源（いわゆる「配信音源」）を含む。

※2 映像に組み込まれたレコードの放送等は対象外

※3 ここで求められる権利の保護については、（WPPTで認められる内国民待遇の適用除外を行うことができず、）TPPの原則に従い内国民待遇とすることが求められる。

5. 法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備

○ TPP協定における関連事項

・ 著作権、実演家の権利又はレコード製作者の権利の侵害に関し、以下のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を整備する。

（i）権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償（※1）

（ii）追加的な損害賠償（※2）

※1 法定の損害賠償については、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の損害を抑止することを目的として定める。

※2 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。また、追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、司法当局は、全ての関連する事項（侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。）を考慮して適当と認める損害賠償の裁定を下す権限を有する。

（以上）

9. 労働(第19章)

布施恵輔（全国労働組合総連合国際局長）

期待はずれの労働の章

「労働」の章は条文の第19章にあたり、英文で13ページのみです。他の章と比べると分量が少なく、付属書もありません。条文の中では労働法、規制や規則などの定義、労働の権利、逸脱防止規定、労働法の適用、強制労働、企業の社会的責任、制度周知と手続きの保障、提訴の手続き、適用にあたっての締約国の協力、情報提供と共有の手続き、締約国間の労働の章に関する会議の設置、コンタクトポイント、労働の章に関する協議の手続きなどを主な内容としています。

労働の章の範囲で言えば、既存の自由貿易協定、経済連携協定の内容の枠を出るものにはなっていません。本来これらの貿易協定や経済協定に労働が盛り込まれる場合、自由貿易などによる雇用や労働条件へのマイナスの影響を食い止めることが期待されます。しかし TPP に関して、加盟国労働組合の多くが求めている守るべき労働条件の詳細な定義、適用と執行の強化は文面上盛り込まれず、率直に言えば「期待はずれ」でしょう。TPP はその基本的性格や内容からして全く賛成できるものではありませんが、労働の章に関しても期待はずれであり、労働条件防止の歯止めならないと考えられ、批准すべきではありません。

ILO 宣言と中核条約の縛りの弱さ

条文第1条では参照すべき国際労働基準として ILO（国際労働機関）が1998年に採択した「職場の権利と原則に関する ILO 宣言（ILO 新宣言）」が触れられています。この宣言は、結社の自由（自由に労働組合を作り交渉する権利の保障）、強制労働禁止、差別撤廃、児童労働禁止の4分野8条約を「中核条約」とし、ILO 加盟各国に最優先での批准と、仮に批准されなくてもその内容の適用を求めているものです。いわば最低限の、どこの国でも守られなければならない基準ということになります。

しかし条文では宣言の正式名称と4分野の記述はあるものの、条約番号が明示されていません。これでは該当する ILO 条約に定められた内容との整合性が問題になりにくくなっています。また8条約中、日本は「強制労働の廃止に関する条約」=105号条約、差別禁止を定めた「雇用および職業についての差別待遇に関する条約」=111号条約を批准していません。チリとペルーは8条約すべて批准していますが、オーストラリア、メキシコは7条約、カナダ、シンガポール、ニュージーランドが6条約、ベトナム5条約批准に対し、ブルネイと米国はわずか2条約しか批准していません。この批准状況にも見られるように、そもそも4分野8条約を締約国が批准し、遵守するのが締約国には問われます。ベトナムは TPP 参加を見越して結社の自由に関する87、98号条約批准に向けて議論に入っているとされます。途上国には批准を迫っておきながら、先進国や日本は知らんぷりでは許されません。安倍首相の施政方針演説では同一労働同一賃金の実現が触れられていますが、TPP を批准するなら直ちに日本に残された宿題=二つの未批准条約についても直ちに批准すべきです。と声を上げなければなりません。

国際的な労働基準は ILO で議論されるべき

労働基準に関する国際的基準作りや調整は国連の専門機関である ILO を通じて行なわれており、90年代から世界貿易機関（WTO）と ILO の間には国際労働基準と貿易に関する論争が存在し様々な決定が行われてきました。98年の ILO 新宣言は国際労働基準の問題は ILO が担当するという住み分けと、グローバル化した社会での国際労働基準のあり方の指針となっています。TPP の今回の協定案に関して言えば、労働の章をこの協定に設けることが誤りであり、労働基準の確保は ILO を中心に行うべきでしょう。

条文の詳細を見ても、前述の ILO 中核条約に加えて第一条では「最低賃金、労働時間ならびに職業上の安全および健康に関する受け入れ可能な条件」とあります。受け入れ可能な条件では、もともと抜け穴やダブルスタンダードができることを想定しているようなものです。強制労働（第6条）に関しても、「強制労働に関与した産品を「輸入しないよう奨励」としかありません。ILO 条約と勧告、その監視機構が積み上げてきた活動を無視した TPP は国際労働基準の適用と監視という点でも許されません。

労働の章後半にある労働問題の議論の枠組みに関する規定（第十条、第十一条）でも、ILO の原則である三者構成主義（政労使の枠組み）に基づく必要な協議や作業への労働組合の参加も条文上は期待できないと思われます。労働政策審議会、中央労働委員会、最低賃金審議会はじめ重要な労働政策は日本でも三者構成で労使の代表が入って議論が行われています。今後 TPP によって発生するであろうさまざまな労働問題を考えるとき、条約にその政労使による協議の枠組みが保障されていないことは問題です。

私たちの雇用や働き方はどうなるのか

労働の章は分量も少なく、やや技術的な側面があります。そもそも TPP で雇用が増えるのか、労働条件に与える影響など、日本の雇用にどのように影響するのか、他の条文の規定も含め総合的な分析が必要です。加盟国労働組合からの情報の範囲では、顕著に雇用が増えるという推計は皆無です。米マサチューセッツ州のタフツ大学の世界開発環境研究所（GDAE）が1月に公表した TPP の影響分析の報告書は、TPP 発効 10 年の後に GDP が 0.12%減少し、7万4000人の雇用が失われると試算しています（右表を参照）

また労働移動、移民労働への TPP による影響は労働以外の章とも大きくかかわります。

すでに今国会にも残業代ゼロを狙った労働基準法改正案、外国人実習制度の改正案など TPP 先取りとも言えるような労働法制の規制緩和が提出されており、それらの先取りとも言えるような動きには警戒が必要です。TPP は日本の雇用にとって有害だと声を上げたいと思います。

TPP の影響試算 GDAE 報告書より

	GDP(%)	雇用 (人)
日本	-0.12%	-74,000 人
米国	-0.54%	-448,000 人
カナダ	0.28%	-58,000 人
メキシコ	0.98%	-78,000 人
オーストラリア	0.87%	-39,000 人
ニュージーランド	0.77%	-6,000 人
東アジア (1)	2.18%	-55,000 人
チリ、ペルー	2.84%	-14,000 人

(1)=ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム

労働の章の条文上気がついた点

・ 第一条、ILO98 年新宣言（結社の自由、強制労働禁止、差別撤廃、児童労働禁止）の遵守

→条約番号、名称に言及がなく骨抜きにされる可能性がある。

→特に権利に関する記述がない。→日本は 8 条のうち 2 条約（105 号³⁰、111 号³¹）未批准

→他国の批准状況 オーストラリア 7/8、ブルネイ 2/8、カナダ 6/8

チリ 8/8、マレーシア 6/8、メキシコ 7/8、シンガポール 6/8、

ニュージーランド 6/8、ペルー 8/8、ベトナム 5/8、米国 2/8 程度の批准状況

・ 第一条、上記新宣言の四項目に加えて「最低賃金、労働時間ならびに職業上の安全および健康に関する受け入れ可能な条件」

→「受け入れ可能 acceptable」の条件付

→該当する法律の存在、国際基準との整合性は問われてない！

→最賃を含む賃金、社会保障と退職後の保障（年金）などを含めるべき

→これらの基準が少なくとも ILO 基準と整合性を持つべき

・ 第三条 各国の法律および規則の対象

→米国は合衆国憲法、連邦法のみ（州法は対象外）

オーストラリアなど連邦制国家での適用に問題はないか

→受け入れ可能な労働条件が各国で定めることとなり、国際基準あるいはそのほかの基準との整合性がないため、極論すれば労働時間に関する法律がさえ存在すれば長時間労働でも許される内容になっている

³⁰ 正式名：強制労働の廃止に関する条約

【概要】

1930 年の強制労働条約（第 29 号）を補強・補完する条約。

この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。

a. 政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁

b. 経済的発展の目的のために、労働力を動員し利用する方法

c. 労働規律の手段

d. ストライキに参加したことに対する制裁

e. 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段

この条約を批准する国はまた、前記のような強制労働を即刻かつ完全に廃止するために必要な効果的な措置をとることを約束する。

³¹ 正式名：雇用及び職業についての差別待遇に関する条約

【概要】

基本条約の 1 つで、労働分野が中心ではあるものの、より一般的な人権保障条約としての性質を持つ。この条約は、雇用と職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないことを規定する。ここにいう差別待遇とは、「人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、社会的出身などに基づいて行われるすべての差別、除外または優先で、雇用や職業における機会または待遇の均等を破ったり害したりする結果となるもの」をいうが、特別の条件を必要とする特定の業務についての差別・除外または優先は、差別待遇とはみなされない。また、国の安全を害する活動について正当に嫌疑を受けている者やこの活動に従事している者に対して行われる措置も、差別待遇とはみなされない。

批准国は、差別待遇廃止のため必要な政策をとり、この政策を促進していく上で労使団体の協力を求め、反差別待遇の法律を制定し、教育計画を進め、この政策と一致しない法令の条項を廃止し、政令・慣行を改正しなければならない。

- ・ 第四条 逸脱の禁止
 - 逸脱の禁止は基本的権利に限定すべきで受け入れ可能な条件は除外すべき
 - (b)は事実上抜け穴になっていないか、上回る基準を持つ国への圧力になるか？

- ・ 第六条 強制労働
 - 強制労働に関与した産品を「輸入しないよう奨励」するでは弱い
 - Inisiatives it considers appropriate/適当と認める などは削除すべき

- ・ 第七条 企業の社会的責任
 - 「企業の社会的責任についての自発的活動」で「任意に採用されたものを奨励」
Shall endeavor to encourage---
 - OCED 多国籍企業に関するガイドラインへの言及が必要

- ・ 第八条 啓発および手続き的な保証
 - 自国の法令執行、裁判手続きへの利害関係者 persons with recognized interests の関与

- ・ 第十条 協力
 - 労働基準改善の機会の増大、労働に関する事項の共通の約束の促進の協力
 - ILO など地域機関の関与、6(a)の項目設定が妥当なのか？

- ・ 第十一条 協力的な労働対話/Cooperative Labour Dialogue
 - ILO 用語の社会対話/Social Dialogue ではないことに注意
 - 国家間の対話を規定しているが、社会パートナーに関する規定はない
 - 同様の規定は第十二条労働評議会とも関連
ILO144 号条約（三者協議・国際労働基準）との関係は妥当か
 - 第十四条公衆の関与 Public engagement で労使代表を含むとされるのみ

移民労働に関する記述が NAFTA の労働に関するサイドアグリーメントにはあるが、TPP にはない。第十条、協力の講で移民労働に関する締約国間の協力は可能だが義務化されていない。

(以上)

10. 規制の整合性(第25章)

東山 寛 (北海道大学准教授)

○通商協定における新しい分野であること

当初から「分野横断的事項」(cross-cutting issues or horizontal issues)のひとつとされており、環境・労働などと並んで、過去の通商協定に導入されたことのない、新しい分野であると認識されてきた。

○独立した章として置かれていること

規制の整合性は、他の関連した章にも同じニュアンスの規定が盛り込まれていると思われるが(特に「衛生植物検疫 (SPS)」「貿易の技術的障害 (TBT)」「透明性」の3章)、本章はそれらを包括する一般的で、独立した章 (standalone chapter) として置かれている。

○アメリカが提案し、交渉を主導したこと

規制の整合性章のテキストを提案したのはアメリカであり、もともとの問題意識は、各国間で「異なる規制措置」が存在することが、貿易＝ビジネスの障害になっているため、この問題に対処することが「21世紀の通商協定」たる TPP には必要、というものであった。新しい分野としてあえて導入したということは、裏返して言えば、TPP 協定における米国の主要な要求のひとつ、ということである。

○貿易・投資の障害とされる規制措置・非関税障壁への対処に焦点があること

TPP 協定に関するまとまった解説として知られる米国議会調査局 (CRS) の「TPP Negotiations and Issues for Congress (TPP 交渉と議会の課題)」の入手し得る最新版 (2015年3月) は、規制の整合性に関する米国通商代表部 (USTR) の意図を、以下のように、端的に紹介している。

※

According to the USTR, this initiative stems from the proliferation of regulatory and nontariff barriers, which have become a major hurdle for business gaining access to foreign markets.

USTRによれば、(新しい分野として規制の整合性を導入する)このイニシアチブは、企業(ビジネス)が外国の市場にアクセスする際の大きな障害となっている規制措置と非関税障壁が、増殖しているという状況から生まれたものである(手元訳)。

※

TPP 協定は、一方で物品・サービス貿易分野などで関税の障壁、参入の障壁を低めつつ、他方では、この規制の整合性により、非関税措置＝規制措置に対処しようとするところに、最大の狙いがあると思われる。

○貿易・投資の増大・円滑化を名目に、規制措置に切り込むことが正当化されること

協定本文の冒頭に、次のような規定が置かれている。

※

第25・2条 一般規定

2 締約国は、次の事項の重要性を確認する。

(a) 締約国間の物品及びサービスの貿易並びに投資の増大を円滑にすることについて、規制の整合性を通じてこの協定の利益を持続させ、及び増大させること。

※

この25・2条では、規制措置を講じる各国の「主権的権利」(b項)、「公共政策の目的」(c項)の重要性についても言及されているものの、貿易・投資の増大・円滑化を名目とすれば、「規制の整合性」が正当化されることを容認している点に問題がある。

○規制の整合性分野の交渉は、紛争解決の不適用により、早々に決着したこと

この分野の交渉は、2013年の早い時点で、ほぼ合意が行なわれたとみられる。合意に到ったポイントは、この章で規定されているオブリゲーションが、TPP協定の一般的な紛争解決（第28章）の不適用（ノン・バインディング）、という内容になったことが大きいと推察される。アメリカの当初提案はバインディングであったと思われるが、この面では譲歩したということかもしれない。

○紛争解決の不適用に代わり、通報のアプローチが採用されたこと

この章で定める協定のオブリゲーションの実効性を担保するために、紛争解決の不適用に代わり、通報（notification）の規定を盛り込んだ。アメリカの当初提案であったと思われる「紛争解決アプローチ」に代わり、この「通報アプローチ」を提案したのは、米国と共にこの分野の交渉を主導してきたNZであると言われている。

※

第25・9条 実施の通報

1 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から2年以内に、及びその後は少なくとも4年に1回、（中略）規制整合性委員会に対し実施の通報（notification of implementation）を行なう。

※

さらに、この通報を承けて、規制整合性小委員会は、その内容を「検討（review）」し、「質問（ask questions）」し、「討議（discuss）」することができる、としている。この通報のアプローチにより、規制の整合性にかかわるオブリゲーションの遵守を担保しようとしているとみられる。つまり、強制力があるということである。

○規制の整合性章は、4つの主要なオブリゲーションを規定している

① 中央機関の設置（第25・4条 1項）

規制の整合性を円滑に進めるために、各国は、中央政府のレベルにおいて、そのことに対処するメカニズムを設ける。特に、中央政府のレベルにおいて、規制措置は各省庁（協定文では「機関」）が個別に定めるのが通常であるため、そのような省庁（機関）間の調整を図るための中央機関を設ける。米国におけるOIRA（行政管理予算局に置かれている情報・規制問題局）をモデルにしていると思われる。

② 規制の影響評価（第25・5条 1～3項）

新たな規制措置（変更を含む）を策定するに際し、規制の影響評価（RIA）を行なう。具体的には、規制の必要性とその根拠、代替案の検討、費用と効果（利益）を検討する。

③ 定期的な規制措置の見直し（第25・5条 6項）

既存の規制措置の全般にわたって、定期的な見直し（review）を行なうことを定める。言い換えれば、規制措置全般にわたる「棚卸し」的な評価を定期的に行なう、ということである。

④ 新たな規制措置の計画の公表（第25・5条 7項）

向こう1年間の新たな規制措置の計画を公表することを定める。

これらのオブリゲーションは、前述したように、紛争解決の不適用ではあるものの、通報のアプローチにより、その実施が担保されていくものと思われる。現在、我が国において、規制措置全般にわたり包括的なアプローチを行なっているのは規制改革会議であり、その権限が強化されることも強く懸念される。

（以上）

【TPPテキスト分析チーム】（順不同）

山田正彦（元農林水産大臣、TPP交渉差止・違憲訴訟の会幹事長）

内田聖子（アジア太平洋資料センター事務局長）

近藤康男（TPPに反対する人々の運動）

和田聖仁（TPP交渉差止・違憲訴訟の会副代表、弁護士）

山浦康明（TPPに反対する人々の運動、明治大学）

東山 寛（北海道大学准教授）

岡崎衆史（農民連国際部副部長）

坂口正明（全国食健連事務局長）

寺尾正之（全国保険医団体連合会）

布施恵輔（全労連国際局）

三雲崇正（TPP交渉差止・違憲訴訟の会、弁護士）他

〈お問合せ〉

特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター（PARC）

担当：内田聖子

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7-11 東洋ビル3F

TEL. 03-5209-3455 FAX. 03-5209-3453

E-mail : office@parc-jp.org <http://www.parc-jp.org/>